○内閣府令第

号

金 融サー Ė ス \mathcal{O} 利用者の 利便の向上及び保護を図るための金融商品 の販売等に関する法律等の一部を改正

する法律 (令和二年法律第五十号) の施行に伴い、 並びに関係法令の規定に基づき、 及び関係法令を実施 す

部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

るため、

銀行

法施行規則等の

内閣総理大臣 菅 義偉

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

、銀行法施行規則の一部改正)

第 条 銀行法施行 規則 昭昭 和五十七年大蔵省令第十号) の <u>-</u> 部を次のように改正する。

次の 表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分 (連続する他 \mathcal{O}

規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、 その標記部分に係る記載) に二重傍線を付した規定

以 下 「対象規定」という。)は、 その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正 後欄に掲

ものは、これを加える。

う。)第十七条の二	いう。)第十七条の二第一項(旧合併転換法第二)
併及び転換に関する法律(以下この条において「旧合併転換法」律第八十七号)第百九十九条の規定による改正前の金融機関の合	併及び転換に関する法律(以下この条において「旧合併転換法 律第八十七号)第百九十九条の規定による改正前の金融機関の合
社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法	社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法
項において準用する場合を含む。)の規定に基づき特定社債(会	項において準用する場合を含む。)の規定に基づき特定社債(会
和四十三年法律第八十六号)第八条第一項(同法第五十五条第四	和四十三年法律第八十六号)第八条第一項(同法第五十五条第四
第十三条の四 銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭	第十三条の四 銀行は、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭
(特定社債等の権利者に対する情報の提供)	(特定社債等の権利者に対する情報の提供)
	提供を行うことを要しない。
	らず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の
	万法により情報の提供を行つたときは、同項の規定にかか
	下同じ。)を行う者に限る。)が預金者等に対し第一項各号に掲
	金等媒介業務(同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以
	六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。)(預
	ビスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第
	属銀行とする銀行代理業者又は金融サービス仲介業者(金融サー
[項を加える。]	5 銀行は、一の預金等に係る契約の締結について、当該銀行を所
[2~4 同上]	[254 略]
第十三条の三 [同上]	第十三条の三 [略]
(預金者等に対する情報の提供)	(預金者等に対する情報の提供)
改正前	改正後

Ł 受けたもの する法律第十七条の二第一 第百六十八条の 十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則 法律の整備等に を受けたもの 第七号におい 条 のに限る。 に規定する普通銀行で旧合併転換法第十七 (第五項を除く。 同 が て準用する場合を含む。 が発行する債券を含む。 規定による改正 関する法律 項に規定する消 発行する債券及び金融システム改革のため に定めるところに準じた方法により顧客 項に規定する普通銀行で同項の認可 (平成十年法律第百七号) 前の金融機関の合併及び転 滅 金融機関が外国為替銀行である 以下この条において同じ。 を取り扱う場合には、 条の二 第一 附則第百六 項 「換に関 0 \mathcal{O} 関 認 を 係 可

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

に対する情報の提供を行うものとする。

一〜三略]

兀 顧客に対 る金融商品取引法第三十七条の三第一 す ・ビス ^る銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用 0) の提供に関する法律第三十一条第二項において準用する 仲介業者 特定預金等契約 L 同 .項に規定する書面を交付している場合又は 預 金等 の締結について、 媒 介業務を行う者に限る。 項本文の規定により 当該銀行を所属銀行と が 金融サ 金融サ 当 該

> を行うものとする。 前条に定めるところに準じた方法により顧客に対する情報の提 受けたもの する法律第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項の 第百六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転 法 を受けたものが発行する債券及び金融システム改革のため 第七号において準用する場合を含む。 ものに限る。 十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法 は律の整 に規定する普通銀行で旧合併転換法第十七条の二第一 備等に関する法律 (同項に規定する消滅金融機関が外国為替銀 が発行する債券を含む。 (平成十年法律第百七号) 以下この条において同じ。)を取り扱う場合には、 附則 気行であ 項 認可 換に関 第 0 0 関 附 百 認 る 則 六 係 可

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

(十四条の十一の二十五) [同上

[一~三 同上]

顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合 る金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該する銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用す 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行と

第十四条の十一の二十九 2 5 5 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 兀 書に規定する内閣府令で定める場合は、 四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし 五. (専門子会社の業務等) (契約締結時交付書面の交付を要しない場合) 客に対し 顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は る金融商品取引法第三十七条の四第一 する銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用す を交付している場合 号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。 客に対し同項に規定する書面 金融商品取引法第三十七条の三第一 金融商品取引法第三十七条の四第一 ビス仲介業者 ビスの提供に関する法律第三十一 略 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行と 略 略 略 同 項に規定する書面を交付している場合 (預金等媒介業務を行う者に限る。 契約締結時交付書面に係る法第十三条の (第十四条の十一 項本文の規定により当該顧 条第二項において準用する 項本文の規定により当該顧 次に掲げる場合とする。 項本文の規定により当該 の二十七第十七 が金融サ 金融サ 第十四条の十一の二十九 2 5 5 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 兀 五. [一~三 同上] (専門子会社の業務等) (契約締結時交付書面の交付を要しない場合) 顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合 る金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該 する銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用す 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行と 同上 同上 同上 同上

第十七条の二 [略]

2 務に限り、 掲げるものとする。 第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業 に係る部分に限る。 十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第 つては、 号に係る部分に限る。 あっては、 号から第三号までに掲げる業務 法第十六条の二第一 金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、 第十三条の二の三第一項第一号及び第三号 金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務 第十三条の二の三第一)に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条 項第三号に規定する内閣府令で定める業務 に掲げるものに限る。) (同項第一号に掲げる業務にあ 項第一号及び第三号(同項第 のほか、 (同項第一号 次に 第

[一·二 略]

三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。 第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び3 法第十六条の二第一項第四号及び第四号の二に規定する内閣府

| 第十七条の二 [同上]

2 同上

ー・二 同上]

る業務のほか、次に掲げる業務とする。は、金融商品取引法第三十五条第二項第一号から第三号までに掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第十号及び第十三号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務一項第四号に規定する内閣府令で定める業務

3

[一~五略]

[4 6 略]

されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録る会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定め

一~七略]

号のいずれかに該当する会社とする。

条の八各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。)、八(合理的な経営改善のための計画(銀行等(銀行又は令第十六)

実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されるずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の以下この号において「特定金融機関等」という。)が、当該特第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社(第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社(非式会社商工組合中央金庫、保険会社(外国保険会社等を含む

[イ〜ハ 略]

ことが見込まれるものに限る。)

を実施している会社

九

略

号に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、る要件は、銀行又はその子会社が前項に規定する会社(同項第九8 法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定め

[一~五 同上]

[4~6 同上]

7 [同上]

[一~七 同上]

八 外国保険会社等を含む。)、銀行持株会社、 項に規定する銀行等、 営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。) であつて、 という。)が、 又はこれらの子会社(以下この号において「特定金融機関等」 会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社 している会社 て次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするもの 合理的な経営改善のための 当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経 当該特定金融機関等に対する会社の債務につい 株式会社商工組合中央金庫、 計画 、法第五十二条の六 長期信用銀行持 保険会社 + を実施 第 株

九 [同上]

「イ〜ハ

同上

8 [同上]

7

次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

作成されていること。

中六条の二第一項第十二号の二の事業に係る計画をいう。)が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画(法第銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が

一「略」

[9 13 略]

者の営む業務のために営むものでなければならない。 官が定める基準により銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長のは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一のは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一のは、決に掲げるものとする。

一・二 略]

第五号の二及び第七号から第九号までに規定する会社を有しな 号までを除く。 並びに次条第一 株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務 託業を営む外国の会社 十六条の二第 場合に限る。 を除く。 信託専門会社又は法第十六条の二第一項第十号に規定する信)を子会社とする持株会社にあつては、)に掲げる業務を営むもの 項 項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四 第一 号、 (銀行業を営む外国の会社に該当するも 第二号、 第二 号、 (子会社として法第 第四 号、 専ら当該持 第五号、

四 法第十六条の二第一項第二号の二、第四号の二又は第十一号

兀

法第十六条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号

二号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。の支援をその内容に含む事業計画(法第十六条の二第一項第十又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のため法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等による人的な

二[同上]

「9 13 同上」

14

同上

同上

三 る。 号までを除く。)に掲げる業務を営むもの 並びに次条第一項各号及び第二項各号 のを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、 託業を営む外国の会社 及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限 十六条の二第一項第一 株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務 信託専門会社又は法第十六条の二第一項第十号に規定する信 号、 (銀行業を営む外国の会社に該当するも 第二号、 第三号から第五号の一 (第十九号から第三十四 (子会社として法第 専ら当 二まで

及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号 にあつては、 から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社 (第十九号から第三十七号までを除く。) に掲げる業務を営む 専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務

もの

15 五~七 略 略

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 略

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるもの

は、次に掲げるものとする。

[一〜三の四

略

三 の 五 において「保険媒介業務」という。) する保険媒介業務 金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定 (第二十七号及び第三十四条の四十八第 項

_四~二十三 略]

二十四四 理 (第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に該当するものを 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代

除く。)又は事務の代行

「二十五・二十六 略

二十七 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

[二十八~三十九 略

> ら第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの 帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第十九号か 専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附 の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、

五~七 同上

15

同上

(銀行の子会社の範囲等)

2 第十七条の三 [同 上] 同上

| 〜三の四 同上

[号を加える。

[四~二十三 同上]

二十四四 理(第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。) 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代 又は事

務の代行

[二十五・二十六 同上

二十七 保険募集を行う者の教育を行う業務

[二十八~三十九 同上

9

第三十四条の十六 第三十四条の二の三十八 2 5 5 7 3 9 情報の提供について準用する。 は、 も該当することとする。 決権を取得する場合において、 七項に規定する会社(同項第九号に該当するものを除く。 で定める要件は、 兀 (銀行持株会社の子会社の範囲等) |第二項の規定による外国銀行代理銀行が行う預金者等に対する いう。 、外国銀行代理銀行の預金者等に対する情報の提供 法第五十二条の二十三第一 者が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画 政上の支援その他の当該銀行又は令第十六条の八各号に掲げる 法第五十二条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十 11 銀行又は令第十六条の八各号に掲げる者による人的な又は財 略 略 略 略 が作成されていること。 銀行持株会社又はその子会社が第十七条の二第 略 第十三条の三(第五項を除く。 項第十一 次の各号に掲げる要件のいずれに 号の二の事業に係る計画を の規定 の議 6 第三十四条の二の三十八 第三十四条の十六 7 5 11 2 5 5 3 9 二の十において準用する法第五十二条の四十四第二項の規定によ 準用する。 る外国銀行代理銀行が行う預金者等に対する情報の提供について (銀行持株会社の子会社の範囲等) (外国銀行代理銀行の預金者等に対する情報の提供) 項第十一号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されている 又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のため の支援をその内容に含む事業計画 同上 法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等による人的な 同上 同上 同上 同上 同 上 第十三条の三の規定は、法第五十二条の (法第五十二条の二十三第一

12 業務は、 8 ・七条の三第一 るもの 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定 は、 金融庁長官が定める基準により銀行、 次に掲げるものとする。 項各号に掲げる業務を営む場合にあつては ただし、 その子会社又は 当該持株会社が第 当 該 第

項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければなら

一·二 略]

ない。

四号、 る会社を有しない場合に限る。 号から第三十四号までを除く。 る業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号 当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯す する信託業を営む外国の会社 会社として法第十六条の二第一 んるものを除く。 信託専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第九号に規定 第五号、 第五号の一)を子会社とする持株会社にあつては、 |及び第七号から第九号までに規定す (銀行業を営む外国の会社に該当 項第一号、)に掲げる業務を営むもの 第二号、 第三号、 (第十九 専ら 子 第

[五~七 略]

12 同上

一·二 同上]

信託専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当する信託業を営む外国の会社とする持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯す会社として法第十六条の三第一項各号及び第二項各号(第十九会社として法第十六条の三第一項各号及び第二項各号(第十九会社として法第十六条の三第一項各号及び第二項各号(第十九会社として法第十六条の三第一項各号及び第二項各号(第十九会社として法第十六条の三第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有ります。

もの (第十九号から第三十四号までを除く。) に掲げる業務を営むに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号に附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号に附帯する業務がに第十七条の三第一項を開発を行う業務及びこれは、専ら当該持株会社の子会社を子会社とする持株会社にあつて一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつて一場の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつて

兀

[五~七 同上]

(10) [1) を 録 三号 金 (9) ii 金 (7) を	年を経過しない (法第四十七条 (法第四十七条 (本第四十七条) (本第四十七条)	ニ 次のいず	四 申請者が個 [一~三 略] 配慮するものと	三十八第一項の規第三十四条の三十七	13 (銀行代理業の許可
媒介業務又は貸金業貸付媒介業務四号を除く。)の規定により同法符ビスの提供に関する法律第三十八名	合にあつては、当該更新の拒否の処済にあつては、当該更新の拒否の処済にあっては、当該更新の拒否の処法にあっては、当該更新の拒否の処	いずれかに該当する場合において、その取消略]	が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと略]	定による審査をするときは、次に掲げの申請があつた場合において、法第五金融庁長官等は、法第五十二条の三	計可の審査)
(同法第十一第十二条の登 条第一項 (第	日 者 を 代 表 者 を い う る 代 表 者 を い ら ら る た 、 も っ ら る っ ら る っ ら る る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る ろ	じ の 日	ないこと	十二条の 十二条の	
[加える。] 同上]		ニ [同上]	四 [同上]	第三十四条の三十七 [同上]	13 (銀行代理業の許可の審査)

条第五 取り 消 項 12 れ 規 \mathcal{O} た 場 定 種 別 する貸金業貸付媒 に 係 るも 0) に 限る。 介業務を ホ に お V 、 う。 1 7 同 に お

(10)

(11)認可 含む。 許 (10)玉 金業法又は までに 選業協 《等協 認可 \mathcal{O} 若しく 法 合の 若 可 同 同 長 以下この 規定する免許、 組 期 組 は 合法、 信用 規定により当該外国に 金融サー 認可若しくは 合 登 は 法、 号に 録 登 銀 の更新を拒否され 録 協 行 水 法、 を取り消され、 お ピ 産 同 71 スの提供に関する法律に相当する 業 組 協同 て同 登録 許可、 信用 合による金融事業に関する法 ľ 組 金庫 に類するその 合法、 認可若しくは お 法、 た場合 と同 又は当 いて受けている(1) 農林中 労働 種 T該免許、 他 類 金 登録 \mathcal{O} の行政処分を 央金庫法 庫 免許、 法 (当 中 許 該 小 可 企

法第五 八条 業協 て準 協 用 第 第 同 金 信 法第五十二 甪 庫 第 同 組 項 用 法第 十 二 若しくは す 組 合による金 金 項 庫 る場合を含む。 合法第九 0 項 、及び農 八十 一条の 法 許 一条の 可 第 第二 八 九条第五 五. + 一融事 十五 林 + +長 -六第 項 期 中 Ŧ. 一条の -央金庫 信 第一 条 業に関する法律第六条 ただし書 項、 \mathcal{O} 用 の規定により法第五十二 兀 項の規定により法第五十二条 銀 項 法 第一 労働 第 行 (長期信 法第 第 の認可を取り消された場合、 項、 項 九 金庫法第九十四条第三項 0 + + - 六条の 許 五. 水産業協同 用銀行法第十七 可 条 \dot{O} 水の五第 兀 労 五. 働 第 第 金庫 組合法第百 項にお 項の 一条の三十 法第 項、 許 \mathcal{O} 農 ħ,

ホ

ホ

た場合 と同 貸金業法に相当する外国の法令の規定により当 農業協同 業等協同 又は当該免許 るその他 若しくは 11 て受けている(1)から(9)までに規定する免許、 法、 種 長期 類 組合法、 この行政 登録 組合法、 の免許、 信 用銀行法、 (当該免許、 の処分を含む。 許可、 協同 許 水産業協同 可、 認可若しくは登録の 組合による金融事業に関する法 信用 認可若しくは 許可、 金庫 組合法、 以下この号におい 法、 認可若しくは登録に 農林中 労働 登録を取り 金庫 更新を拒否され -央金庫]該外国 法、 て同じ。 許 消さ 可 法 中 又は 認 小 可 お 企

法第五 六第 て準 業協 八 協 用 第 条第 同 金庫 信 法 甪 組 項若しくは第二項ただし書の 用 同 第五十二条の十五第一 項 する場合を含む。 金庫法第八十五条の二 組合法第九十二条の四 合による金融事業に関する法律第六条の 法第八十九条第五項、 十二条の五十六第 の許 項 及び農林中央金庫法第九 可 長期信用銀行法第十六条の の規定により法第五十二条の三十 項 項の規定により法第五十二条の 第 第一項、 労働金庫法第 (長期信用銀行法第十 認可 項 十五 \hat{O} 許可、 水産 を取り消され 条の 九 労働 兀 十四条第三 五. 第一 第 五. 第一 金 組合法第 項に -七条、 た場 項 庫 法第 項、 0 項 合 お 八 百 農 信

種別に けてい 法第三 除く。 項の 五十二 法律 十九 合に しくは法第五 た場合 された場合、 しくは農林中 若 認 提 第 0 預 法に相当する外国 条の三 しくは 可、 <u>ー</u>の 第六 金等 供 お 登 日 一条の十 係るものに限る。 る法第五十二条の 条第 録の 項 カコ 項若しくは第二十四条の六の五第一 は 金融サ て、 第 媒 関 条の三 5 許 貸金業法第六条第 0) 0 第 登録の更新を拒否され 可 する法 更新を拒否され、 許 五年を経過しない 介業 規 その取消 長期 -央金 可 若しく 十二条の三十六第一 定により 項若しくは第二項ただし書の認可を取り 項 五. 第 第 務 0 項 又 律 信用銀行法第十七条にお 庫 0 ビ 登 水 法第 は は 0 第三十八条第 録 項 産 許 ス 項 しの日から五年を経過しない の規定により 業協 可 貸 登 0 法令の規定により当該外国において受 同 を 0 九第一 法第十二 取り 金業貸付 録 提 九 許 を取 協同 供に 十 五 可 同 (同条と同種類の登録にあ 消さ 項 若しくは同法第二十四条の六 組 農業協 条の二 合法第 ŋ 関する法律第十二 項若しくは第二項ただし書若 組 の規定により同法第三条第 一条の 消さ れた場 た場合に 媒 項 合による金融事業に関する 介業務 項 長期信用銀 れ、 第一 貸金業法第三条第 登録を取り消された場 百 同 (第三号及び第四 1六条第 組 又は当 お 0 項の規定により いて準用する法 項 合法第九 の許 種 別と同 て、 金融サー 行法第十六 一条と同 項の 該 可を取り その + 認 り消され 許可 つては 可 種 号を 取 類 種 条 ビス 項 同 条 若 \mathcal{O} 類 消 \mathcal{O}

> 取 同 \mathcal{O}

二第一 され 十九 た場合又は貸金業法第六条第一 の二の二第一 しくは農林中 兀 項 十二条の十五第一 律 消 法第三条第一 第六 第一 の登録の更新を拒否され、 た場合、 条の三第一 L 項 0) 日から五年を経過しない者 、条の三 項若しくは第二十四条の六の五第一 の許 項若しくは第二項ただし書の認可を取り消さ 長期信用銀行法第十七条におい 央金庫法第九十五条の二第一 可 第一 項の 項の登録を取り消された場合において、 水産業協同 許可、 項の規定により 項 \mathcal{O} 許可、 協同 1組合法第百六条第一 項の規定により同 1組合による金融事業に関する 若しくは同法第二十四条の六 農業協同 長期信用銀行 組 項 合法第九十二条 の許可 項の規定により て準用する法 項の 法第三条第 法第十六条 を取 許可 その ŋ 消 若

Ŧī.

法

け い は当該認可、 しくは法第五十二条の三十六第一 ている法第五十二条の 法に相当する外国の法令の規定により当該外国に 項 その を同 取 種 消 許可若しくは登録の更新を拒否され 類の認可、 0 日 から五年を経過し 九第一 許可若しくは登録を取り 項若しくは第一 項若しくは貸金業法第 しない者 二項 消され ただし書 お て受 又

次に 掲げる者であつて、 その処分を受けた日から五年を経

過し ない

(1) (9)略

(10)(11)業等協同組合法、 一号を除く。 金融サー 長期信用銀 ビスの提供に関する法律第三十八条第三 の規定により解任を命ぜられた役員 行法、 協同組合による金融事業に関する法律 信用金庫法、 労働金庫法、 中 小 第 企

国の 金業法又は金融サー 法令の規定により解任を命ぜられた取締役、 ピ スの 提 供に関する法律に相当する外 執行役

農業協同

組

合法、

水産

業協同組

合法、

農林中央金庫法、

法、 長期信用銀行法、 与、 監査役、 会計監査人又はこれらに準ずる者 信用金庫法、 労働金庫法、 中小企業

チ

等協同 協同 組合法、 資の受入 組合法、 水産業協同組合法、 協同 預 組合による金融事業に関する法律、 金及び金利等 農林中央金庫法、 0 取締り に関する法律 貸金業法 農業

反し、 供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の 罰金の 刑 (これに相当する外国の法令による刑を含 規定に違

和

十九年法律第百九十五号)

若しくは

金融サービスの

提

を受けることがなくなつた日から五年を経過しない 刑の執行を終わり、 又はその 刑の

処せられ、

その

執

五. 申 -請者が法人であるときは、 次の いずれにも該当しないこと

1 前 号二 (1)カコ 5 (11)まで \mathcal{O} ** \ ず れ かに該当する場合におい

> 1 同 上

(1)5 (9)同 上

_加える。

(10)

これらに準ずる者 農業協同組合法 業等協同組合法、 れ 貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜら た取締役、 法、 長期信用銀行法、 執行役、 協同組合による金融事業に関する法 水産業協同組合法、 会計参与、 信用金庫法、 監査役、 農林中央金庫法又は 労働 金庫 会計監査人又は 中 小

チ る外国 法律 等協同 年を経過 わ 玉 協同組合法、 若しくは り、 法、 の法令による刑を含む。 (昭和二十九年法律第百九十五号)又はこれらに相当す 又はその刑の の法令の規定に違反し、 組合法、 長期信用銀行法、 出資の受入れ 水産業協同組合法、 協同組合による金融事業に関する法律、 執行を受けることがなくなつた日から五 信用金庫法、 預り金及び金利等の に処せられ、 罰金の刑 農林中央金庫法、 労働金庫法、 (これに相当する外 その 取締りに関する 刑の執行を終 貸金業法 小企

五 [同上]

イ 前 号二 (1)から(10) はまでの ず れ かに該当する場合において、

その取消しの日から五年を経過しない者

[口~二 略]

「六・七 略]

(銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供)

第三十四条の四十四 項中 媒介業務をい 百 仲介業者 提供について準用する。 第二項の規定による銀行代理業者が行う預金者等に対する情報 以下同じ。 号) 「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は金融サービス 第十 (金融サー ` う。 条第六項に (預金等媒介業務 以下同じ。 ビスの提供に関する法律 第十三条の三の規定は、 規定する金融サー この場合に を行う者に限る。 (同条第二項に規定する預金等 おいて、 法第五十二条の四十 ビス仲介業者をいう (平成十二年法律第 第十三条の三 とあるの 第五

預金等との誤認防止等)

一当該銀行代理業者の所属銀行」と読み替えるものとする

第三十四条の四十五 第四 若しくは媒介を行う場合には、 に規定する銀行等を除く。 提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をい |項の 同項第一 規定を準用する。 号及び第二号に掲げる行為を除く。 銀行代理業者 が、 第十三条の五第一項、 金融商品の販売 (法第五十二条の六十一第一 (金融サー 又はその代理 第二項及び ビス 項

[2~4 略]

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$

同上

その取消しの日から五年を経過しない者

[ロ〜ニ 同上]

[六・七 同上]

(銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供

の提供について準用する。四第二項の規定による銀行代理業者が行う預金者等に対する情報第三十四条の四十四 第十三条の三の規定は、法第五十二条の四十

、預金等との誤認防止等)

第三十四条の四十五 条の五第一項、 為を除く。)又はその代理若しくは媒介を行う場合には、 定する金融商品の販売をいい、 売等に関する法律 に規定する銀行等を除く。 第 (平成十二年法律第百一号) 第二条第一項に規 一項及び第四項の規定を準用する 銀行代理業者(法第五十二条の六十一第一 が、 同項第一号及び第二号に掲げる行 金融商品の販売 (金融商品 0 項 販

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第三十四条の 業務に j を除く。 に 前 \mathcal{O} ŋ とを確保するための措置を講じなければならない。 該 一顧客に関する非 得た顧客の お 条において準用する第十三条の六の六に規定する情報及び前条 他 顧 0 て 準 一顧客の 係る業務を除く。 客 0) 四十八 -用する第十三条の 同意を得ることなく兼業業務 をいう。 預金等、 金融取引又は 公開 銀 が、 金融 為替取引又は資金の借 行代理業者は、 次項に 資産 事前に書面その他 情 六の 報 お に関する公表され (その役員又は使用 71 七に規定する特別 て 同 銀行代理業において取り扱 ľ (保険募集及び保険媒介 の適切な方法により 入れに関する情報そ に 利用されないこ て の非公開情報 V 人が職務上 ない 情報 知

[2·3 略]

(変更の届出を要しない場合等)

第三十四条の六十四の七 [略]

2

法第五十二条の六十

の六第一

項の規定により届出を行う電子

り、 る 介業者を含む 項の規定により 決済等代行業者 添付書類 同表中欄に を 電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲 金融庁長官等に提出しなけ 定める事項を記載した届出書及び同表下欄 以下同じ。 (金融サー ピ は、 スの 別表第四上欄に掲げる区分によ 提供に関する法律第十八 ればならない 八条第二 に定

《客情報の使用に係る書面による同意等)

(顧

第三十四条の四 除く。 う \mathcal{O} 当該顧客の同意を得ることなく兼業業務 を除く。 前 \mathcal{O} ŋ に 措置 おい 得た顧客の預金等、 :条において準用する第十三条の六の六に規定する情報及び 他 顧客に関する非 の顧客の金融取引又は資産に関する公表されてい 次項に 「を講じなければならない。 て準用する第十三条の六の七に規定する特別の非公開情 をいう。 十八 おいて同じ。 公開 銀 が、 為替取引又は資金の借入れに関する情報そ 金融情報 行代理業者は、 事前に書面その に利用されないことを確保するため (その役員又は使用人が 銀行代理業において取り (保険募集に係る業務を 他の適切な方法により ない情 飛務上 前 報 報 条 知 扱

[2・3 同上]

(変更の届出を要しない場合等)

第三十四条の六十四の七 [同上]

2 決 に 以済等代 定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付 法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子 金 融庁長官等に提出しなければならない ?行業者 は、 別 表第四上欄に掲げる区 分により、 同 <u>:</u> 書類 表 中 欄

[同上]

3

3

略

別表第三 第三十四条の六十四の二十五 項に規定する内閣府令で定めるものは、 供に関する法律第 定以外の理由によ 破産手続開始の決 る法人が合併及び 銀行代理業者であ 金 (利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報) 略 届 子決済等代行業に係る業務に関する情報 者の氏名)その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電 者を除く。 条第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者である 行業を営んでいる者 解散したとき 融サ 法第五十二条の六十一の二の登録を受けないで電子決済等代 (法人にあつては、 出 (第三十四条の六十一 略 ビスの提 事 を知つたときは、当該者の氏名、 項 受けた年月日 登録又は変更登録を 解散年月 金 記 商号又は名称、 融サ 載 関係) 法第五十二条の六十一の二十四第 事 ビスの提供に関する法律第十八 項 次に掲げる情報とする。 住所、 添 電話番号及び代表 <u>\</u> 金融サー 理 住所及び電話番 由書 付 略 書 -ビスの 類 別 第三十四条の六十四の二十五 表第三(第三十四条の六十一 定以外 破産手続開始 銀行代理業者であ る法人が合併及び □== (利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報 行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報 び代表者の氏名)その他の当該者に関する情報並びに当該者が 電話番号(法人にあつては、商号又は名称、 行業を営んでいる者を知つたときは、 届 [項を加える。 同 解散したとき 法第五十二条の六十一の二の登録を受けないで電子決済等代 上 出 の理由によ 同上 事 の決 項 解散年月日 記 載 関係) [同上] 事 項 当該者の氏名、 添 住所、 付 電話番号及 同 書 住所及び 上 類

備考	き	る。	加	介	更	+	る。	別	金	+
表中の「		\smile	加に係るもの	介業務の種	更登録(預	十六条第一	\smile	別に係るもの	金等媒介業務	二条の登録
ш		を受けたと	のに限	種別の追	(預金等媒	項の変	又は同法第	のに限	条の種	録(預
の記載は注記である。										
任記であ										
る。										
					の通知	る場合	項にお	同法第	第十四	提供に
					通知の写し	場合を含む。	れいて準用す	第十六条第	十四条第二項	提供に関する法律
						<u> </u>	用す	第二	項	法 律

(長期信用銀行法施行規則の一部改正)

第二条 長期信用銀行法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、 その標記 部分が

前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、

改正後欄に掲げる対

象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

異なるものは改正

う。) が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次	の子会社(以下この号において「特定金融機関等」という。)
これらの子会社(以下この号において「特定金融機関等」とい	は保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれら
若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又は	社等を含む。)、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しく
保険会社等を含む。)、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社	同じ。)、株式会社商工組合中央金庫、保険会社(外国保険会
長期信用銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社(外国	銀行又は令第四条各号に掲げる者をいう。次項第一号において
八 合理的な経営改善のための計画 (法第十六条の七に規定する	八 合理的な経営改善のための計画(長期信用銀行等(長期信用
[一~七 同上]	[一~七 略]
	号のいずれかに該当する会社とする。
	されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各
	引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録
	る会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取
7 [同上]	7 法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定め
[4~6 同上]	[4~6 略]
[一~五 同上]	[一~五 略]
る業務のほか、次に掲げる業務とする。	三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。
る行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げ	第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第
は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げ	令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び
3 法第十三条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務	3 法第十三条の二第一項第四号及び第四号の二に規定する内閣府
2 [同上]	2 [略]
第四条の三 [同上]	第四条の三 [略]
(専門子会社の業務等)	(専門子会社の業務等)
改正前	改正後

る措置の 当該 が、 社 改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会 [措置の実施により 当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げ 0) ず れかを実施することを内容とするものであつて、 相当の期間内に当該会社の経営の状況が

「イ〜ハ

略

九

略

8 お 同 る要件は、 「項第九号に該当するものを除く。 法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定め て、 次の各号に掲げる要件の 長期信用銀行又はその子会社が前項に規定する会社 いずれにも該当することとする)の議決権を取得する場合に 8

計画をいう。 む事業計画 長期信用銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含 長期信用銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該 (法第十三条の二第一)が作成されていること。 項第十二号の二の事業に係る

略

9 13 略

融庁長官が定める基準により長期信用銀行、 Ŧī. は、 第 法第十三条の二第一 項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、 次に掲げるものとする。 項第十三号に規定する内閣府令で定めるも ただし、 当該持株会社が第四条の その子会社又は第四 当該業務は金

> つて、 状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施して いる会社 に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであ 当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の

「イ〜ハ [同上] 同上

同上

九

財政上の支援その他の当該長期信用銀行等が行う事業の再生の 第十二号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されているこ ための支援をその内容に含む事業計画 法第十六条の七に規定する長期信用銀行等による人的な又は (法第十三条の二第一

項

同上

14 同上

い。項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならな

___·二 略]

三十四号までを除く。 並びに第四条の 株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務 託業を営む外国の会社 て法第十三条の二第一 を除く。 信託専門会社又は法第十三条の二第一項第十号に規定する信)を子会社とする持株会社にあつては、 五. 第 項第一号、)に掲げる業務を営むもの 項各号及び第二項各号 (銀行業を営む外国の会社に該当するも 第二号、 第三号、 (第十九号から第 (子会社とし 第四号、 専ら当該持 第 Ξ

を営むものを営むものに第一項第二十七号までを除く。)に掲げる業務にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務にあつては、専ら当該持株会社の子会社を子会社とする持株会社がら第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社がら第十三条の二第一項第二号の二、第四号の二又は第十一号

兀

五

第五号の二及び第七号から第九号までに規定する会社を

しない場合に限る。

[五~七 略]

15

略]

(長期信用銀行の子会社の範囲等

第四条の五 [略]

一・二 同上]

三十四号までを除く。 託 二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場 株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務 のを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、 て法第十三条の二第一項第一号、 合に限る。 一びに第四条の五第一 業を営む外国の会社 信託 専門会社又は法第十三条の二第一項第十号に規定する信)に掲げる業務を営むもの 項各号及び第二項各号 (銀行業を営む外国の会社に該当するも 第二号、 第三号から第五号の (第十九号から第 (子会社とし 専ら当該

九号から第三十七号までを除く。) に掲げる業務を営むもの帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第十の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、四 法第十三条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号

[同上] 同上]

15

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 [同上]

第五条の六 6 2 2 5 5 三 の 五 3 (9 二十四四 は、 決権を取得する場合において、 七 る要件は、 二十七 [二十八~三十九 [一〜三の四 [二十五・二十六 (長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等) 四~二十三 項に規定する会社 除く。 理 法第十六条の四第 び第二十五条の二十七第一項において「保険媒介業務」という 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるもの 号)第十一条第三項に規定する保険媒介業務(第二十七号及 次に掲げるものとする。 (第三号の四及び第三号の五)又は事務の代行 略 略 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代 金融サービスの提供に関する法律 長期信用銀行持株会社又はその子会社が第四条の三第 略 略 略 略 略 (同項第九号に該当するものを除く。 項第十一号の二に規定する内閣府令で定め 次の各号に掲げる要件の に掲げる業務に該当するものを (平成十二年法律第百 いずれに 0) 議 2 6 第五条の六 2 5 5 3 \ 9 二十七 二十四 [二十八~三十九 [二十五・二十六 四~二十三 [号を加える。 [一〜三の四 (長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等) 務の代行 理(第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。) 同上 [同上] 同上 保険募集を行う者の教育を行う業務 同上 保険会社又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代 [同上] 同上 同上 同上 同 Ŀ 又は事

も該当することとする。

う。)が作成されていること。

「は第十六条の四第一項第十一号の二の事業に係る計画をいずる者が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計財政上の支援その他の当該長期信用銀行又は令第四条各号に掲げる者による人的な又は長期信用銀行又は令第四条各号に掲げる者による人的な又は

一 [略]

[7 11 略]

小。

「法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるも、法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものとする。ただし、当該持株会社が第四条ののは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条ののは、次に掲げるものとする。

· 二 略]

五号 三十四号までを除く。 て法第十三条の二第 並びに第四条の 株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務 託業を営む外国の会社 を除く。 信託専門会社又は法第十六条の四第一 第五号の二及び第七号から第九号までに規定する会社を)を子会社とする持株会社にあつては、 五第一 項第一 項各号及び第二項各号 (銀行業を営む外国の会社に該当するも に掲げる業務を営むもの 号、 第二号、 項第九号に規定する信 第三号、 (第十九号から第 (子会社とし 第四号、 専ら当該持

と。

学十一号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されているこ第十一号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されているこための支援をその内容に含む事業計画(法第十六条の四第一項財政上の支援その他の当該長期信用銀行等が行う事業の再生の財政上の支援その他の当該長期信用銀行等による人的な又は

二[同上]

7 11 同上

12

[同上]

· 二 同上]

三 三十四号までを除く。 株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務 のを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、 託 二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場 並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号 て法第十三条の二第 業を営む外国の会社 信託専門会社又は法第十六条の四第一 一項第一号、)に掲げる業務を営むもの (銀行業を営む外国の会社に該当するも 第二号、 項第九号に規定する信 第三号から第五号の (第十九号から第 (子会社とし 専ら当該

有しない場合に限る。)

[五~七の

13 [略] 転]

(預金者等に対する情報の提供)

第十二条[略]

一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。は金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律第十長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又5 長期信用銀行は、一の預金等に係る契約の締結について、当該

情報の提供を行うことを要しない。かかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により号に掲げる方法により情報の提供を行つたときは、同項の規定に分、以下同じ。)を行う者に限る。)が預金者等に対し第一項各

合に限る。)

兀

号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むものする業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第十九ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専法第十六条の四第一項第一号の二又は第十号から第十一号の

[五~七 同上]

13

[同上]

(預金者等に対する情報

第十二条 [同上]

[254 同上]

[項を加える。]

(債券の権利者に対する情報の提供)

法により顧客に対する情報の提供を行うものとする。 う場合には、前条(第五項を除く。) に定めるところに準じた方第十二条の二 長期信用銀行は、法第八条に規定する債券を取り扱

(外国銀行代理長期信用銀行の預金者等に対する情報の提供)

期信用銀行が行う預金者等に対する情報の提供について準用するする同法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理長十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用第二十五条の二の八 第十二条 (第五項を除く。) の規定は、法第 (第二十五条の二の八 (第二十五条) (14) (15

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

[一~三 略]

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと

[イ〜ハ 略]

の日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分ニ 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消し

(債券の権利者に対する情報の提供)

る情報の提供を行うものとする。 う場合には、前条に定めるところに準じた方法により顧客に対す第十二条の二 長期信用銀行は、法第八条に規定する債券を取り扱

(外国銀行代理長期信用銀行の預金者等に対する情報の提供)

金者等に対する情報の提供について準用する。の四十四第二項の規定による外国銀行代理長期信用銀行が行う預する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条第二十五条の二の八 第十二条の規定は、法第十七条において準用

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

第二十五条の十六 [同上]

[一~三 同上]

兀

[同上]

[イ〜ハ 同上]

ニ [同上]

代表者 にその の日から五年を経過しない者 表者をいう。 がなされた日。 事、 法人の (銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代 監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における ト2において同じ。 取締 へ及び次号イにおいて同じ。 役、 執行役、 会計参与、 であつた者でその取消 監査 前三十日以内 役、

(1) (9)略

三号及び第四号を除く。 を取り消された場合 条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。 (預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務 业融サ ー)の種別に係るものに限る。 ・ビス の提供に関する法律第三十八条第 の規定により同法第十二条の ホにおいて同じ。 (同法第十一 へにおい 項

(11)下この号におい 規定する免許、 組合法、 組合法、 くは は 認可 規定により当該外国において受けている(1)から(0)までに 金融サー 銀行法、 録 登録を取り消され、 若しくは登録に類するその他 協同 の更新を拒否された場合 水産業協同 ピ ス 組 許可、 て同 0 合による金融事業に関する法律、 信用金庫法、 提供に関する法律に相当する外国の法 じ。 組 認可若しくは登録 合法、 と 同 又は当該 農林中央金庫法、 労働金庫法、 種類 の免許、 免許、 の行政処分を含む。 (当該免許、 中小企業等協同 許 可 許 可、 貸金業法又 認可若 農業協同 認可 許可 以

登

(1)(9) 同上

_加える。

組合法、 免許 の免許、 登録 の行政処分を含む。 組合法、 ている(1)から(9)までに規定する免許、 に相当する外国の法令の規定により当該外国において受け 法、 (当該免許、 許 銀行法、 司 許可、 水産業協同組合法、 協同組合による金融事業に関する法律、 認可若しくは登録の更新を拒否された場合 認可若しくは登録を取り消され、 信用金庫法、 許可、 以下この号において同じ。) 認可若しくは登録に類するその他 農林中央金庫法又は貸金業法 労働金庫法、 許可、 中小企業等協 認可若しくは と 同 又は当 農業協同 種 類

(10)

農林中 農業協 場合、 六条の 提供 信用 の 三 \mathcal{O} 十二条の 項 金 百 n おい た場 \hat{O} 庫 登 て 八 0) 潍 条第 金庫 法 準 許 第 同 録 用 若 第八 -六第 関 貸金業法第 央金庫法第九十五条の二 用 同 組 <u>の</u> て、 銀 可 第 \mathcal{O} 銀 合に 第 す 法 す 更 九 組 規 行 項 行 その る法 くは 分新を 第 合法第 法 + る場合を含む。 第 0) 項 第 法 定 項 銀 水 第 産 及び農林中 よる金 八 項 許 五. 第 \mathcal{O} 項 行 業協 可 条の 取 律 第二十四 拒否され 項 五. 0 0 + 法 項 五. 登 六条第 第 + 第五 消 ŋ 及び第一 許 許 九 九条第 若しくは 十二条の 録 協同 可 + 融事 同 同 を 可 三十八 条 第 \mathcal{O} 法 取 組 十二条の -央金庫 業に関 農業協 一条の 日 法第十 第 ŋ 条 0 合 組 五. から 条第 十 五 l 法第百 + 項ただし書 合に 第一 十五. 消 0 若 項 項 項、 しく の規定に 兀 さ 六 の規定により同法第三条第 0 Ŧī. 条 第一 よる金 - 六条の 労働 0 第 同 許 第 五. 項 第 れ 法第九十五条の する法律第六 年 1六条第 十六第 \mathcal{O} 項 た場 は同 組 可 ただ Ŧī. -を経過 項、 登 第 項 項 合法第九十二条の 金 項 (第 労働 録 合 法 \mathcal{O} の規定により 0) 融事業に関する法律 五. より銀行法第五 庫 L の規定による法第 認可 書の を取 法第 又 項 第二十四条の 許可を取り 第 水産業協 しな 一号及び第四 項 項 は 0 金庫法第八十九 条の を取 の許 規 項 ŋ 金 九 認 (法第十七 消 兀 融 定 0 十四条第三 可 五第 許 + n 可 第 同 を が消され 消 若 同 可 n ょ 組 取 項に た場 一号を され 法第 合法 六 十 二 ビ ŋ ŋ 消 一第 0 項 十六 同 信 ス 除 0 項 兀 条 法 第 用 第

ホ

ホ

場合、 十二条 場合、 農林中 六条 農業協 金庫 条 取 同 \mathcal{O} 項 の三第一 の三十六第一 11 百 信 れ て準用さ た場 項 \hat{O} 協 用 のニー 法 兀 八条第一 潍 消 水の三第 許 法第 第 第 \mathcal{O} 同 金 用 L かの九 可 組合による金融事業に関する法律第六条の五 庫 の <u>-</u> 0 登 又は貸金業法第六条第 銀 央金庫法第九十五条の二 同 銀 _ 条 項若 日から五年を経過しない者 録 項 八十五条の二第一 する場合を含む。 法 行法 行法第五十二条の 組 項 第一 の更新を拒否され、 合法第九 銀 第一 第 水 0) 第 項の 許 項の許可、 及び農林中央金庫法第九十五条の 第五十二条の しくは第二十四 産業協同組 八十九条第五 行法第五十二条の 項 項 可 項若しくは第二項 、及び第三 許 \mathcal{O} 協同 登録を取り 可 十二条の 組合による金融事 合法第百六条第 農業協同 法第十六条の 二項ただし書の 十五 項、 十五 項の許可、 一条の六の 0) 匹 が消され 第一 第 第 項 規定により銀 第一 五十六第 若しくは同 労働金庫 ただだし \hat{O} 組 項の 項、 規定により 項 合法第九十二条の二第 項 五第一 労働 0 た場 Ŧī. 0 第一 認可 許可 法第 書の 規定に 水産 規 項 合におい 法 定によ 項 業に関する法 金庫法第八十 , を 取 項の 行法 業協 認可 項 第二十四 を取り消され 0 九 (法 十四四 による法 の規定によ 同 許 兀 可若し 第五 第十七 を取り 許 第一 法 ŋ ŋ 同]条第三 第一 可 第 消 同 組 項 十二条 条 さ 法 合 第 くは そ 九 項 十六 0) れ 第 に 法 律 信 消 第 Ŧī. 用 お

金等媒 日から五年を経過しない者 に係るものに限る。 若しくは法第十六条の けている法第十六条の二 しくは登録の更新を拒否された場合において、 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受 許可若しくは登録 金融サ 介業 務又は ピ ス 貸金業貸付媒 0)を取り消され、 提 五第一 供に (同条と同種類の登録にあつては の二第一 関す 項 介業務 る法律第 貸金業法第三条第 項若しくは第二 又は当該認可、 の種別と同種類 十二条と同種類の その取消 一項ただし 許可 項 0 若し 種 若 0 別 預 認 書

過しない者・次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経

(1) (9) 略]

(10)(11)組合法、 組 監査役、 金融サ 合法、 一号を除く。 規定により 金融サー 銀行法、 協同 水産業協同組 会計監査人又はこれらに準ずる者 ビスの提供に関する法律第三十八条第三項 ピ 解任を命ぜられた取締役、 ス 組 の規定により解任を命ぜられた役員 0) 合による金融事業に関する法律、 信用金庫法、 提 供に関する法律に相当する外国の法令 合法、 農林中央金庫法、 労働金庫法、 執行役、 中小企業等協同 貸金業法又 会計参与 農業協同

チ

法、

銀行法、

信用金庫法、

労働金庫法、

中小企業等協

百

組

チ

法、

銀行法、

信用金庫法、

労働金庫法、

中小

組

農業協同組合

法

水産業協同

組

合法、

農林中

央金庫法、

貸金業法

出資の

法

水産業協同組合法、

農林中央金庫法、

貸金業法若しくは

農業協同組

合

協同組合による金融事業に関する法律、

同

組

合による金融事業に関する法律、

、その取消しの日から五年を経過しない者

「と同種類の認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において項と同種類の認可、許可若しくは登録を取り消され、又は当項と同種類の認可、許可若しくは登録を取り消され、又は当まには当する外国の法令の規定により当該外国において受法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受法に対して

ト [同上]

[] (5) (9) (1) (1)

加 (1) える。(9) 日 上

(10)役、 組 組 準ずる者 に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取 合法、 合法、 法、 執行役、 銀行法、 協同組合による金融事業に関する法律、 水産業協同組合法、 会計参与、 信用金庫法、 監査役、 農林中央金庫法又は貸金業法 労働金庫法、 会計監査人又はこれらに 中小企業等協 農業協 同

30

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと

その取消しの日から五年を経過しない者イ 前号二⑴から⑾までのいずれかに該当する場合において、

[口~二 略]

「六・七 略」

(長期信用銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供)

する情報の提供について準用する。この場合において、第十二条四第二項の規定による長期信用銀行代理業者が行う預金者等に対第二十五条の二十三 第十二条の規定は、銀行法第五十二条の四十

う。 関する法律第十 第五 等媒介業務をい 銀行代理業者又は金融サービス仲介業者 垣中 以下同じ。 当該長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用 Ď 条第六項に規定する金融サービス仲介業者をい (預金等媒介業務 以下同じ。 を行う者に限る。 (同条第) (金融サービスの提供に 一項に規定する預金

は

当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行」

と読み替

しない者 しない者 しない者 しない者 しない者 による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又 法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令 和二十九年法律第百九十五号) 又はこれらに相当する外国の 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭

五 [同上]

その取消しの日から五年を経過しない者イ 前号二⑴から⑪までのいずれかに該当する場合において、

[ロ〜ニ 同上]

[六・七 同上]

(長期信用銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供)

する情報の提供について準用する。 四第二項の規定による長期信用銀行代理業者が行う預金者等に対第二十五条の二十三 第十二条の規定は、銀行法第五十二条の四十

えるものとする。

(預金等との誤認防止等)

第二十五条の二十四 を 定する長期信用銀行等を除 7理若 0 ス 規定を準用する。 0 提供に関する法律 しくは媒介を行う場合には、 同 項 第 号及び第一 長期信用銀 第 三条第 一号に掲げる行為を除く。 行代理業者 が、 項に規定する金融商品 第十二条の三第 金融商 (法第十六条の七に規 品 1の販売 項及び第二 (金融サー 又はその \mathcal{O} 販売

2 4 略

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第二十五条の二十七 する情報 に 募集及び保険媒介業務に係る業務を除 適 特 れ れに関する情報その 使 業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報 切 用 利 別 7 用されない な方法に 0 人が職務上 な 報及び 非公開情報を除く。 情報 により 前条におい 一知り ことを確保するための措置を講じなけ 当 前 配条に お 得た顧 他の 長期 該 顧 %信用銀 客の 顧 て準用する第十二条の四の七に規定する 客の 客の **\ をいう。) て準 同意を得ることなく兼業業務 金融取引又は資産に関する公表さ 預金等、 行 用する第十二条の四の六に規定 代理業者は、 < が、 為替取引又は資金の 次項にお 事 前 長期信用銀行代理 に書面その (その役員又は いて同じ ればなら ľ, (保 他 借 険 \mathcal{O} 入

金等との誤認防止等)

預

第二十五条の二十 る行為を除く。 に規定する金融商品の販売をいい、 \mathcal{O} 十二条の三第一 定する長期信用銀行等を除く。 販売等に関 する法律 項及び第二項の規定を準用する。 匝 又はその代理若しくは媒介を行う場合には 長期信用銀行代理業者 (平成: + 年 が、 法律第百 同項第一号及び第二号に掲 金融商 (法第十六条の 品の 号) 販 第 売 **金** 一条第 七に 融 商 第 項 規

[2~4 同上]

.顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第二十五条の二十七 適切 特別 する情 とを確保するための 募集に係る業務を除 使用人が職務上 業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報 れ れに関する情報その てい な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務 の非 報 ない情報 段び前 公開情報を除く。 条において準用する第十二条の四の七に規定する 知り得た顧客の預金等、 (前 措置を講じなければならない < 長期信用銀行代理業者は、 条におい 他の顧客の金融取引又は資産に関する公表 次項において同じ。)をいう。 て準用する第十二条の四の六に規定) が、 為替取引又は資金の)に利用されないこ 事前に書面その 長期信用 (その役員又 銀 行 他 借 代 険 入

2 3 略

、契約締結前交付書面 の記載事 項

第二十六条の二の二十五 略

2

0

て、

2

定) 取引法第三十七条の 務を行う者に限る。 において準用する金融商 期 あっては、 により顧客に対し 信 特定預金等契約の 用 銀行代理業者又 金融サービスの提供に関する法律第三十一 以下この項において同じ。 契約 第 品 は 締結につい 金融サ 取引法第三十七条の三第 締 項本文の規定 結 前交付書 ビス仲介業者 二以上の長期信用銀行、 面 (金融サ (金融サー] が準用金融商品 (預金等媒介業 ビス仲介業者 ・ビス 項本文の 条第二 八仲介業 規 項

者にあつては 金融サー ビスの提供に関する法律第三 + 条第一

項におい

て準用する金融

商

品取引法第三十七条の三

第

項に規定

した契約締結前交付書面を交付したときは、 する書面。 場合において、 以下この項において同じ。)を交付しなければならな いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載 他の者 (金融サー F,

交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。 仲介業者を除く。 は、 同項の規定にかかわらず、 契約締結

(契約締結時交付書面 の記載事 項

第二十六条の二の二十六 略

2 長 (期信用銀行代理業者又は金融サー 特定預金等契約の 締結につい ビス仲介業者 て、 以上 の長期信用銀行、 (預金等媒介業

> 2 3 同 上

(契約締結前交付書面 の 記載事項

第二十六条の二の二十五 [同上]

載することを要しない。 た契約締結前交付書面を交付したときは、 場合において、 により顧客に対 銀行代理業者が準用 に か の特定預金等契約の締結につい カコ わらず、 契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記 し契約締結前交付書面を交付しなければなら いずれか 金融商品取引法第三十七条の三第 の者が前項各号に掲げる事項を記載 て長期信用銀行 他の者は、 及び長期信 同項の 項 0 規定 規 な 定 用

(契約締結時交付書面の 記載事項

第一 一十六条の二の二十六 同上

2 銀 行代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の四第 0) 特 定預金等契約の締結について長期信用銀行及び長期信 項の規定 用

取引法第三十七条の四第一 とを要しない。 交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載するこ ス仲介業者を除く。 した契約締結時交付書面を交付したときは、 い場合において、 する書面。 項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定 者にあ にお 務を行う者に限る。 にあつては、 により顧客に対し契約締結時交付書面(金融サービス仲介業 いて つては、 準用する金融商品取引法第三十七条の四第一 以下この 金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二 金融サー いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載 項において同じ。 以下この項において同じ。 は、 ビスの提供に関する法律第三 同項の規定にかかわらず、 項本文の規定)を交付しなければならな (金融サー 他の者 が準用金融商品 ビス仲介業者 (金融サービ 契約締結時 + 項本文の規 条第二

别表第三

								另
たとき	理由に	開始の	合併及	業者で	長期信	[略]	届	月 表 第三
さ	ょ	の決定	及びな	である	信用銀		出	(第一
	り解れ	以	破産	ある法人が	銀行代		事	
	散し	外の	手続	人が	理		項	十五条
					解散		記	の四十関係
					年		載	十段な
					月日		事	[7])
							項	
					<u></u>		添	
							付	
					略		書	
							類	
								П
			^	NII.				万 表
たとも	理由に	開始の	合併及	業者で	長期信	[同-	届	月 表 第三
たとき	曲によ	始の決	及び	であ	期信用	[同上]	出	
たとき	由により	始の決	及び破産	であ	期信用	[同上]	出事	
たとき	曲によ	始 の	及び破	で	期信	[同斗]	出	一(第二十五
たとき	由により解散	始の決定以外	及び破産手	である法人	期信用銀行代理	[同上]	出事項	一(第二十五
たとき	由により解散	始の決定以外	及び破産手	である法人	期信用銀行代理	[同上]	出事項記	一(第二十五
たとき	由により解散	始の決定以外	及び破産手	である法人	期信用銀行代	[同上]	出事項記載	
たとき	由により解散	始の決定以外	及び破産手	である法人	期信用銀行代理	[恒4]	出事項記	一(第二十五
たとき	由により解散	始の決定以外	及び破産手	である法人	期信用銀行代理	[同	出事項記載事	一(第二十五
たとき	由により解散	始の決定以外	及び破産手	である法人	期信用銀行代理 解散年月日	[同4]	出事項記載事	一(第二十五
たとき	由により解散	始の決定以外	及び破産手	である法人	期信用銀行代理	[厄斗]	出事項記載事項	一(第二十五

別表

理由により解散し	開始の決定以外の	合併及び破産手続	業者である法人が	長期信用銀行代理	[同上]	届出事項	表第三(第二十五条	に掲げる事項を記載	にかかわらず、契約	た契約締結時交付書面を交付	場合において、いず	により顧客に対し契
				解散年月日		記載事項	の三十九関係)	に掲げる事項を記載することを要しない。	契約締結時交付書面に同項	面を交付したときは、	ずれか一の者が前項各号	契約締結時交付書面を交付
				[一~三 同上]		添付書類			同項第二号から第七号まで	他の者は、同項の規定	者が前項各号に掲げる事項を記載し	付しなければならない

備												
備考を表中の「」の	き	る。)を受けたと	加に係るものに限	介業務の種別の追	更登録(預金等媒	十六条第一項の変	る。)又は同法第	別に係るものに限	金等媒介業務の種	十二条の登録(預	供に関する法律第	金融サービスの提
の記載は注記である。											受けた年月日	登録又は変更登録を
					の通知の写し	る場合を含む。)	項において準用す	同法第十六条第二	第十四条第二項(提供に関する法律	二 金融サービスの	一理由書
												[項を加える。]

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第三条 信用金庫法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十五号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、 その標記 部分が

前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、

改正後欄に掲げる対

異なるものは改正

象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもい二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三 5 [同上略] [2~4条 [略]	(金庫の子会社の範囲等) (金庫の子会とする。 とする。 かられに代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する方法 む。)を紙面のこれに代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する方法	た事項を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他 サイトのアド項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録され れた事項又は	五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、同 に規定する内二号を除き、以下「銀行法」という。)第二十一条第四項及び第 法」という。	四十三条第四号、第百四十九条第二項並びに第百七十条の十二第──十九条第二項並一項、第百三十七条の二第一項、第百三十七条の三第三号、第百──第一項、第百三	<u> </u>	三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項及 三項第六号及び第五いて準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第 いて準用する銀行法	項、第三項、第五項、第七項又は第九項におして	第三条 [略] 第三条 [同	「電磁的記録に記録された事項を表示する方法) (電磁的記)	改 正 後
	(子会社の範囲等)	,ドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含以は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブ	に規定する内閣府令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録さ法」という。)第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項	十九条第二項並びに第百七十条の十二第二号を除き、以下「銀行第一項、第百三十七条の三第三号、第百四十三条第四号、第百四	び第五項第二号の三、第七十条第五項第八号、第百三十七条の二	三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項及いて準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第	項、第三項、第五項、第七項又は	[同上]	(録に記録された事項を表示する方法)	改正前

れた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定めら

[一〜三の四略]

三の五金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百

び第百五十四条第一項において「保険媒介業務」という。)一号)第十一条第三項に規定する保険媒介業務(第二十七号及

[四~二十三 略]

該当するものを除く。)又は事務の代行に係る業務の代理(第三号の四及び第三号の五に掲げる業務にに保る業務の代理(第三号の四及び第三号の五に掲げる業務に項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。)の保険業二十四 保険会社又は少額短期保険業者(保険業法第二条第十八

[二十五·二十六 略]

二十七 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

[二十八~三十九 略]

[6~13 略]

(専門子会社の業務等)

第七十条 [略]

2 [略]

から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。 号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十3 法第五十四条の二十三第一項第三号及び第三号の二に規定する

[一〜三の四 同上]

[号を加える。]

[四~二十三 同上]

除く。)又は事務の代行に係る業務の代理(第三号の四に掲げる業務に該当するものをに係る業務の代理(第三号の四に掲げる業務に該当するものをに規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。)の保険業二十四 保険会社又は少額短期保険業者(保険業法第二条第十八

[二十五·二十六 同上]

二十七 保険募集を行う者の教育を行う業務

[二十八~三十九 同上]

「6~13 同上」

(専門子会社の業務等)

2 [同上] 第七十条

同上

に掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。
に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までる業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号3 法第五十四条の二十三第一項第三号に規定する内閣府令で定め

4 [略] 五略

5

の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかにの十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式。一部の大一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融、三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融、法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十 5

[一~七 略]

該当する会社とする

規定する外国保険会社等を含む。)、 営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施 であつて、 という。) 会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社 規定する銀行持株会社、 式会社商工組合中央金庫、 の六各号に掲げる者をいう。 している会社 て次に掲げる措置 又はこれらの子会社 百八十七号)第十六条の四第一 合理的な経営改善のため が、 当該 措 当該特定金融機関等に対する会社の債務につい 置 (T) 0 (以下この号において「特定金融機関等」 ずれかを実施することを内容とするもの 実 が施に 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第 保険会社 の計 より 次項第 項に規定する長期信用銀行持株 画 相当 金庫等 (保険業法第二条第七項に 銀行法第二条第十三項に (T) 号において同じ。 期間内に当該会社の経 (金庫又は令第九条 株

4 [同上] 同上]

同上

[一~七 同上]

る。 二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。)、銀行法第1 る金庫等、 保険持株会社又はこれらの子会社(以下この号において「特定 条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法 当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限 容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に \mathcal{O} 金融機関等」という。 信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する 十七年法律第百八十七号)第十六条の四第一項に規定する長期 債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内 合理的な経営改善のための計画)を実施している会社 株式会社商工組合中央金庫、) が、 当該特定金融機関等に対する会社 (法第八十五条の三に規定す 保険会社 (保険業法 (昭和

[イ〜ハ 同上]

略

一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつて第五十四条の二十三第一項第一号の二若しくは第十号から第十	十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株第五十四条の二十三第一項第一号の二、第三号の二若しくは第
一 法第五十四条の二十一第一項第一号から第二号の二まで又は	一 法第五十四条の二十一第一項第一号から第二号の二まで又は
	務のために営むものでなければならない。
	金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業
	営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により
	。ただし、当該持株会社が第六十四条第四項各号に掲げる業務を
	の(信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。)とする
	一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるも
12 [同上]	12 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第
[7~11 同上]	[7~11 略]
二 [同上]	二 [略]
画をいう。)が作成されていること。	ること。
二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二の事業に係る計	一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されてい
の内容に含む事業計画(法第五十四条の二十一第一項第二号の	五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第
の支援その他の当該金庫等が行う事業の再生のための支援をそ	行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画(法第
	一 金庫等による人的な又は財政上の支援その他の当該金庫等が
	る要件のいずれにも該当することとする。
	のを除く。)の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げ
	又はその子会社が前項に規定する会社(同項第九号に該当するも
	三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、金庫
6 [同上]	6 法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十
九 [同上]	九 [略]

号、 場合に限る。 もの れに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号 会社にあつては、 (第十九号から第三十七号までを除く。 第四号の二、 (子会社として法第五十四条の二十三第一 第三 第六号及び第八号に規定する会社を有しない 一号及び第四号を除き、 専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこ 以下この条において同 に掲げる業務を営む 項第一 号、 第四

[二・三 略]

第四号 第 兀 に第六十四条第四項各号及び第五項各号 するものを除く。 する信託業を営む外国の会社 い [号までを除く。 |該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並び 場合に限る。 五. 信託専門会社又は法第五十四条の二十三第一 一十四条の二十三第 の二及び第六号から第八号までに規定する会社を有しな)を子会社とする持株会社にあつては、 に掲げる業務を営むもの(子会社として法 項第一 (銀行業を営む外国の会社に該当 号、 第一 号、 (第十九号から第三十 第三号、 項第九号に規定 第四号、 専ら

[五~七 略]

13

略

(金庫との間の契約に定めなければならない事項

令で定める事項は、信用金庫電子決済等代行業者(同条第一項に第九十九条の四 法第八十五条の五第二項第三号に規定する内閣府

業務並 は、 ら第三十七号までを除く。 第三号及び第四号を除き、 二、第六号及び第八号に規定する会社を有しない場合に限る。 として法第五十四条の二十三第一項第一号、 専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附 びに第六十四条第四項各号及び第五項各号 以下この条において同じ。 に掲げる業務を営むもの 第四号、 (第十九号 第四 (子会社 帯する 0 か

二・三 同上]

兀 る。 第五 四号までを除く。 に第六十四条第四項各号及び第五項各号 するものを除く。 する信託業を営む外国の会社 及び第六号から第八号までに規定する会社を有しない場合に限 当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並 信 十四条の二十三第一項第一号、 託 専門会社又は法第五十四条の二十三第一項第九号に規)に掲げる業務を営むもの を子会社とする持株会社にあつては、 (銀行業を営む外国の会社に該当 第二号から第四号の (第十九号から第三十 (子会社として法 専

3

五~七

同上

13 [同上]

(金庫との間の契約に定めなければならない事項)

令で定める事項は、信用金庫電子決済等代行業者(同条第一項に第九十九条の四 法第八十五条の五第二項第三号に規定する内閣府

条第一 て当 規 決 わ 百 仲介業者を 決済等代行業者を れ 石が当該 (第九十九条の二に掲げる行為を除く。 、済等代行業者が る情報の 決済等代行業者に委託 一該信用金庫電子決済等代行業再委託者の業務 たる委託を含む。 七十条の二の 定する信用金 関する事 て同じ。 る電子決済等代行業者 が 第六項の 八第一 「該信用金庫 信用金庫電子 ビス仲 一項の規定により当 措置を行わな 適正)を受けて法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為 項、 項とする。 いう。 規定により 介業者 重電子 立な取 電子 十八第一 第百七十条の二の ?行う 決済等代行業再委託者の委託 以下同じ。 扱 決済等代行業再委託 以下この項、 同 法第十 V) 当該信用 措 1 決済等代行業者をい 号において同じ。 該電子決済等代行業者とみなされる金融 金融サ 置 及び安全管理のために当該信用金庫電 した業務に関するものに限る。 (銀行法第 きに当該 並 び を含む。 条第六項に規定する金融サービス に当該信 金庫電子決済等代行業者とみなさ 九及び第百七十条の二の十にお 第九十九条の ビスの 金庫 一条第十八項に規定する電子 第九十九条の十六及び第 が行うことができる措置 用 者が取得した利用者に関 提供に関する法律 を行う場合において、 金庫 V) を含む。 電子決済等代行業 八、 法第八十五条の十 (当該信用金庫電 (二以上の段階に 第百七十条の 以下同じ。 に関 第

に当該 当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする 再委託者の業務 \mathcal{O} 再委託者の委託 規定する信用金庫電子決済等代行業者をい 全管理のために当該信用金庫電子決済等代行業者が行う措置並 業再委託 務に関するものに限る。 を除く。 Ŧī. をいう。 電 いて同じ。)を含む。 第六項 第九十九条の 条の四第二項各号に掲げる行為 九及び第百七十条の二の十において同じ。)を受けて法第八十 子決済等代行業者 信用)を行う場合において、 者が取得した利用者に関する情報の 第九十九条の十六及び第百七十条の二の十八第一号に の規定により 金庫 八、 電子決済等代行業者が当該措置を行わない (二以上の段階にわたる委託を含む。 (当該信用金庫電子決済等代行業者に委託 第百七十条の二の八第二項、 (同条第一項に規定する電子決済等代行業者 以下同じ。 信用金庫電子決済等代行業者とみなされ に関して当該信用金庫電子決済等代 当該信用金庫電子決済等代行業)が信用金庫電子決済等代行 (第九十九条の二に掲げる行 V 適正な取扱い 法第八十五 第百七十条の 以下この · 及び 条の 安 項 お +

[同上]

2

(預金者等に対する情報の提供

42

2

[略]

(預金者等に対する情報の提供)

第百四十三条 第百三十七条の八 第百三条 5 第百二条 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ る。 預金者等に対する情報の提供について準用する。 第五十二条の四十四第一 じて情報の提供を行うものとする。 全国連合会債を取り扱う場合には、 Ļ 供を行つたときは、 項に規定する預金等媒介業務をいう。 預金等媒介業務 (全国連合会債の債権者に対する情報の提供) (信用金庫代理業の許可の審査) (外国銀行代理金庫の預金者等に対する情報の提供) 信用金庫とする信用金庫代理業者又は金融サー 金 庫は、 同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しな が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の 略 全国連合会が、 略 0 金融庁長官等は、 預金等に係る契約の締結について、 (金融サービスの提供に関する法律第十一条第二 第百二条 同項 一項の規定による外国銀行代理金庫が行う 法第五十四 の規定にかかわらず、 (第五項を除く。 法第八十五条の二第一 前条 条の二の四第一項に規定する 以下同じ。 (第五項を除く。 当 の規定は、 「該預金者等に対 ビス仲介業者 当該金庫を所 を行う者に限 項に規定す 銀行法 に準 提 第百四十三条 第百三条 第百三十七条の八 第百二条 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$. 項を加える。 報の提供について準用する。 第二項の規定による外国銀行代理金庫が行う預金者等に対する情 うものとする。 全国連合会債を取り扱う場合には、 (外国銀行代理金庫の預金者等に対する情報の提供) (全国連合会債の債権者に対する情報の提供 (信用金庫代理業の許可 同上 全国連合会が、 同上 同 上 第百二条の規定は、 法第五十四条の二の四第一項に規定する の審査 前条に準じて情報の提供を行 銀行法第五十二条の四 十四四

るものとする。 第 る許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八 [一~三 略] 「イ〜ハ 項の規定による審査をするときは、 (11)計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者 法人の理事、 更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなさ 申請者が個人であるときは、 ら五年を経過しない者 いう。ト②において同じ。 れた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその (1) (9) (銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者を 三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登 を取り消された場合 条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。 て同じ。)の種別に係るものに限る。 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日 法、 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一 (預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務(同法第十一 銀行法、 略 略 監事、 長期信用銀行法、 取締役、)であつた者でその取消しの日か 執行役、 次のいずれにも該当しないこと 労働金庫法、 次に掲げる事項に配慮す 会計参与、 ホにおいて同じ。) 監査役、 中小企業等 へにおい 項 (第 兀 [一~三 同上] [イ〜ハ 同上] (10)[同上] (1) (9) 加える。] 同上 法、 銀行法、 同上 長期信用銀行法、 労働金庫法、 中小企業等

可 法 法 協 協 令 又 同 同 若 可 下こ は 規 0 組 組 定す < 合法、 は 規 認 金 定に 融サ 可 登 は 0 法 号に んる免 若 録 登 しくは 0 録 ょ] 協 水 を取 許、 更新を拒否され り お 同 ピ 産 当 **,** \ 業 組 ス て同 ŋ 許 該 0 協 登 合 消 可 録 外 提 同 に 供に関 よる金 ľ さ に 玉 組 認可若 類す れ、 に 合 お 法、 た場: と 同 又は当該免許 るそ V 融事業に関 する法律 て受け 農 くは 種 \mathcal{O} 林 類 他 中 の免 に相 \mathcal{O} 登 て 央 パする法 行 録 1 金 る (1) 許 政 当する外国 庫 (当 処分を含 法 許 T該免許、 律、 から 許 可 貸 農業 認 (10)金 ま

ホ

ホ

合

農林 十六 条第 六条 項 準 協 同 合 \hat{O} 甪 同 組 中 0 す 合による金 許 第 法 組 法 行 -央金庫 る場 項及び 合法 第八 \mathcal{O} 可 第 法 第五 깄 第 九 項 項 行 0 合を含む。 第 法 + + 第 0 水 農林 九条第 十二 第 法 九 産 許 許 項 五. 第九十 可 可 十 二 融事 五. 業 0 条 項 一条の + 若 協 0 中 許 -央金庫 一条の 紫に関 長期 五. 同 可 協 第 項、 Ŧī. 同 五十六第一 組 条の二 農業協 は 0) 合 組 信 \mathcal{O} 几 十五 規定に 第一 合に 第一 労働 法 項 用 法第九十五条の四 する法律第六条の 第 の許 銀 よる金 項 第 第 百 同 行 項、 金庫 1六条 より銀 ただ 組 可 項 法第十六条の 法第 項 項 合法第九十二 水 (長期信用銀行法第 労働 L \mathcal{O} \mathcal{O} 第 融事業に関する法 産 規定 業協 書 許可を取 行 九 0 項 金庫法第八 法第五十二条の 十四条第三 五. 認 に 0 第 同 より 五第 第 可 許 組合法第百 項にお 一条の二 を ŋ 可 、消さ 項、 同 取 若 法第 + 項 項、 n 消 第 農 律 九 n \mathcal{O} + 許 第 条 協

> 受けて 当該 くは 業法 協同 種 \mathcal{O} 協 類 他 同 免許 0 \mathcal{O} 登 に 組 組 いる(1) 免 相当する外国の 合法、 行 録 合 許 法 政処分を含む。 (当該免許、 許 協同 可 から(9)までに規定する免許、 許 水 可 産業協同 認可 組 認可若しくは 合による金融事 法令の 若しくは 許可、 組 以下この 合法、 規定により当 認可若しくは登録に類するそ 登録 分号にお 登録を取り消され、 農 林中 業に関 0 更 -央金庫 新 V コ該外国 民する法 を拒否され て同 許 可 法 にお 文は 認可 律、 と 同 又は 若 貸 金

農林中 可 十六 条第 十二条 の 三 場 項 六 準 協 同 条 同 合 \mathcal{O} 用 組 銀 第一 法第八 の三 第一 する場合を含む。 許 組 合による金融事業に関する法律第六条の 法 行法第五十二条の五十六第一 合法第· 第八 央金 可 項 \mathcal{O} 銀 九 行法 第 項 項 及び農林中央金庫法第九十五条の 十五条の二第一 + 第 庫 水 \mathcal{O} \mathcal{O} 産業協同 第五十二条の 法第九十五 項 許 許 九十二条の 九 項 可 条第 0 可 、若しくは第二 許 協同 五項、 同 可 長期信用銀行法第十六条の 組 条の 兀 0) 農業協同 組合による金融事業に関する法 合法第百六条第 十五 項 規定により 第 労働金庫 \hat{O} 許可、 一項ただし 第 第 項、 組 項 **岸**法第九 項 項 合法第九十二条の二第 水産業協 (長期信用 銀行 労働 \hat{O} \mathcal{O} 書の 規 許 定に 金庫 可 項 法 兀 + , を 取 第五 第一 五第一 認可 0 同 匹 [条第三 銀行法 より 法 許 五. 組 項にお · を 取 第一 合法 ŋ 可 第 十二条 項、 ,若し 八十 同 消 項 さ 第 項 第 九 農 消 れ 0 百 + 律 \mathcal{O} は 五. 第 条 協 七 さ 許 八

場合において、 第五十二条の十五 を除く。 同法第三条第 \mathcal{O} れた場合 条の二の二 れた場合、 項の 0 匹 提 第 供 登録の更新を拒否され、 項若しくは第二十四条の六の五 第一 の規定により同法第十二条の登録を取り消された 関する法 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法 貸金業法第六条第一 その取消しの日から五年を経過しない者 項の 項若しくは第二項ただし書の認可を取り消さ 第 律第三十八 登録を取り消された場合又は金融サー 項の規定により長期信 若しくは同法第二十四条の六 条第 項の規定により同法第三条第 項 第 (第三号及び第四 項の規定により 用銀行法第十六 무

しくは 媒介業務又は貸金業貸付媒介業務 を経過し るものに 許可若しくは登録 けている法第八十五条の二第一 更新を拒否された場合において、 法に相当する外国の法令の規定により当該外国にお 金融サー ない者 限る。 ビ を取り消され、 ス (同条と同種類の登録にあつては、 0) 提 供に関 項、 する法律第十二条と同種類の 又は当該許可若しくは登録 の種別と同種類の その取消 貸金業法第三条第 しの日から五 種別に係 預金等 いて受 項若 年

過しない者・次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経

(1) (9) 略

二号を除く。)の規定により解任を命ぜられた役員 (1) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項(1)

れた場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十二条の日から五年を経過しない者の別により同から五年を経過しない者の別に、長期信用銀行法第十八条の別にの日から五年を経過しない者の別には、長期信用銀行法第十六条において準用する銀行法第一項の別にの日から五年を経過しない者の、まして、長期信用銀行法第十六条において準用する銀行法のの取消しの日から五年を経過しない者

しの日から五年を経過しない者
「一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許けている法第八十五条の二第一項若しくは貸金業法第三条第法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受

ト [同上]

(1) (9) 同上

[加える。]

(11)協 協 . 令の規定により解任を命ぜられた取締役、 又 同 同 法、 は 組 組 金融サ 合法、 合法、 監査役、 銀 行法、 協同 水 産業協 会計監査人又はこれらに準ずる者 長期信用銀行法、 ピ スの 組合による金融事業に関する法律、 同組 提 供に関 合法、 する法律に相当する外国の 労働金庫法、 農林中央金庫法、 執行役、 中小企業等 貸金業

チ 組合法、 経 法令による刑を含む。 玉 は金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外 資の受入れ 同組合法、 法、 過しない 又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を の法令の規定に違反し、 銀行法、 水産業協同組合法、 者 協同組合による金融事業に関する法律、 預り金及び金利等の取締りに関する法律若しく 長期信用銀行法、)に処せられ、 罰金の刑 農林中央金庫法、 労働金庫法、 (これに相当する外国 その刑の執行を終わり 貸金業法、 中小企業等協 農業協同 \mathcal{O}

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと

その取消しの日から五年を経過しない者イ 前号二⑴から⑴までのいずれかに該当する場合において、

[口~二 略]

<u>_</u>六・七 略

(信用金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供)

(10)協同組 らに準ずる者 取締役、 業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられ 協同組合法、 法、 合法、 銀行法、 執行役、 水産業協同組合法、 協同組合による金融事業に関する法律、 長期信用銀行法、 会計参与、 監査役、 農林中央金庫法又は貸金 労働金庫法、 会計監査人又はこれ 中小企

チ 組合法、 同組合法、 又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、 くは出資の受入れ なくなつた日から五年を経過しない者 (これに相当する外国の法令による刑を含む。) に処せら その刑の執行を終わり、 法、 銀行法、 水産業協同組合法、 協同組合による金融事業に関する法律、 長期信用銀行法、 預り金及び金利等の取締りに関する法律 又はその刑の執行を受けることが 農林中央金庫法、 労働金庫法、 貸金業法若し 中小企業等協 農業協同 罰金の 刑

五 [同上]

その取消しの日から五年を経過しない者イ 前号二⑴から⑪までのいずれかに該当する場合において、

[ロ〜ニ 同上]

[六・七 同上]

(信用金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供

第百 供 行う者に限る。 仲介業者 該 0 金庫 につい 五十条 規定による信用金庫 条第 を て準用する。 所 (預金等媒介業務 一項に規 属信用 第百二条の規定は、 定す 金庫 とあるの える預 とする信用 この場合に 代理業者が 金等 (金融サー は 媒 銀行法第五十二条の四十四第二項 介業務をい 金庫 お 行う預金者等に対する情 _ 当 該信用金庫代理業者の ビスの提供に関する法律第 代 7 理業者又は 第 خ و 百二条第五項 以 下同じ。 金融サ 中 報 所 ビス \mathcal{O} 当 提 を

(預金等との誤認防止等)

信用金庫」

と読み替えるものとする

第百五十 を行う場合には、 号及び第二号に掲げる行為を除く。 る法律第三条第 庫等を除く。 条 信用金庫 が、 第百四条第一 項 金融商 に規定する金融商品 代理業者 品 \mathcal{O} 項及び第二項の規定を準用する。 販 (法第八十五条の三に規定する金 売 (金融サービスの提供に関 又はその代理若しくは媒介 の販売をい い 同項第 す

[2 \ 4 略]

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第百五十四 その 知 扱う顧客に関する非公開 ŋ 得た顧客の 他 0 顧 条 客の 信用金庫代理業者 預金等、 金融取引又 為替取 金融情報 は 資産 引又は資金の借 は、 に関する公表されて (その役員又は使用人が 信用金庫 代理業にお 入れ に関する情報 な 職務上 て 取 情 報 ŋ

供について準用する。の規定による信用金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提第百五十条 第百二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項

(預金等との誤認防止等)

第百五十一条 第二項 法律 品 庫等を除 又はその代理若しくは媒介を行う場合には、 の販売をいい、 平 の規定を準用する。 < 成 十二年法律第百 信用金庫代理業者 が、 同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。 金融商品の 号) 販売 (法第八十五条の三に規定する 第 一条第 (金融商 項に規定する金融 品の販売等に関する 第百四条第一項及び 商

[2~4 同上]

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第百 そ 知 扱う顧客に関する非公開金融情報 り得 0 五. 十四四 他 0 た顧客の預金等、 顧客の 条 信用 金融取引又は資産に関する公表されていない情 金庫代理業者は、 為替取引又は資金の借入れに関する情 (その役員又は使用人が職務 信用金庫代理業におい て取 報 報 上

ための措置を講じなければならない。 務を除く。 意を得ることなく兼業業務 7 、 う。 (前条において準用する第百十条に規定する情報及び前条におい 準用する第百十一 が、 次項において同じ。 事 前に書面その他 条に規定する特別の非公開情報を除く。 (保険募集及び保険媒)に利用されないことを確保する の適切な方法により当該顧客の 介業務に係る業 同 を

[2·3 略]

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

る。だし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とす第百七十条の二十三(準用金融商品取引法第三十七条の三第一項た)

[一~三 略]

兀 関する法律第三十 同じ。 品取引法第三十七条の三第 前交付書面 第三十七条の三 定 介業者 庫 提供に関する法律第三 を 金融サー の特定預金等契約の締結について、 所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は金融サー (預金等媒介業務を行う者に限る。 が 淮用 (金融サー ビス仲介業者にあつては、 第 金融商品取引法第三十七条の三第一 条第二項において準用する金融商品取引法 項 ビス仲介業者にあつては 本文の規定) $\overline{+}$ 項に規定する書面) 条第一 一項に により顧客に対し 二以上の金庫、 お 金融サー いて準用する金融商 以下この号におい を交付しなけ ビス 金融サービス 項本文の 0 契約締結 が提供に 当該金 ・ビス仲 規 て

なければならない。 (前条において準用する第百十条に規定する特別の非公開籍を講じおいて同じ。) に利用されないことを確保するための措置を講じ言を得ることなく兼業業務(保険募集に係る業務を除く。)をで 準用する第百十一条に規定する特別の非公開情報を除く。) をなければならない。

[2·3] 同上]

(契約締結前交付書面の交付を要しない

第百七十条の二十三 [同上

[一~三 同上]

兀 法 属信用金庫とする信用金庫代理業者がともに準用金融商 交付しているとき 又は当該信用金庫代理業者の 前 交付書面を交付しなければならない場合において、 第三十七条の三第一項本文の規定により顧客に対し契約締結 一の特定預金等契約の締結について、 ずれかが当該顧客に対しこれ 金庫及び当該金庫を所 当 |該金 品 取 庫 引

又は当該金融サー ればならない場合において、 十条の 金融商品取引法第三十七条の三第一 約締結前交付書面 ・ビス 十五第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載 提供に関する法律第三十一 ビス仲介業者の 金融サー 当該金庫、 ビス仲介業者にあつては いずれかが当該顧客に対し 項に規定する書面 条第二 当該信用金庫代理業者 一項にお いて準 (第百七 -用する 金融サ 契

五 [略]

するものに限る。

))を交付しているとき。

[2~5 略]

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

合は、次に掲げる場合とする。
法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場第百七十条の二十七 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引

[一~三 略]

匹 介業者 同じ。 第三十七条の四 関する法律第三十 定 庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は金融サービス仲 交付書面 一の特定預金等契約の締結について、 (金融サー (預金等媒介業務を行う者に限る。 が 準用金融商品取引法第三十七条の四第一 (金融サービス仲介業者にあつては ビス仲介業者に 第 条第二項において準用する金融商品取引法 項本文の規定) あ つては、 により顧客に対し契約締結 二以上の金庫、 金融サー 以下この号において ・ビスの 金融サービス 項本文の規 提供に 当該 金

五[同上]

[2~5 同上]

第百七十条の二十七 [同上] (契約締結時交付書面の交付を要しない

□〜三 同上]

で付しているとき。 で付しているとき。 で付しているとき。 で付しているとき。 で付しているとき。 で付しているとき。 で付しているとき。 で付しているとき。 で付しているとき。 で付していて、金庫及び当該金庫を所四一の特定預金等契約の締結について、金庫及び当該金庫を所

												見口						
法第十六条第一項別に係るものに別に係るものに	十二条の登録(預	に関する法律	金融サービスの提	き	により解散したと	の決定以外の理由	及び破産手続開始	である法人が合併	信用金庫代理業者	[略]	届出事項	別表第三(第百六十七	[2 4 略]	れを交付しているとき。	又は当該金融サー	ればならない場合にお	品取引法第三十七条の	の提供に関する法律第三十
	5 i 7 4 5 1	受けた年月日	登録又は変更登録を						解散年月日		記載事項	条関係)		とき。	ビス仲介業者のいずれ	において、当該金庫、	四第一	律第三十一条第二項に
第十四条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)	関する法	軸	一理由書						[一~三 略]		添付書類				かが当該顧客に対しこ	当該信用金庫代理業者	項に規定する書面)を交付しなけ	において準用する金融商
			「項を加える。」	き	により解散したと	の決定以外の理由	及び破産手続開始	である法人が合併	信用金庫代理業者	[恒斗]	届出事項	別表第三(第百六十七	2 ~ 4 同上					
				<i>*</i>	L	以外の	手続	人が	金庫代	同	出事	(第 百	4 同					

備考 表中の [] の に限る。) を受け に限る。) を受け	の変更登録(預
表中の「」。	更登録
() () () () () () () () () ()	
	預
□ 受 も 種 の 別	(預 金
記載	
は 注 注	
の記載は注記である。	
<i>あ</i> る。	
	の
	通知の写し
	写し

(貸金業法施行規則の一部改正)

第四条 貸金業法施行規則 (昭和五十八年大蔵省令第四十号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、 その標記部分が

象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、

改正後欄に掲げる対

告の同項の規定による届出をした者(金融サービス仲介業(同条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。第十条第一項ものに限る。次号において同じ。)の取消しの処分に係る行政ものに限る。次号において同じ。)の取消しの処分に係る行政ものに限る。次号において同じ。)の取消しの処分に係る行政ものに限る。次号において同じ。)の種別に係るがあった日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融すると、第二号から第四号までを除く。)のいずれかに該当するサービスの提供に関する法律第一号)第三十八条第一項に関する法律(平成十二年法律第百一号)第三十八条第一項	について相当の理由がある者を除く。) 又は金融サービスの提くは第五号の規定による届出をした者 (解散又は貸金業の廃止	する日までの間に法第十条第一項第四号た日から当該処分をする日若しくは処分	に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分一 法第二十四条の六の四第一項各号若しくは第二十四条の六の	該当する者とする。 第八号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに第五条の三 法第六条第一項第七号及び第二十四条の二十七第一項(不正な行為等をするおそれがあると認められる者)	改正後
	の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しな規定による届出をした者(解散又は貸金業の廃止について相当	る日までの	る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定によ一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係一 法第二十四条の六の四第一項各号又は第二十四条の六の五第	第五条の三 [同上] (不正な行為等をするおそれがあると認められる者)	改正前

法第十 であつて、 係る事業の ビス仲介業に係る事業の全部 この号及び次号に 一条第 これらの届出の日から五年を経過しないもの 全部の 項に規定する金融サービス仲介業をいう。 おいて同じ。 譲渡につ いて 0 承継又は金融サービス仲介業に 相当の理由がある者を除く。 0 廃止 分割による金融サー 以下

五第 る法人を除く。 係る事業の全部の 出をした法人 第十六条第三項 との決定をする日までの 通知があ \mathcal{O} 四号までを除く。 よる届出をした法人(合併、 該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日まで あつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、 に係る行政手続法第十五条の規定による通知があ 登録の ス の 間に法第十条第一項第二号、 ビス仲介業に係る事 法第一 0 理由がある法人を除く。 提供に関する法律第三十八条第 項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの 取消し + つた日から当該処分をする日若しくは処分をしないこ 匝 l 条 の (金融サー 第三号、 0 譲渡、 六の 処分に係る行政手続法第十五条の規定による 0 役員 のいずれかに該当するとして同法第十二条 業の全部 兀 であつた者であつて、 ビス仲介業の廃止、 間に金融サービスの提供に関する法律 第 合併又は解散について相当の 第五号若しくは第七号の規定による届 解散又は貸金業の廃止について相 項 の承継、 の役員であつた者又は金融サー 第四号若しくは第五号の規定に 各号若しくは 項各号 金融サー 分割による金融サ 第二十四条の六の これらの - ビス仲4 (第二号 つた日から当 解散又は 理由が 通知が :介業に から第 処分

> 該法 もので当該届出の日から五年を経過しないもの て、 て相当の理由がある法人を除く。 定による届出をした法人(合併、 前号の期間内に法第十条第一項第二号、 前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当 人の合併、 解散又は廃止の日までの間にその地位にあつた)の役員であつた者であ 解散又は貸金業の 第四号又は第五 廃止 に 号 0 0

規

1

らの届出の日から五年を経過しないもの 三条第十六項にお る金融サー 譲渡 の日 0 (金融サー 日を含む。 ビス仲介業者をいう。 ビス仲介業者 て同じ。 までの間にその地位にあつたものでこれ にあつては分割又は事業の全部 (同法第十一 第十二条の二 条第六項に規定す 第三 一項及び第十

ない 役員 員をいう。 解任を命ぜられた役員 関する法律第三 法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた (同項に規定する役員をいう。 であつて、 十八条第三項 その処分を受けた日から五年を経過 (同法第十五条第一 (第 一号を除く。 又は金融サービスの 号ソに規定する役 0 規定によ 提供

兀 規定する役員をいう。 を除く。)で当該退任の日から五年を経過しない者 解任されるべきとされた者(退任について相当の理由がある者 よる通 当するとして役員 いことの決定をする日までの間に退任したこれらの命令により 提供に関する法律第三十八条第三項 法第二十四条の六の四第二項に該当するとして役員 一知があつた日からこれらの処分をする日又は処分をしな 解任を命ずる処分に係る行政手続法第十五条の規定に (同法第十五条第一 の解任を命ずる処分又は金融サ 号ソに規定する役員をい (第二号を除く。 同 に該 ・ビス 項

(廃業等の届出) でする日又は処分をしな 日から五年を経過しない者 でする日又は処分をしな 日から五年を経過しない者

規定による届出を金融庁長官にしようと | 第十条 [同上]

第十条

法第十条第

項

0

(廃業等の届出

の処分を受けた日から五年を経過しない者役員(同項に規定する役員をいう。次号において同じ。)でそ三 法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた

者(退任について相当の理由がある者を除く。)で当該退任のの処分を受けた日から五年を経過しない者の処分を受けた日から五年を経過しない者の処分を受けた日から五年を経過しない者の処分を受けた日から五年を経過しない者

兀

3 2 第十二条の二 2 五. 項に規定する登録をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しな 前 る法第十六条の二第一項又は第二項の規定により第一項各号又は 対し金融サービスの提供に関する法律第三十二条において準用す け 合の区分に応じ当該各号に定める書類一 お する者は、 て同じ。 (貸金業貸付媒介業務を行う者に限る。 、契約締結前の書面の交付) 限る。 項各号に掲げる事項を記載した書面を交付したときは、 項の変更登録 付媒介業務の種別に係るものに限る。 ればならない。 いて単に (顧客との間で当該貸付けに係る契約を締結する者に限る。 [略] 一項において準用する場合を含む。 略 の貸付けに係る契約の締結について、 金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録)が当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者に)を受けた場合 略 別紙様式第六号により作成した廃業等届出書(次項に 「廃業等届出書」という。 略 (貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに 同法第十四条第二項 の通知の写し に、 部を添付して、 第十三条第十六項におい 又は同法第十六条第一 金融サービス仲介業者 次の各号に掲げる場 (同法第十六条第 (貸金業貸 同条第二 貸金業 2 2 第十二条の二 [項を加える。

二 四

同 Ŀ

[号を加える。]

者

(契約締結前の書面の交付)

同上

同上

[同上]

及び前項各号に掲げる事項を記載することを要しない。、法第十六条の二第一項又は第二項に規定する書面に第一項各号十三条第十六項において同じ。)は、前二項の規定にかかわらず

4 6 [略]

類の書面を同時に交付しなければならない。掲げる書面の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した二種名書面を保証人となろうとする者に交付するときは、次の各号に、法第十六条の二第三項の規定により、保証契約の内容を説明す

びに前項第三号、第四号及び第十三号に掲げる事項ハまで、第二号イ及びロ、第三号イ及びロ、第四号イ及びロ並第一号から第三号までに掲げる事項並びに第四項第一号イから一当該保証契約の概要を記載した書面 法第十六条の二第三項

第一号から第三号までに掲げる事項並びに第三項第一号イから

法第十六条の二第三項

ハまで、

第二号イ及びロ、

第三号イ及びロ、

第四号イ及びロ

並

第四号 まで及び第五号に掲げる事項並びに第四項第一 ければならない。 けに係る契約が二以上ある場合には、 当該保証契約の詳細を記載した書面 (イを除く。 第二号 (イを除く。 並びに前項各号 法第十六条の二第三項第一号から第三号 第三号 当該契約ごとに記載しな (第十三号を除く。) に (保証の対象となる貸付 (イを除く。 号(イ及びロを) 及び

8 • 9 [略]

掲げる事項

(契約締結時の書面の交付)

第十三条 [略]

3~5 [同上]

一 当該保証契約の概要を記載した書面 [同上]

除く。 掲げる事項 まで及び第五号に掲げる事項並びに第三項第一号 びに前項第三号、第四号及び第十三号に掲げる事項 第四号(イを除く。 け けに係る契約が二以上ある場合には、当該契約ごとに記載しな ればならない。) 当該保証契約の詳細を記載した書面)、第二号(イを除く。)、第三号(イを除く。) 並びに前項各号 法第十六条の二第三項第一号から第三号 (第十三号を除く。 (保証の対象となる貸付 (イ及び口を 及び

7 ・ 8 [同上]

第十三条 [同上] (契約締結時の書面の交付

58

[2 6 略]

7

一当該各号に定める事項とする。の各号に掲げる保証の対象となる貸付けに係る契約の区分に応じ法第十七条第三項後段に規定する内閣府令で定める事項は、次

一 金銭の貸付けに係る契約(次号及び第三号に掲げる契約を除

く。) 次に掲げる事項

を加える場合には、当該事項を除く。) 事項(これらの事項について契約の相手方の利益となる変更は第六項第二号、第六号、第八号若しくは第十一号に掲げるがる事項又は第十二条の二第四項第一号ハ若しくは夕若しく 法第十六条の二第三項第二号、第三号若しくは第五号に掲

ときに限る。)に掲げる事項あつては、保証契約に基づく債権につき物的担保を供させるの第十二条の二第六項第一号、第七号又は第九号(第九号に

[二~四 略]

[8 15 略]

規定する書面に第一項各号及び第三項各号に掲げる事項を記載すする法律第三十二条において準用する法第二項各号に掲げる事項と記載した書面を交付したときは、貸金業者は、第一項及び第三文は第五項の規定により第一項各号又は第三項各号に掲げる事項が当該貸付けに係る契約の相手方に対し金融サービスの提供に関が一の貸付けに係る契約の締結について、金融サービス仲介業者

7 [2 5 6 日上]

一 [同上]

は第五項第二号、第六号、第八号若しくは第十一号に掲げるげる事項又は第十二条の二第三項第一号ハ若しくはタ若しく 法第十六条の二第三項第二号、第三号若しくは第五号に掲

を加える場合には、当該事項を除く。)

事項(これらの事項について契約の相手方の利益となる変更

口

ときに限る。)に掲げる事項あつては、保証契約に基づく債権につき物的担保を供させるあ十二条の二第五項第一号、第七号又は第九号(第九号に

[二~四 同上]

「8 15 同上」

「項を加える。]

ることを要しない。

17 • 18 **略**

る場合について準用する。 9 第十一条第四項の規定は、貸金業者が第十七項の書面を作成す

(受取証書の交付)

第十五条 [略]

2

3

略

4 る八ポ 済その じ、 に当 る 第三号口 カン らツまでに掲げる事 係 べらワ Ź 一号イに掲げる事 項 項 る第十三条第十七項各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応 法第十八条第三 は同号 「該各号に定める事項 第 定期間に 他の ´まで、 及び 月以内で貸金業者が定める一 イ 同項第 及び シト以 뭉 取引の状況について日本産業規格2八三○五に規定す 同 からリまで及びル おいて貸付けに係る契約を締結 項 カコ \exists 上の からツ 一号イに掲げる事 第四 に掲げる事項並 らリまで、 項 項に規定する内閣府令で定める書面 ず項に限 号口 大きさの文字及び数字を用 同 まで及び 項 に (同項第一 る。 第一 掲 ル 及び げ 号 からナまでに掲げる事項 る び ナに掲げ 項 に同項第四号イに掲げる事 ハか 事 \exists 同 号ノに掲げる事項を除 定期間に 項 カュ 同 を除 項 項第二号ロ及びハに掲げる らリまで、 らツまでに掲げる事項に限 る事 第一 き、 号ハからリまで、 して 項 おける貸付け に限 弁済を受領して いて明瞭 いない場合にあ る。 ワ及びタ は、 か 弁済に 同項 くほ 及び 0 項 Ē. 同 カ 第 ル 確 弁 項 カ

> 16 · 17 同上

る場合について準用する。 第十一条第四項の規定は、貸金業者が第十六項の書面を作成

(受取証書の交付)

R十五条 [同上]

[2·3] 同上]

4

からワ る八ポ 済その じ、 る。 二号イに掲げる事項 第三号口 事 らツまでに掲げる事項に限る。 係る第十三条第十六項各号に掲げる貸付けに係る契約の区 同 に当該各号に定める事項 つては同号ハからリまで及びルからナまでに掲げる事項 項 項 法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、 定期間に 一月以内で貸金業者が定める一 第 及び まで、 一号 同 イント以上の大きさの文字及び数字を用い 他 及び .項第三号イに掲げる事項 の取引の状況について日本産業規格2八三〇五 同項 からリまで、 おいて貸付けに係る契約を締結していない場合に ハに掲げる事項並びに同項第四号イに掲げる事 日 第四号口 からツまで及びナに掲げる事項に限る。 (同項 に掲げる事項を除き、 (同項第一号ノに掲げる事項を除 第 ル 及びヨ 号ハからリまで、 (同項第一号ハからリまで、 からツまでに掲げる事項に限 同 定期間における貸付け 1.項第二号ロ及びハに掲 弁済を受領して ル、ワ及び 、て明瞭 元に規定 カコ くほ . つ 正 及び 分に応 同 弁済 タ 項 同 項 項 ル る か 第 あ 確 弁

第十九条 第十六条 5 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 5 • 6 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ 限る。 掲げる事項とする。 げる事項とする。 に掲げる事項に限る。 第二号イに掲げる事項 ない場合にあつては同項第一号ラからヰまでに掲げる事項、 [一·二 略] 四 \ 八 号ラからウまでに掲げる事項に限る。 、取立て行為の規制 (帳簿の備付け) 法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、 十七条第三項に掲げる事項 面とする。 十二号から第十四号までに掲げる事項を除く。 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、 略 略 法第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、 略 略 同項第三号イに掲げる事項 (同項第一 及び同項第四号イに掲げる事項 (第十二条の二第六項第七号及び第 号ラからヰまでに掲げる事項に (同項第一号ラからヰまで を除く。)を記載した (同項第 次に掲 法第 同項 次に 5 第十六条 第十九条 $\frac{2}{4}$ $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ 5 • 6 限る。 三 書面とする。 第二号イに掲げる事項 ない場合にあつては同項第一号ラからヰまでに掲げる事項、 に掲げる事項に限る。 一号ラからウまでに掲げる事項に限る。 [一・二 同上] (取立て行為の規制 四~八 (帳簿の備付け) 十七条第三項に掲げる事項 十二号から第十四号までに掲げる事項を除く。) 同上 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、)、同項第三号イに掲げる事項 同上 同上 同上 [同上] 同上 同上 (同項第一号ラからヰまでに掲げる事項に 及び同項第四号イに掲げる事項 (第十二条の二第五項第七号及び第 (同項第一号ラからヰまで)を除く。)を記載した (同項第 法第 同項

二 \ 略

五. る事項 権でないときは、 保証· 人に対し取立てをするときは、 (取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債 第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を 法第十七条第三 一項に掲げ

五.

保証

人に対し取立てをするときは、

法第十七条第三項に掲

る事項

(取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債

第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を

兀

同上

6 略

6

同上

除く。

権でないときは、

除く。

、債権を譲り受ける者に対する通知

第二十一条 法第二十四条第 項に規定する内閣府令で定める事項

次に掲げる事項とする。

略

掲げる事項を除く。 略

三項に掲げる事項

(第十二

一条の二第六項第七号及び第十四号に

当該債権について保証契約を締結したときは、

法第十七条第

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 6 \end{bmatrix}$ 略

(譲り受けた債権に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十一条の三 の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条第二項において準用する法第十六条 第十二条

の二第四項各号 係る契約の区分に応じ、 (第二号及び第三号を除く。) に掲げる貸付けに 当該各号に定める事項とする。

法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第

2

法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第

2

第二十一条 同上

(債権を譲り受ける者に

三 三項に掲げる事項 当該債権について保証契約を締結したときは、法第十七条第 同上 (第十二条の二第五項第七号及び第十四号に

兀 同上

掲げる事項を除く。

2 6 同上

(譲り受けた債権に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十一条の三 法第二十四条第二項において準用する法第十六条 係る契約の区分に応じ、 の二第三項各号 の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、 (第二号及び第三号を除く。) に掲げる貸付けに 当該各号に定める事項とする。 第十一 条

62

定める事項とする。 五号に規定する内閣府令で定める事項は、 第十二条の二第五項に

3 号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。 六号に規定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第 第十二条の二第六項各 3

4 交付すべき書面を作成する場合について準用する。 条第八項及び第十一項の規定は、 |条第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により 第十一条第四項、 第十 一条の一 債権を譲り受けた者が法第二十 |第七項及び第九項並びに第十三

(譲り受けた債権についての書面の交付

第二十二条 下略

2 \(\)

略

5 する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に規定 第十三条第六項各号に掲げる事項

6 9 略

(第十一

一条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

、債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項

第二十五条 三項に規定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条第二 一項において準用する法第二十一条第 次に掲げる事項とする

略

五号に規定する内閣府令で定める事項は、 定める事項とする。 第十二条の二第四項に

4 四条第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により 条第八項及び第十一項の規定は、 号に掲げる事項 六号に規定する内閣府令で定める事項は、 第十一条第四項、 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項 (同項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。 第十二条の二第六項及び第八項並びに第十三 債権を譲り受けた者が法第二十 第十二条の 一第五項各 第

(譲り受けた債権につい ての書面の交付 交付すべき書面を作成する場合について準用する。

第二十二条 [同上]

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 同上

5 する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に規定 第十三条第六項各号に掲げる事項

(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

6 9 同上

第二十五条 [同上]

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項

同上

兀 て準用する法第十七条第三項に掲げる事項 保証人に対し取立てをするときは、 法第二十四条第二項にお (第十二条の二第

六項第十四号に掲げる事項を除く。)

(債権の再譲渡を受ける者に対する通知

第二十六条 定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条第二項において準用する同条第 次に掲げる事項とする。 項に規

略

第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項 二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。) 当該債権について保証契約を締結したときは、 法第二十四条 (第 十

兀 略

2 6 略

(保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の二の三

法第二十四条の二第二項において準用する法

第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、 一条の二第四項各号 (第二号及び第三号を除く。) に掲げる

貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 2 項に定める事項とする。 項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条の二第二 一項において準用する法第十六条の二第三 第十二条の二第五
- 3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三

兀 V 五項第十四号に掲げる事項を除く。) 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条第二項に て準用する法第十七条第三項に掲げる事項 (第十二条の二第 お

(債権の再譲渡を受ける者に対する通知

第二十六条 [同上]

· : 同上

三 第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条 (第 十

一条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。)

兀 同上

2 6

同上

(保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の二の三 第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条の二第二項において準用する法

貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 第十二条の二第三項各号 (第二号及び第三号を除く。) に掲げる

2 項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四 項 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三

3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三

に定める事項とする。

る 項各号に掲げる事項 項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、 (同項第十四号に掲げる事項を除く。 第十二条の二第六)とす

4 条第八項及び第十一項の規定は、 一項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付す き書面を作成する場合について準用する。 第十一条第四項、 第十二条の一 保証業者が法第二十四条の二第 |第七項及び第九項並びに第十三

(保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の三 略

 $\frac{2}{4}$

略

5 事項 規定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に (第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。 第十三条第六項各号に掲げる)とす

6 9 略

る。

、保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき

事項)

第二十六条の六 十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条の二第二項にお いて準用する法第二 次に掲げる事

項とする。

略

項各号に掲げる事項 項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、 (同項第十四号に掲げる事項を除く。) とす 第十二条の二第五

二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付す 条第八項及び第十一項の規定は、 べき書面を作成する場合について準用する。 第十一条第四項、 第十二条の一 保証業者が法第二十四条の二第 一第六項及び第八項並びに第十三

4

る。

(保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の三 [同上]

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 同上

5 規定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に 第十三条第六項各号に掲げる

事項 (第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。) とす

る。

6 9 同上

事項) (保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき

第二十六条の六 [同上]

同上

兀 .おいて準用する法第十七条第三項に掲げる事項 第六項第十四号に掲げる事項を除く。 保証人に対し取立てをするときは、 法第二十四条の二第二項 (第十二条の

第二十六条の七の三 第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、 (受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付) 法第二十四条の三第二項において準用する法

2 項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、 貸付けに係る契約の区分に応じ、 第十二条の 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三 第四項各号 (第二号及び第三号を除く。 当該各号に定める事項とする。 第十二条の二第五)に掲げる

2

3 項各号に掲げる事項 項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三 (同項第十四号に掲げる事項を除く。 第十二条の二第六)とす

項に定める事項とする。

る

4 す 第二項において準用する法第十六条の二第三項の規定により交付 条第八項及び第十一 べき書面を作成する場合について準用する。 第十一条第四項、 項の規定は、 第十二条の二第七項及び第九項並びに第十三 受託弁済者が法第二十四条の三

(受託弁済に係る求償権等につい ての書面の交付

第二十六条の

略

兀 に 保証 おいて準用する法第十七条第三項に掲げる事項 人に対し取立てをするときは、 法第二十四条の二第二項 (第十二条

|第五項第十四号に掲げる事項を除く。)

第二十六条の七の三 項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、 貸付けに係る契約の区分に応じ、 第十二条の二第三項各号 第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、 (受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付) 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三 法第二十四条の三第二項において準用する法 (第二号及び第三号を除く。) に掲げる 当該各号に定める事項とする。 第十二条の二第四

3 項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、 項に定める事項とする。 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三 第十二条の二第五

る 項各号に掲げる事項 (同項第十四号に掲げる事項を除く。) とす

4 条第八項及び第十一項の規定は、 すべき書面を作成する場合について準用する。 第二項において準用する法第十六条の二第三項の 第十一条第四項、 第十二条の二第六項及び第八項並びに第十三 受託弁済者が法第二十四条の三 規定により交付

第二十六条の八 同 上

(受託弁済に係る求償権等についての書面の交付

66

2 \(\) 略

5 事項 規定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に (第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。) とす 第十三条第六項各号に掲げる

6 9

る

略

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべ

き事項)

第二十六条の十一 法第二十四条の三第二項において準用する法第

二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、

次に掲げる

事項とする。

[一~三 略]

において準用する法第十七条第三項に掲げる事項 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の三第二項 (第十二条の

二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)

(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の十二 定める事項は、 次に掲げる事項とする。 法第二十四条の四第一 項に規定する内閣府令で

略

の 当該債権について保証契約を締結したときは、 第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項 法第二十四条

> $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 同上

5 事項 規定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に (第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。) とす 第十三条第六項各号に掲げる

る。

6 9 同上

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべ

き事項)

第二十六条の十一 同 Ŀ

同上

兀 に おいて準用する法第十七条第三項に掲げる事項 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の三第二項 (第十二条の

二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)

(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知

第二十六条の十二 同上

同上

兀 の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条

第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。

)

五 [略]

[2 \ 6 略]

(譲り受けた保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面

の交付)

る貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする、第十二条の二第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げ法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は第二十六条の十二の三 法第二十四条の四第二項において準用する 第

項各号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とす項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第六3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三

る

二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の条第八項及び第十一項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受4 第十一条第四項、第十二条の二第七項及び第九項並びに第十三

第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。

五[同上]

2 6

同上

(譲り受けた保証等に係る求償権等に係る保証契約締結

前の書面

の交付)

項に定める事項とする。 項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第四2 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三

項各号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とす項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三

二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合について準けた者が法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の条第八項及び第十一項の規定は、保証等に係る求償権等を譲り受る。

用する。	用する。
(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)	(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)
第二十六条の十三 [略]	第二十六条の十三 [同上]
[2~4 略]	[2~4 同上]
5 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に	5 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に
規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる	規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる
事項(第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)とす	事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)とす
る。	న్ _°
[6~9 略]	[6~9 同上]
(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき	(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき)
事項)	事項)
第二十六条の十六 法第二十四条の四第二項において準用する法第	第二十六条の十六 [同上]
二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる	
事項とする。	
[一~三 略]	[一~三 同上]
四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の四第二項	四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の四第二項
において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の	において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の
二第六項第十四号に掲げる事項を除く。)	二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)
(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)	(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)
第二十六条の十七 法第二十四条の四第二項において準用する同条	第二十六条の十七 [同上]

面の交付)(譲り受け	2 5 6 略	第十二条の二 の三第二項に	[一~三 略]	第二十六条の	[2 五 6 [略]) 第 十二条	四当該傳	る。第一項に担
画の交付) (譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書	略]	十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条	次に掲げる事項とする。	十六条の十八 法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)	略]	十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条〜三 略]	項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とす
面の交付)(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書	五 [同上]	第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。 第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項 の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項 (四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条	T .	第二十六条の十八 [同上] (受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)	[2~6 同上]) 第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。の四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項 (四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条[一〜三 同上]	

第二十六条の十八の三 法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は る貸付けに係る契約の区分に応じ、 第十二条の一 一第四項各号 法第二十四条の五第二項において準用する (第二号及び第三号を除く。 当該各号に定める事項とする に掲げ

- 2 項に定める事項とする。 項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条の 五第1 項において準用する法第十六条の二第三 第十二条の二第五 2
- 3 る 項各号に掲げる事項 (第六号に規定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三 (同項第十四号に掲げる事項を除く。 第十二条の二第六)とす 3
- 4 受けた者が法第二十四条の五第二 条第八項及び第十一項の規定は、 -用する。 第十一条第四項、 |第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合につい 第十二条の一 一項において準用する法第十六条 一第七項及び第九項並びに第十三 受託弁済に係る求償権等を譲り --

、譲り受けた受託弁済に係る求償権等に ついての書面の交付

第 二十六条の十九 略

2 4 略

5 規定する内閣府令で定める事 法第二十四条の五第二 一項において準用する法第十七条第三項に 項 は、 第十三条第六項各号に掲げる

> 第二十六条の十八の三 法第十六条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は る貸付けに係る契約の区分に応じ、 第十二条の二第三項各号 法第二十四条の五第二項において準用する (第二号及び第三号を除く。) に掲げ 当該各号に定める事項とする

- 項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、 項に定める事項とする。 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の 第十二条の二第四
- る 項各号に掲げる事項 項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三 (同項第十四号に掲げる事項を除く。) とす 第十二条の二第五
- 4 準用する 受けた者が法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条 の二第三項の規定により交付すべき書面を作成する場合につい 条第八項及び第十一項の規定は、 第十一条第四項、 第十二条の 一第六項及び第八項並びに第十三 受託弁済に係る求償権等を譲

第二十六条の十九 同 上

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等につい

7

の書面の交付

2 5 4

同上

5 規定する内閣府令で定める事項は、 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に 第十三条第六項各号に掲げる

第十二条の二第六項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条[一〜三 略]	する。	二第六項第十四号に掲げる事項を除く。) において準用する法第十七条第三項に掲げる事項 (第十二条の[一〜三 略]	第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げ第二十六条の二十二 法第二十四条の五第二項において準用する法き事項)	[6~9 略] 「6~9 略] 事項 (第十二条の二第六項第十四号に掲げる事項を除く。) とす
第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。(の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(条 四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条[一〜三 同上]	と 第二十六条の二十三 [同上] (受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)	二第五項第十四号に掲げる事項を除く。) において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の項 四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の五第二項[一〜三 同上]	は 第二十六条の二十二 [同上] き事項) (受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべ	[6~9 同上] 「多項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)とす

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)	[2~6 略]		八 [略]	者」とする。	二第六項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸長に掛ける事項を除く」、この場合において	ン。 · ·) · · · · · · · · · · · · · · · ·	ロ 法第十六条の二第三項第二号から第六号までに掲げる事項	イ [略]	項	五 当該債権について保証契約を締結したときは、	[一~四 略]	内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	第二十四条の六において準用する法第二十四条第一	付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について、法	この条から第二十六条の二十三の十九までにおいて同じ。	第二十六条の二十三の二 貸金業を営む者(貸金業者を除く。	(債権を譲り受ける者に対する通知)			五 [略]
(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)	[2~6 同上]	六 [同上]	ハ [同上]	者」とする。	「貸金業を営む 二第五項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営むの一貫に対ける事項を除く この場合において 第十二条の	別の一般の 一般に掲げる及び第十四 第十二	に掲げる事項 ロ 法第十六条の二第三項第二号から第六号までに掲げる事項	イ [同上]		次に掲げる事 五 [同上]	[一~四 同上]		項に規定する	について、法	同じ。)が貸	を除く。以下 第二十六条の二十三の二 [同上]	(債権を譲り受ける者に対する通知)) [] _	「2~6 司上」	五[同上]

第二十六条の二十三の五 第二十六条の二十三の四 は、 兀 次に掲げる事項とする。 用する法第二十四条第一 づく債権を譲り受けた者について、 づく債権の譲渡があつた場合について、 て準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項 二~七 (債権の再譲渡を受ける者に対する通知) ホ イ・ロ 次に掲げる事項とする。 者」とする。 三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。 当該債権について保証契約を締結したときは、 て、 掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事 保証人に対し取立てをするときは、 第十一 第十二条の二第四項各号 [略] 同項第五号中 略」 略 一条の 略 第六項各号に掲げる事項 「貸金業者」とあるのは、 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基 項に規定する内閣府令で定める事項は、 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基 (第二号及び第三号を除く。 法第二十四条の六において準 次に掲げる事項 法第二十四条の六におい (同項第三号、 この場合におい 「貸金業を営む 次に掲げる事 第十 しに 第二十六条の二十三の四 第二十六条の二十三の五 八 兀 二~七 [一~三 同上] (債権の再譲渡を受ける者に対する通知) = ホ 「イ・ロ て、 三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。 掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事 者」とする。 [同上] 同上 第十二条の二第五項各号に掲げる事項 第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。 [同上] 同項第五号中 同上 同上 「貸金業者」とあるのは、 [同上] 同上 (同項第三号、 この場合におい 「貸金業を営む しに 第十

項

[イ・ロ 略]

掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事 掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事ハ 第十二条の二第四項各号 (第二号及び第三号を除く。)に

業を営む者」とする。
合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場二 第十二条の二第六項各号に掲げる事項(同項第三号、第七

ホ [略]

九 [略]

2 6

略

/保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき

事項)

第二十六条の二十三の八 した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十 保証業者が保証等に係る求償権等を取得 第二十六条の二十三の八

一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項

とする。

[一<u>〈</u>三 略]

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

ハ 第十二条の二第四項各号 (第二号及び第三号を除く。) に

[イ・ロ 同上]

掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に

項

業を営む者」とする。合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第七

ホ [同上]

九 [同上]

2 6 同上

(保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき

同上

事項)

□〜三 同上]

四 [同上]

[イ・ロ 同上]

ハ 第十二条の二第三項各号 (第二号及び第三号を除く。) に

掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、 当該各号に定める事

項

者」とする。 三号及び第十四号に掲げる事項を除く。 第十二条の二第六項各号に掲げる事項 同項第五号中 「貸金業者」とあるのは、 · (同項第三号、 この場合におい 「貸金業を営む 第十

ホ [略]

き事項) (受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべ

第二十六条の二十三の十一 において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定め 弁済に係る求償権等を取得した場合について、 金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸 法第二十四条の六

略 る事項は、

次に掲げる事項とする。

兀 保証人に対し取立てをするときは、 次に掲げる事項

イ・ 略

掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、 第十二条の二第四項各号(第二号及び第三号を除く。) 当該各号に定める事 に

三号及び第十四号に掲げる事項を除く。 第十二 一条の二第六項各号に掲げる事項 (同項第三号、 この場合におい

項

掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、 当該各号に定める事

項

三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。 第十二条の二第五項各号に掲げる事項 (同項第三号、第十 この場合におい

者」とする。

て、

同項第五号中

「貸金業者」とあるのは、

「貸金業を営む

ホ [同 上]

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべ

き事項

第二十六条の二十三の十一 同上

[一~三 同上]

兀

[同上]

「イ・ロ 同上

掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事 第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に

項

第十

三号及び第十四号に掲げる事項を除く。 第十二条の二第五項各号に掲げる事項)。この場合におい (同項第三号、 第十

第二十六条の二十三の十二 保証業者が保証等に係る求償権等を他 2 5 6 + 九 に掲げる事項とする。 法第二十四条の四第一 人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する 、保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知、 項 ホ ホ 「イ・ロ 者」とする。 業を営む者」とする。 項 掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、 当該債権について保証契約を締結したときは、 合において、 て、 略 第十二条の二第六項各号に掲げる事項(同項第三号、 第十二条の二第四項各号(第二号及び第三号を除く。) 略 略 略 同項第五号中 第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。 略 略 同項第五号中「貸金業者」とあるのは、 項に規定する内閣府令で定める事項は、 「貸金業者」とあるのは、 当該各号に定める事 「貸金業を営む 次に掲げる事 この場 「貸金 第七 に 次 第二十六条の二十三の十二 2 5 6 九 (保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知 ホ ホ |イ・ロ 号、 項 掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事 て、 業を営む者」とする。 合において、 同上 [同上] 者」とする。 第十二条の二第五項各号に掲げる事項 第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に 同上 同上 同上 第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場 同項第五号中 同上 同上 同項第五号中 「貸金業者」とあるのは、 同上 「貸金業者」とあるのは、 (同項第三号、第七 「貸金業を営む 「貸金

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき

事項)

場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第二十六条の二十三の十四 保証等に係る求償権等の譲渡があつた 気

第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とす

る

[一~三 略]

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

[イ・ロ 略]

掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事へ 第十二条の二第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に

項

て、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場合におい一 第十二条の二第六項各号に掲げる事項(同項第三号、第十

ホ [略]

者」とする。

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知

場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第二十六条の二十三の十五 保証等に係る求償権等の譲渡があつた

0

四第一

項に規定する内閣府令で定める事項は、

次に掲げる事項

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき

事項)

第二十六条の二十三の十四 [同上]

[一~三 同上]

四[同上]

[イ・ロ 同上]

ハ 第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に

掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事

項

者」とする。
て、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営むて、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場合におい二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第十

ホ [同上]

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知

第二十六条の二十三の十五 [同上]

第二十六条の二十三の十六 2 6 条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣 とする。 府令で定める事項は、 弁済に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、 金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託 十 (受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知) 項 ホ イ・ 当該債権について保証契約を締結したときは、 業を営む者」とする。 項 掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事 合において、 略 第十二条の二第四項各号 第十二条の二第六項各号に掲げる事項(同項第三号、 略 略 第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。 口 略 略 略 同項第五号中 次に掲げる事項とする。 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸 (第二号及び第三号を除く。) に 「貸金業者」とあるのは、 次に掲げる事 法第二十四 この場 「貸金 第七 第二十六条の二十三の十六 2 6 + 九 (受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知) ホ イ・ 号、 掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事 業を営む者」とする。 項 合において、 同上 同上 第十二条の二第五項各号に掲げる事項 第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に 同上 同上 第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場 口 同上 同上 同上 同項第五号中 [同 上] 「貸金業者」とあるのは、 (同項第三号、第七 「貸金

第二十六条の二十三の十八 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつ 2 6 する。 き事項) 条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、 た場合について、 + 九 (受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべ ホ 項 「イ・ロ 「イ・ロ 号、 掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事 保証人に対し取立てをするときは、 項 業を営む者」とする。 合において、 当該債権について保証契約を締結したときは、 略 第十二条の二第六項各号に掲げる事項 第十一 略 略 第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。 一条の二第四項各号 (第二号及び第三号を除く。)に 略 略 同項第五号中 法第二十四条の六において準用する法第二十一 「貸金業者」とあるのは、 次に掲げる事項 (同項第三号、 次に掲げる事項と 次に掲げる事 この場 「貸金 第七 第二十六条の二十三の十八 2 6 き事項) + 九 兀 [一~三 同上] (受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべ ホ ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項 イ・ロ イ・ロ 号、 項 掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事 業を営む者」とする。 合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、 同上 [同上] 同上 第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に 同上 同上 第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場 同上 同上 同上 (同項第三号、 「貸金

項掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事第十二条の二第四項各号(第二号及び第三号を除く。)に

者」とする。

て、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営むて、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場合において、第十二条の二第六項各号に掲げる事項(同項第三号、第十

=

第十二条の二第五項各号に掲げる事項

(同項第三号、第十

項

て、

同項第五号中

「貸金業者」とあるのは、

「貸金業を営む

者」とする。

三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場合におい

掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事

第十二条の二第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に

ホ [略]

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

受託弁済に係る求償権等の譲渡があつ

第二十六条の二十三の十九

同上

第二十六条の二十三の十九

条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事た場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四

[一~八 略]

項とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事

[イ・ロ 略]

項

掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事へ 第十二条の二第四項各号 (第二号及び第三号を除く。)に

号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場ニ 第十二条の二第六項各号に掲げる事項(同項第三号、第七

項

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知ホー [同上]

[一~八 同上]

九

同上

「イ・ロ

同上

ハ 第十二条の二第三項各号 (第二号及び第三号を除く。) に

掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事

項

号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第七

81

合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金	合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金
業を営む者」とする。	業を営む者」とする。
ホ [略]	ホ [同上]
十 [略]	十 [同上]
[2~6 略]	[2~6 同上]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める

内閣府令の一部改正)

第五 条 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべ き証票等の様式を定

 \Diamond る内 閣府令 (平成四年大蔵省令第六十八号) *(*) 部を次のように改正する。

次の表により、

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、 その標記部分が

異なるものは改正 前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、 改正後欄に掲げる対

象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 これを加える。

改正後

どけるときこ隽帯ナベミ正票の様と

(検査をするときに携帯すべき証票の様式)

第 三項、 平成十年法律第百五号) 条第 同 第三十四号) お 律第百九十八号) (平成十二年 条 て準用する場合を含む。 法第二百八十六条第一 いて準用する場合を含む。 社債、 項、 金融商品取引法 投資信託及び投資法人に関する法律 第百三十七条第三項、 株式等の振替に関する法律 法律第百 第二十二条第二項(同法第二百十三条第六項 (昭和二十三年法律第二十五号) 第百九十 第二百十七条第二項 号) 項において準用する場合を含む。 第三 金融サー 十六条第三項及び第四十九条第 預金保険法 資産の流動化に関する法律 ビスの提供に関する法律 (平成十三年法律第七十 (同法第二百九条 (昭和四十六年法律 (昭和二十六年 にお 法

法律 む。 五号) 明 会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含 証 書は、 券取引等監視委員会 (平成十九年法律第二十二号) 第十六条第二項の規定により 第二十条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する が :検査をするときに携帯すべきその身分を示す証票又は証 次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、 (以下「委員会」という。 の職員 (委員

一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第当該各号に定めるものとする。

[イ〜ニ 略]

ホ 金融サービスの提供に関する法律第三十六条第一項及び第

、検査をするときに携帯すべき証票の様式

改

正

前

第一条 身分を示す証票又は証明書は、 いう。 \mathcal{O} 条第二項の規定により証券取引等監視委員会 同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。 平成十年法律第百五号) 第三十四号)第百三十七条第三項、資産の流動化に関する法 律第百九十八号)第二十二条第二項 条第一項、 る検査の区分に応じ、 益の移転防止に関する法律 1 おいて準用する場合を含む。 (平成十三年法律第七十五号) 命を受けた職員を含む。 て準用する場合を含む。)の職員 金融商品取引法 投資信託及び投資法人に関する法律 (委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長 当該各号に定めるものとする (昭和二十三年法律第二十五号) 第百九 第二百十七条第二項)、社債、 (平成十九年法律第二十二号) 第十六 が検査をするときに携帯すべきその)、預金保険法 第二十条第二項及び犯罪による収 次の各号に掲げる法律の規定によ (同法第二百十三条第六項 株式等の振替に関する法 (以下「委員会」と (同法第二百九条 (昭和四十六年法 (昭和二十六年 しに 律 お

[同上]

[イ〜ニ 同上]

[号の細分を加える。]

二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定

へ・ト [略]

— [略]

(犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票の様式)

第二条 則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証票は、 会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。 律第三十二条において準用する場合を含む。 る法律第百二条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三 十二条において準用する場合を含む。 .関する法律第百二条及び犯罪による収益の移転防止に関する法 (金融商品取引法第二百二十四条第二項 金融商品取引法第二百十四 条 (金融サ の規定により委員会の職 (金融サービスの の規定により委員 ビスの提供に関す 提供 が 犯 別

紙様式第二による。

ホ・ヘ [同上]

一 [同上]

|犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票の様式

第二条 罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用す 帯すべきその身分を示す証票は、 又は財務支局の職員を含む。 る場合を含む。 により委員会の職員 に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。 金融商品取引法第二百十四条(犯罪による収益の移転)の規定により委員会の職員とみなされる財務局 (金融商品取引法第 が犯則事件の調査をするときに携 別紙様式第二による。 二百二十四条第一 一項 の規定 防 犯 止

(備考) [略]				別紙様式第二
	[春子]	無	[略]	⊯
		(財務局又は福岡財務支局用)		(录
	上記の有は、ヨ周に別属する戦員で、金融的の取り 法(昭和23年法律第25号)、金融サービスの提供に 関する法律(平成12年法律第101号)及び犯罪による 収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、 検査、領置、臨検、搜索、差押之又は記録命令付差押 えをする権限を有する者であることを証明する。 令和 年 月 日 財務局長又は福岡財務支局長 印	表 表 表	第 号 犯 則 事 件 調 査 証 票 職名 (又は官職) 氏 名 生 年 月 日 上記の者は、当委員会に所属する職員で、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 、金融サービスの提供に関する法律(平成 12 年法律第 101 号) 及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号) の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。 市えをする権限を有する者であることを証明する。	会 用) 表
(備考) [同左]	[fi	演		別紙様式第二
	[同左]	·	[同左]	県
		() 同務相)		(条
	* ■ 5 ■ *	画面 国国 関	関係氏生 取の規〉す	
	上記の名は、ヨ周に別属りる拠具で、近既間面以り法 (昭和 23 年法律第 25 号) <u>及び</u> 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。 令和 年 月 日財務局長又は福岡財務支局長 印財務局長又は福岡財務支局長 印	接	第 4 別	会 用) 表

(金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正)

第六条 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省令

第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正前
1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁
務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証
又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法
二十三年法律第二十五号)第二十六条第一項(同法第二十七
おいて準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項
法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含
)及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第
一項、第二十七条の三十七第一項、第百八十五条の五並びに第百
八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第
条の七第二項及び第三項、預金保険法(昭和四十六年法律第三
四号)第百三十九条第二項並びに犯罪による収益の移転
する法律(平成十九年法律第二十二号)第二十二条第六
七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査に
ては、この限りでない。
[一~四十 同上]
[号を加える。]
[号を加える。]
改正後 改正後 改正後 改正 改正 大の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書 大いて準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項、第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。) 大十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第二十七条に 一項、第二十七条の三十七第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第二十七条の三十七第一項(同 大十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条第二項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 (平成五年大蔵省令第十号) の一部を次のように改

正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、 その標記部分が

異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、 改正後欄に掲げる対

象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 これを加える。

第十条 2 第六条 2 5 項第七号の三に掲げる会社(以下「業務高度化等会社」という。 面 は法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいい、 ľ, (認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等) 「を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。 四~六 う。)

第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下こ ての認可を受けようとするときは、 を除く。 専門子会社の業務等 の号及び次項並びに第百十一条第一 行法(第八十三条第四号、 六条の五第一項又は第六条の五の十第一 [略 「イ・ロ 項及び第百十条の四十五第二号を除き、 当該信用協同組合等及びその子会社等)に関する次に掲げる書面 信用協同組合等は、 略 略 以下この条において同じ。)を子会社とすることにつ 略 認可対象会社 第八十九条第二項、 認可申請書に次に掲げる書 項第十六号の二において同 (法第四条の二第三項又 項において準用する銀 (法第六条第一項、 以下「銀行法」とい 第百十条の四第 同条第一 第 第十条 第六条 2 2 5 三 四~六 (認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等) (専門子会社の業務等) 二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第 行法 げる書面 百十一条第一項第十六号の二において同じ。) に関する次に掲 十五第二号を除き、 六条の五第一項又は第六条の五の十第一項において準用する 同上 「イ・ロ 当該信用協同組合等及びその子会社等(法第六条第一項、 (第八十三条第四号、 同上 同上 同上 同上 同上 同上 以下「銀行法」という。)第十四条の二第 第八十九条第二項及び第百十条の四 第 銀

3 号までに掲げる業務 で 十三号に掲げる行為を行う業務並 定める業務は、 法 第四 条の 兀 第 金融商品 のほ 項第三号及び第三号の二に規定する内閣府令 か、 取引法第三十五条第一 次に掲げる業務とする。 びに同条第二項第 項第十号及び第 号から第三

一 5 五. 略 略

4

5 二に規定する内閣府令で定める会社は、 れて 以 |買有価証券登 外 法第四条の一 0) 会社であっ る株式又は金融商品取引法第六十七条の十一 |録原簿に登 第 て、 項第二号の二又は 次の各号の 並録され いず ている株式の発行者である会社 第四 れかに該当する会社とする 金融商品取 1条の四 第 第一 引所に上 項第 項 0 七 店頭 場さ 号 0 5

一~七 略

定金融 二十七年法律第百八十七号) 二条第十三項に規定する銀行持株会社、 社 る保険持株会社又はこれらの子会社 期信用銀行持株会社若しくは 第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。 て同じ。 等又は令第五 0 合理的な経営改善の 債務につい 機関等」 条の 株式会社商工組合中 という。 て次に掲げる措 四各号に掲げ ため が、 0) 第十六条の四第一 保険業法第二条第十六項に規定す 計 当該特定金融機関等に対する会 る者をいう。 置 画 0 央金庫、 信 11 (以下この号において ず 用 れ 長期信用銀行法 組 合等 かを実施することを 保険会社 次項第 項に規定する長 (信用協同 (保険業法 銀行法第 号におい 昭 組合 「特 和

3 業務のほ 行為を行う業務並び 法第四 金 融商品 か、 条 取引法第三十五条第一 の四第一 次に掲げる業務とする。 項第三号に規定する内閣府令で定める業務は に同 条第 二項 第 項第十号及び第十三号に掲げ 号から第三号までに掲げる

る

一 5 五. 同 上 上

4 同上

同上

一~七 同 上

信用銀 二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。)、 容とするものであって、 保険持株会社又はこれらの子会社 条第十三項に規定する銀行持株会社、 用 \mathcal{O} 金 十七年法律第百八十七号) 債務に 組合等、 融機関等」という。 合理的な経営改善のため 行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する ついて次に掲げる措置の 株式会社商 工組合中央金庫、 が、 当該措置の Ó 第十六条の四第一 計画 当該特定金融機関等に対する会社 V (以下この号におい (法第六条の四に規定する信 実施により ずれかを実施することを内 長期信用銀行法 保険会社 項に規定する長期 相当の期間内に (保険業法第 銀行法第 7 (昭 和 定

限る。)を実施している会社に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内

[イ〜ハ 略]

九 [略]

号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。画(法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七組合等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計信用組合等による人的な又は財政上の支援その他の当該信用

一 [略]

「7 11 略」

う事業、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務あっては、第一号に掲げるものに限る。)とする。ただし、当該あっては、第一号に掲げるものに限る。)とする。ただし、当該よのでは、第一号に掲げるものは、次に掲げるもの(信用協同組合には、第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定

る。)を実施している会社当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに

[イ~ハ 同上]

同上

九

同上

作成されていること。 は第四条の四第一項第七号の二の事業に係る計画をいう。)がをその内容に含む事業計画(法第四条の二第一項第二号の二又の支援その他の当該信用組合等が行う事業の再生のための支援

二[同上]

「7 11 同上」

12 同上

ために営むものでなければならない。

二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、 を有しない場合に限る。 兀 号までを除く。 びに第四条第四項各号及び第五項各号(第十九号から第三十七 ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並 において同じ。こ |条の 第 法第四条の二 四第 項第一 一項第一 号の二、)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第 第一 号、 項 第一 第三号の二若しくは第六号から第七号の 第三号及び第四号を除き、 第四号及び第四号の二に規定する会社 号から第二号の二まで又は第四条の 以下この条 専

。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第四条の四第

第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場

四項各号及び第五項各号(第十九号から第三十七号までを除

の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第

する会社を子会社とする持株会社にあっては、

専ら当該子会社

第一項第一号の二若しくは第六号から第七号の二までに規定

項第一号から第二号の二まで又は第四

条

兀

法

第四条の二第一

項第一号、

合に限る。

第三号及び第四号を除き、

以下この条において同

略

定する会社を有しない場合に限る。 を除く。 四条第四項各号及び第五項各号(第十九号から第三十四号まで 子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第 第 信託専門会社を子会社とする持株会社にあっては、 項 第)に掲げる業務を営むもの 号、 第 号、 第四号及び第四号の二に規 (子会社として法第四条の 専ら当該

五~七

13

略

第四十 略

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$

預金者等に対する情報の提供

第四十一条 同上

同上

兀 四第一項第一号及び第二号から第四号の二までに規定する会社 四条第四項各号及び第五項各号(第十九号から第三十四号まで を有しない場合に限る。) を除く。 子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第 信託専門会社を子会社とする持株会社にあっては、)に掲げる業務を営むもの (子会社として法第四条の 専ら当

13 五~七 同上 同上

預金者等に対する情報の提供

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 同上]

項 介業務をいう。 以下同じ。 る法律第十 同 合代理業者 定 該 ľ 0 第 する所属信 信 信 規定にか 用 用 協同 項各号に 協 又は金融サ 同 組合等 組 条第六項に規定する金融 同 カコ 合等を 用 (預金等媒介業務 項に 協同 掲げる方法により わらず、 以下同じ。 は、 規定する信用 組 所 ビス仲介業者 合をいう。 属 当 信 0 該 用 預 を行う者に限る。 預 協 金 等に 金 同 (同条第) 協同 以下同 者等に対し 情報の提供を行っ 組 合 係る契約 (金融サ サ 組合代理業者をい (法第六条の三 ľ ービス仲介業者を 一項に規定する預金等媒 ービスの提供に関 の締結に とする信用協 同 項各号に掲げ が預金者等に対 たときは、 第三 つい う。 て、 いう。 一項に 以 下 同 当 同 組 規 す

方法により

情

報の提供を行うことを要しない。

5

項

を加

える。

第六十三条の三 等を は当 客 協 用 顧 \mathcal{O} 同 協同組合等を 客の 一項に規定する子 該信用協同 利益が不当に害さ 組合等の 所属信用協同 が 行う取引に伴い、 利益が不当に害されることの 子 組合等 金融機関 所属 信用協同 組 金融 信用 合とする信 れることのないよう、 \mathcal{O} 組合等 協同 等 機 子 当 関等 該信 が 金 行 融機関等 組 をいう。 は、 う 用 用 合とする信 信用 協同 協 同 当該信用 ないよう必要な措置 協 組 組 合等、 同 合代理業者又は当該信 以下この条において同 銀行法第十三条の三の二 用協同 組 合関 次に掲げる措置を講 協 当該信用協 同組合等、 連業務に 組合代理業者又 当該信 係 同 る顧 組 合 r 用

ľ

なけ

れ

ば

ならな

第六十三条の三 等、 用協同 組 代 下この条にお 行法第十三条の三の二第三項に規定する子金融機関等をいう。 V 理 る 合関 . う。 一業者 理業者又は当 所属信 当 連業務に係る顧客の 該信用協 組 以 (法第六条の三第三項に規定する信用協同 合等 下 用協同 一同じ。 いて同 を 該信用協同組合等の子金融機関等が行う信 所属 同 組合をいう。 信用協同組合等は、 組合等を所属信用協同組合とする信用 ľ 又は当該信用協同組合等の子 信 用協同 が行う取引に伴い、 利益が不当に害されることの 組 以下同じ。 合 (法第六条の 当該信用協同 とする信用協同 当 T該信 第 金融機関等 組合代理業者 組 合等、 三項に規 用 ない 協同 協同 用 組 当 よう 合代 協 定 該 組 組 (銀 同 合 以 を す 信 合

更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなさ更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなさ更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなさ更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなさ更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなさ更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなさ更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなさ更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなさ更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなさ更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなさ更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなさ更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなさ更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなさ更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなさ更新の拒否の場合にあっては、当該更新の担否の処分がなさ更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなさ更新の担合。	ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日([イ~ハ 略]	14	の申請があった場合とおいて、限庁長等五十二条の三十八第一頁第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可(信用協同組合代理業の許可の審査)	[2・3 略]
[加える。] [加える。]	ニ [同上] [イ〜ハ 同上]	四[同上]	第八十三条 [同上] (信用協同組合代理業の許可の審査)	[2・3 同上] 「一~四 同上] 、次に掲げる措置を講じなければならない。

を取り 録 三号及び /第五 同 ľ 預 金等 消 項 第四 された場合 に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。 0 媒 種別に係るものに限る。 介業務又は 号を除く。 貸金業貸付 の規定に 媒 より同法第十二 ホにお 介業務 いて同じ。 (同法第十 へにお 一条の 登

(10)

(11)合法、 され 認 するその他 可 おいて受けている(1) 関する法律に 中小企業等協同 た場 又は当 と 同 若 しくは 銀行法、 林中 種 該 類 -央金 免 0 の行政処分を含む。 登 免許、 長期 録 相当する外国 組合 庫 (当該免許、 法 信 許 から(10) 可 法、 許 用 銀行 可 貸金業法又は 農業協同 認可若しくは登録 認可若 法、 までに規定する免許、 の法令の規定により当 許 可 以下この号にお 信 しくは登録を取り 組 用 金融サ 金庫 合法、 認可若しくは 法 の更新を拒] 水産業協 労 ピ いて同 ス 働 ⅳ該外 登録 許可 0 金庫 消 提 同 供 法 組

法第九 \mathcal{O} 規定により 銀行法第五 項、 行 第 法第十 十五 用 法第六条の 金庫法第 項 水産 銀行法第五十二条の三十六第 \mathcal{O} 条 - 六条の 業協 (T) 許 十二条の 兀 可 同 八十九条第五項 第 Ŧī. 労働 第一 五. 組 項に 第 合法第百八条第一 Ŧī. 項、 金 + 庫法第 項 お 六 農業協同 第 \mathcal{O} 1 許 て準用す 八 可 項 労働 + 長期 九条の三 信 組合法第九十二条の 用 る場合を含む。 項及び農林中央金庫 金庫法第九十四条第 金庫 項の許可、 信 用 生法第八 第 銀 行 法第 項 十五 \mathcal{O} 期 許 + \mathcal{O} 兀 条 信

ホ

ホ

くは しくは 下この号において同じ。 規定する免許、 合法、 の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに 認可若しくは登録に類するその 中小企業等協同組合法、 法、 登録の 登録を取り消され、 農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国 銀 行 更新を拒否された場合 法、 許可、 長期信用銀行法、 認可若しくは登録 と 同 又は当 農業協同 .種類の免許、 信用 該 他の行政処分を含む。 免許、 組合法、 金庫 (当該免許、 法、 許 可 許 水 山 山 労働 産 業協 認 可 認 0 金 法 若 可 許 同 庫 若 以 可 令 組

法第 三項、 規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、 \mathcal{O} 用 二第 銀 項、 行 九 信 行 十五 用金庫法第八十九条第五項、 法第 法第十六条の 法第六条の五第一 項 水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金 条の四 \mathcal{O} 五. 許 十二条の五十六第 可 第 五第 労働金庫法第八十九条の三第 項におい 項、 項 \hat{o} 農業協同 許可、 て準用する場合を含む。 項 労働金庫法第九 (長期信 組合法第九十二条 信用金庫法第八 用 銀行 項 十四条第 法 十 五 長期 0 許 \mathcal{O} \mathcal{O} 信 庫 兀 可

により 三条第 第四 条の され 者 銀行法第五十二条の十五第一 ŋ された場合におい ŋ 法第五十二条の九第一 しくは農林中 消さ 消 法 号を除く。 六 六条の二の二 された場 た場合、 第六条の ビ 0) れた場 同 ス 項 法第三 兀 \hat{O} 0 項 提供 第 0 許 登録 合、 合、 -央金 三第 銀 可 一条第 ic 行 項若しくは 第一 長期信 水産業: て、 の規定により同法第十二条の登録を取り 関 0 貸金業法第六条第一 法 庫 法第九 更新を拒否され、 第五 項 す 項若しくは第二項ただし書の認可 その 項若 項 る 0 協同 法 \mathcal{O} 用銀行法 十二条の 許 登録 十五 可 取 律 第二十四条の しくは第二項ただし書 項 第三 消 組 一条の二 合法第 農業協 L を取り消され の規定に 十五 0) 第十七条にお 日 条第 若しくは同法第二十 項の規定により同法第 第 から五年を経過しな 第 百 同 六の 六条 より長期信 組 項 項 合法第九十二条 項 た場合又は 五. 0 0) 第 許可 いて準 規定により 第 (第三 0 項 認可を を取 用銀行 項の \mathcal{O} 一号及び 一用す 許 を取 規 金 ŋ 可 消 定 贞 取 Ź 消 同 若 法 \mathcal{O}

兀

けてい 業務又は貸金業貸付媒介業務 は金 新を拒否され 法に相当する外国 くは が耐せ 限 る。 る法第六条の三 ĺ 登 ビス 録 を取り消され、 た場合におい の提 同 条と 供に関する法律第十二条と同 の法令の規定により当該外国にお 第一 同 種 て、 類 項 又は当該許 の種 0 そ 登 貸金業法第三 別と同 一録にあ 0) 取 消 可若 . 種類 って L 0 一条第 日 しくは登録の 0 は から 種別に係るも 種類 預 五年を経 項若しく 金等媒介 0 1 、 て 受 許 更 可

> 二第一 され り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信 り消された場合、 て、 定により同 第三条第一 第十六条の二の二第一 法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可 しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一 条 法第六条の三第 その た場合、 の六の四 項 取消 の許 項の登録の更新を拒否され、 法 第一 銀行法第五十二条の十五第一 可 第三条第一 0 日 項若しくは第二十四条の六の 長期信用銀行法第十七条におい 水産業協同 から五年を経過し 項の許可、 項若しくは第二項ただし書の 項の 登録を取り消され 1.組合法第百六条第一 農業協同 ない 若しくは同 組 項 項 合法第九 の規定によ 0 た場合に 五 許 第一 . て準用 可 項 認可 , を 取 十二条 法第二十 用 0 項 銀 許 を取 する お \mathcal{O} 同 を ŋ ŋ 可 行 規 法 法 取 同 消 若

と同 日 L け くは から五年を経過しない者 ている法 法に相当する外国の法令の規定により当該外国に 種 登録 類 の許可若しくは登録を取り消され、 第六条の三第一 の更新を拒否された場合において、 項 、若しくは 貸金業法第三条第 又は当該許可 その取 お 消 V て受 項

過しない

過しない 次に掲げる者であっ て、 その処分を受けた日から五年を経

(1) (9) 略

(11)(10)合法、 ぜられた取締役、 又はこれらに準ずる者 中小 一号を除く。 関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三 農林中央金庫法、 企業等協同組 銀行法、 長期信用銀行法、 の規定により解任を命ぜられた役員 執行役、 合法、 貸金業法又は金融サービスの 会計参与、 農業協同組 信用金庫法、 合法、 監査役、 水産業協同 会計監査 労働金庫 項 提 第 供 組 法

チ 利等の を終わり、 当する外国の法令の規定に違反し、 中 5 る外国の法令による刑を含む。 若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相 五年を経過し 小企業等協同組合法、 法、 林中央金庫法 取 銀行法、 締りに関する法律 又はその刑の執行を受けることがなくなった日 ない 長期信用銀行法、 貸金業法、 農業協同組合法、 (昭 和二十九年法律第百九十五 出資の受入れ に処せられ、 信用金庫法、 罰金の刑 水産業協同組合法 (これに相当す その刑の執行 労働金庫法 預 り金及び カュ

> 1 同 上

(1)5 (9)同上

合法、 加える。 法令の規定により解任を命ぜられた取締役、 中小企業等協同組合法、 法、 農林中央金庫法若しくは貸金業法に相当する外国 銀行法、 長期信用銀行法、 農業協同 信用金庫法、 組 合法、

(10)

罰金の刑 中小企業等協同組合法、 処せられ、 及び金利等の取締りに関する法律 十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、 ることがなくなった日から五年を経過しない者 法、 林中央金庫法、 銀行法、 (これに相当する外国の法令による刑を含む。 その刑の執行を終わり、 長期信用銀行法、 貸金業法若しくは 農業協同 組合法、 信用金庫法、 (昭和二十九年法律第百 又はその刑の執行を受け 出資の受入れ 水産業協同 労働 金庫 組合法 預 法、

五. 同上

Ŧī.

申

請

習者が

法人であるときは、

次の

いずれにも該当しないこと

チ

参与、

監査役、

会計監査人又はこれらに準ずる者

執行役、

水産業協同 労働金庫

組

イ その 前号ニ 取消し (1) 0 カコ 日 5 から (11)までの 五年を経過しない者 いず れ かに該当する場合におい

口口 \ = 略

(信用協同 組合代理業者の預金者等に対する情報の提供

第九十名 協同 る いう。 する信用協同 金等媒介業務をいう。 に規定する所属信用協同 に関する法律第十 は、 以下同じ。 提供について準用する。 規定による信用協同組 組合代理 規定する所属信用協同 条 該 以下同じ。 %信用 当該信用協同 第四十一条の規定は、 1業者 協同 組合代理業者をいう。 又は金融サー 組 (同項に規定する信用協同組合代理業者をいう 条第六項に規定する金融サービス仲介業者を 合等 預 組合代理業者 以下同じ。 組合をいう。 金等媒介業務 を所属信用協 合代理業者が行う預金者等に対する情報 組合を この場合に ビス仲介業者 銀行法第五十二条の四十四第二 V) · う。 を行う者に限る。 (法第六条の三第三項に規定 0 同 おいて、 (同条第) 組合 所属信用協同組 以下 と読み替えるものとす (金融サー 同じ。 (法第六条の三 第四十一 「項に規定する預 とする信用 ビスの 条第五 とある 同 提供 第三 項 項 項

> イ その取消しの日から五年を経過しない 前号ニ(1) から10までのい ずれかに該当する場合に

おい

って、

「ロ〜ニ 同上

同上

信 用協同組合代理業者の預金者等に対する情報の提供

第九十条 の規定による信用協同組合代理業者が行う預金者等に対する情報 提供につい 第 四 て準用する 十一条の規定は、 銀行法第五十二条の四十四 |第二項

 \mathcal{O}

、預金等との誤認防止

(法第六条の四に規定する信用 第 九 八十一条 信用協同組合代理業者 (法第六条の 四に規定する信 用

第九十

信用協同組合代理業者

預金等との誤認防

止等

101

る 介を行う場合には、 す 組 る法律第 号及び第 合等を除く。 一号に掲げる 条第 が、 第四十二条第一 項 E 金 行為を除 規 融 定する金融 商 品 0 販売 項及び第二項の規定を準用す 商 金融 又はその 品 \mathcal{O} 販売 サー 代理若 を ピ スの 1 しくは 提 供 同 に 項 関 第 媒

$\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 略

顧 客情報の 使用に係る書面による同 [意等]

第

条に 九十 顧 < る 職 確 取り 客 保するため 係る業務を除く。 情 務 記報その · 四 条 0 お 報 上 扱う顧 をいう。 知り 同意を得ることなく いて準用する第四 (前条に 得た顧 他 信用協同 解客に関! の おい 措 顧 が、 客の 客の 以する非 次項に て準 を講じなけ 組 事 金 合代理業者 預 前に 金等、 十八条に規定する特別の非公開情報を除 用する第四十七条に規定する情報及び 融取引又は資産に関する公表され おい 公開 兼業業務 書面その ればならない。 為替取 金融情 て同じ。 は、 (保険募集及び保険媒 信用協 他 報 引又は資 0 (その役員又は使用 適切 に利用されな 同 な方法により 金 組合代理業に \mathcal{O} 借入 れに関 いことを 介業務 てい 当 人が お 該 前 な す 第

2 略

0

置

信 用協同 組 合等との 間 の契約に定め なけ ればならない 事 項

第 百 定め +条 る事 匝 項 は 第六条の 信 用 協 同 五. \mathcal{O} 組 合電 三第一 子決済等代行業者 一項第三 一号に規定する内閣府令 同 条第 項

> る法律)又はその代理若しくは媒介を行う場合には、 商 組 及び第二項の規定を準用する。 合等 品 0 販 を除く。 平 成 《十二年 が、 同項第一号及び第 法 金融 律 第百 商品 号) 0 販 第 売 一号に掲げる行為を除く。 一条第 金 融 商 第四十二条第一 項 品 に規定する金 0 販 売等に関す 項

2 \ \ \ 4 同 上

顧 客情 報の 使用に係る書面による同意等)

く。 条に て取 九 置 顧 職 11 る情報その · 情報 次項に 客の 務上 を講じなければならない。 + り扱う顧客に関する非公開 おいて準用する第四十八条に規定する特別の非公開情報を 匹 同 をいう。 知 条 (前条に り得 おいて同じ。 意を得ることなく兼業業務 他 信用協同組 た顧客 \mathcal{O} 顧客の金融取引又は資産に関する公表されてい おいて準用する第四十七条に規定する情報及び が、 1 の 預)に利用され 事前に書面その 合代理業者は、 金等、 金融情報 為替取引又は資金の借入れに関 ないことを確保するため (保険募集に係る業務を除 他の 信用協同 (その役員又は使用 適切 な方法により当 組合代理業に 人が 該 前

$\frac{1}{2}$ 3 同 Ŀ

第 百 で定める事 信 + 条 用 Ò 協 兀 司 組 項 合等との は 法 第六条の五の三第二項第三号に規定する内閣 信 旧 協同 間 0 契約に定めなければならない事 1組合電子決済等代行業者 同 府 項 令

行 情 用 代 電 に掲げる行為を除く。 受けて法第六条の五 委託を含む。 同 の三十四第 れる金融 する電子決済等代行業者 とみなされる電子決済等代行業者 五. に 済等代 第十八 規定する信用 業者が当該 報 協 行業者に委託した業務に関するものに限る。 子決済等代行業再委託 組 0 同 0 第百十条の二十五及び第百 合電子決済等代行業再委託 九第六項の 組合電子決済等代行 適正な取扱い 条第 行業者が サ 号におい 措置を行 ピ 以下この 協同 項の規定により当該電子決済等代行業者とみなさ 規定により ス仲介業者を含む。 行う措 の 二 組 及び安全管理 項、 て 同 合電 わ ない を行う場合に 置 者の業務 第二項各号に掲げる行為 を 当該信 ľ 並 業再委託 子 第百十条の ときに当 び 決済等代行業者をい V に当該 十条の二十六において同じ。 者 を含む。 の委託 用協 \mathcal{O} 金 (当該信用 (銀行法第三 ため 者 第百十条の十六及び第百十条 融 八、 1が取得 おい 該 信 サ 同 に当 信 用 組 (二以上の段階にわたる 合電子 て、 以下同じ。 用 協 第百十条の二十四第二 ピ T該信 同組 協 した利用者に関する 協 ス 一条第十八項に規定 当該信用協同 同 同 0 に関して当該信 提 V) 組 合電子決済等代 用協同組合電子 組合電子決済等 決済等代 (第百十条の二 供に 合等が行うこ 法第六条の が信用 関 2行業者 はする法 組 を 協 合

2 [略]

が

できる

措

置

に関

する事項とする

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第 百十 条の 五. 十六 準 用 金 融商 品 取 引 法第三十 七条の三 第 項ただ

> 再委託 この なされ 関 を 行う措置 代行業再委託者の委託 代行業者をいう。 五 済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情 た業務に関するものに限る。 五. + おいて同じ。)を含む。 に 11 茁 する事項とする。 行 及び安全管理のために当該信用協同 の二第二項各号に掲げる行為 規定する信 0 項、 わ 及び第百十条の二十六において同じ。 九 第六項 を行う場合において、 . る電子決済等代行業者 な 者 ロの業務 並び いときに当 第百十条の八、 に当該信用協同 0) 用 協同 規 (当該信用協同 第百十条の十六及び第百十条の三十四第一 定により 該 組 信 合電子決済等代行業者をい (二以上の段階にわたる委託を含む。 用協同 第百十条の二十四 以下同じ。 信用協同 組 当該信用協同 (同 合電子 に関して当該信用協同 [組合電子決済等代行業者に委託 組合等が行うことができる措 (第百十条の二に掲げる行為を除 条第 組合電子 が信用協同 決済等代行 1.組合電子決済等代行業者 項に規定する電子決済 組合電子決済等代行 第二項、 を受けて法第六条の 決済等代行業者とみ 2業者 報の 組合電子決済 第百十条の二 が 適 法 組 合電 正 当 第六条 な取 該 号に 置 措 子 以 扱 決

2 [同上]

(百十条の五十六 [同上] (契約締結前交付書面の交付を要しない場~

第

-----: : :

兀 関する法律第三 等、 第三十七条の三第 該信用協同組合等、 業者にあっては、 第三十七条の三第一 者に限る。 合代理業者又は金融サ 七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。 面 に規定する書面)を交付しなければならない場合において、 おいて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一 ビス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書 (金融サービス仲介業者にあっては、 の特定預金等契約の締結について、 を交付しているとき により顧客に対し 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同 項において準用する金融商品取引法第三十七条の三 金融サービスの提供に関する法律第三十一 以下この号において同じ。 金融サー 項に規定する書面 条第二 項本文の規定 当該信用協同組合代理業者又は当該金融サ 契約締 ビス仲介業者 項において準用する金融商品取引法 ビスの提供に関する法律第三十 結前交付書面 (金融サービス仲介業者にあ (第百十条の五十八第十 (預金等媒介業務を行う 二以上の信用協同組合 が準用金融商品取引法 金融サービスの提供に (金融サー 項本文の規 条第二項に ビス仲介 第 項 組

[一~三 同上]

兀

五[同上]

2 5 5

同上

2 5 5

五.

略

104

第百十条の六十 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 三十七条の四第一 兀 (契約締結時交付書面 るとき。 等、 該信用協同組合等 業者にあっては 定 第三十七条の四 者に限る。 合代理業者又は金融サービス仲介業者 次に掲げる場合とする。 に規定する書面) おいて準用する金融商品取引法第三十七条の四第 っては ビス仲介業者の 一の特定預金等契約の締結について、 項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第 により顧客に対し契約締結時交付書面 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同 略 略」 金融サー 以下この号において同じ。 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第 第一 項ただし ビス を交付しなけ 金融サ V 当該 ず 項本文の の交付を要しない場合) の提供に関する法律第三 れ 信用 かが当該顧客に対しこれを交付してい] 書に規定する内閣府令で定める場合は ピ スの提供に関する法律第三 規定 協 同 ればならない場合において、 組合代理業者又は当該金融サ (金融サー (預金等媒介業務を行う 二以上の信用協同組合 が準用金融商品取引法 (金融サービス仲介 ・ビス

+

条第二項に

項本文の

規

十

当

仲介業者にあ

(契約締結時交付書面の交付を要しない

第百十条の六十

同

同上

組

兀

き。 らない場合において、 業者がともに準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の 合代理業者の 規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなけ 該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組 一の特定預金等契約の締結について、 いずれかが当該顧客に対しこれを交付していると 当該信用協同組合等又は当該信用 信用協同 組合等及び当 れば 合代 理 組 な

 $\frac{2}{4}$ 同上

別表第三 (第百七条関係

別表第三

(第百七条関係

備																			
備考を表中の「」の	きしたと	加に係るものに限	介業務の種別の追	更登録(預金等媒	十六条第一項の変	る。)又は同法第	別に係るものに限	金等媒介業務の種	十二条の登録(預	供に関する法律第	金融サービスの提	たとき	理由により解散し	開始の決定以外の	合併及び破産手続	業者である法人が	信用協同組合代理	[略]	届出事項
記載は注記である。										受けた年月日	登録又は変更登録を						解散年月日		記載事項
				の通知の写し	る場合を含む。)	項において準用す	同法第十六条第二	第十四条第二項(提供に関する法律	二 金融サービスの	一理由書						[一~三 略]		添付書類
												I						ı	1 1
											[項を加える。]	たとき	理由により解散し	開始の決定以外の	合併及び破産手続	業者である法人が	信用協同組合代理	[同上]	届出事項
																	解散年月日		記載事項
1																			

(保険業法施行規則の一部改正)

第八条 保険業法施行規則 (平成八年大蔵省令第五号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後

欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げ

る対象規定は、 その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定とし

て移動し、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 これを加

える。

[三の二〜七 同上]	[三の二〜七 略] 号において同じ。)
	をいう。第百四十一条第三号及び第二百三十四条第一項第十八
	三十四条及び第二百三十四条の二十七第二項において同じ。)
°)	号)第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。第二百
十一条第三号及び第二百三十四条第一項第十八号において同じ	務(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一
五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。第百四	条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業及び預金等媒介業
理業及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十	理業、農林中央金庫法 (平成十三年法律第九十三号) 第九十五
、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代	、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代
同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業	同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業
号)第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協	号)第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協
合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三	合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三
号)第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、協同組	号)第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、協同組
信用金庫代理業、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七	信用金庫代理業、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七
十六年法律第二百三十八号)第八十五条の二第二項に規定する	十六年法律第二百三十八号)第八十五条の二第二項に規定する
五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法(昭和二	五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法(昭和二
条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の	条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の
三 銀行代理業等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二	三 銀行代理業等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二
[一・二 同上]	[一•二 略]
	る業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。
第五十一条 [同上]	第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定め
(業務の代理又は事務の代行)	(業務の代理又は事務の代行)
改正前	改 正 後

(業務運営に関する措置)

関し、次に掲げる措置を講じなければならない。第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に

一~三略

三十四四 号に 険に係る 約の 切 険 損害保険募集人が 各号に掲げる場合における当該加入させるための行為を除く。 が 以 8 す 募 当 外 ることを勧誘 保険をい な方法に 五. 0) 集を行っ おお 十三条の十二の二、 約 百 該 0 内 行 険 | 契約の 容その 十 者が 条の二十 加入させるため \mathcal{O} 九 る保険契 内 項 て (当 同じ。 行う当 · う。 た団 ょ 容 条の三十第四号及び第二百二十七条の二 第 ŋ \bar{O} 他 該 締 うち 保険 号イ する 体保 結、 約 団 以 説明を行うことを確保するため の 二 体保険 下別 者又は第二百二十七条の二 該 契約者等に参考となるべ に際して、 加 行 険 重 からニまでの規 保 保 除契約 第 要 0 入させるため 為その 表 険 (法第二百 な事 第一 を除 募集 行為を行う場合であって、 に係る保険契約 項に 百 又は 項 者 他 き同じ。 を記 おい + 保険会社、 及び被保険者 の当該保険契約に加入させるた 自 九十四条第 条の三十第四号及び第二百 載 て同 0) 定による被保険者を除く。 らが締結 行為を含 た書面 ľ に係る保険契約に加 の保険募集を行 生 第一 き情報に 命保険募集人又は した若しくは (第 一 に対し、 み、 項に規定す \mathcal{O} 0) 項に定める者 交付その 措 一百二十七 第三項第二 同条第二項 当該団体保 き、 保険契 0 た者 á 保 他 条 保 団 入 険

務運営に関する措置)

第五十三条 [同上]

〜三 同上]

兀 が当該 三十四 号に 以外 募 切 険 約 第五十三条の十二の二、 損 第二百 各号に掲げる場合における当該加入させるための行為を除 険 8 す 体 保険 契約 に係る保険契約者又は第二百二十七条の二第一項に定める者 な 0 害保険募集人が、 0 ることを勧誘 集を行った団 保 ての者が 一第 行為 除契約 内 方法により お 一容その: 八項 加入させるための をいう。 条の二十一 ** \ 十一条の三十第四号及び第二百二十七条の二第三項第1 内 て同じ。 (当該団体保険に係る保険契約の 容 第一 行う当該加入させるための行為を含み、 の締結、 いのうち 他保険契約者等に参考となるべき情報につ 体保険 号イからニまでの規定による被保険者を除 以下別表を除き同 する行為その の二第一 説 関を行うことを確保するため に際して、 重要な事項を記載した書面 保険契約者及び被保険 保険募集又は (法 行為を行う場合であって、 第二百十一条の三十第四号及び第二百 項におい 第 他の当該保険契約に加入させるた 二百九十四 保険会社、 ľ は自らが て同じ。 条第 に係る保険契約 締結した若しくは 者 保険募集を行った者 生命保険募集人又 (第 に対し、 項に規・ 0 交付その 二百二 措 当該 同 条第二項 定 き、 する 寸 険契 体 加 保 保 は 保 入

五・六 略

(専門子会社の業務等)

第五十六条 略

2

[略]

3 三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号 定める業務は、 までに掲げる業務のほか、 法第百六条第 金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十 項第六号及び第六号の二に規定する内閣府令で 次に掲げる業務とする。

一 <u>{</u> 五. 略

4 5 9

略

法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは

号に掲げる業務を営む場合にあっては、 定める基準により主として保険会社、 次に掲げるものとする。 ただし、当該持株会社が次条第一項各 その子会社又は第四項第一 当該業務は金融庁長官が

号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むもので

略一

なければならない。

する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号 第十三号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあ 法第百六条第一 専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯 項第四号の二、 第六号の二又は第十二号から (第三十四号の

> Ξ · 六 同上

2 5 7

同上]

第五十六条 同上

(専門子会社の業務等)

3 2 金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行 法第百六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める業務は 同上

為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業

5 É. 同上 務のほか、

次に掲げる業務とする

10

同上

\ \S_= 同上

兀 に次条第一項各号及び第二項各号 当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並び までに規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、 法第百六条第一項第四号の二又は第十二号から第十三号の二 (第三十四号の三から第四十 専ら

第二百十条の七 2 第五十六条の二 11 2 5 8 3 <u>ー</u>の <u>ー</u> \equiv 次に掲げるものとする。 [五~四十七 五~七 代理 (保険会社の子会社の範囲等) 保険持株会社の子会社の範囲等 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、 三から第四十五号までを除く。 条第三項に規定する保険媒介業務をいう。 者の保険業又は船主相互保険組合の損害保険事業に係る業務の 略 保険会社(外国保険業者を含む。)若しくは少額短期保険業 10 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務 略 略 又は事務の代行 保険媒介業務(金融サービスの提供に関する法律第十一 (次号及び第二号の二に掲げる業務に該当するものを除く 略 略 略 略 略)に掲げる業務を営むもの 以下同じ。 2 第二百十条の七 第五十六条の二 11 2 5 8 3 5 10 兀 \equiv [五~四十七 [号を加える。] 五~七 (保険持株会社の子会社の範囲等) 代行 代理 (保険会社の子会社の範囲等) 者の保険業又は船主相互保険組合の損害保険事業に係る業務の 五号までを除く。 同上 [同上] 保険会社 保険募集を行う者の教育を行う業務 [同上] 同上 (次号に掲げる業務に該当するものを除く。) 又は事務 同上 同上] 同上 (外国保険業者を含む。) 若しくは少額短期保険業 同上 同上 同上 に掲げる業務を営むもの 0

第二百十一条の三十四 9 10 十 五 その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むも 内閣府令で定める業務は、 で定めるものは、 五~七 でなければならない。 、少額短期保険業者の子会社の範囲等、 当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、 第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては 務に該当するものを除く。 を営むもの 附帯する業務並びに第五十六条の二 第十二号又は第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令 一 { 十 四 にあっては、 略 (第三十四号の三から第四十五号までを除く。)に掲げる業務 保険業に係る業務の 法第二百七十一条の二十二第一 少額短期保険業者又は保険会社 略 略 略 専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに 次に掲げるものとする。 法第二百七十二条の十四第 代理 次に掲げる業務とする。 (次号及び第十六号の二に掲げる業 又は事務の代行 項第四号の二、 第一 (外国保険業者を含む。 ただし、 項各号及び第二項各号 第六号の二、 項に規定する 当該持株会社 第二百十一条の三十四 9 10 十 五 兀 □ ~十四 五~七 (少額短期保険業者の子会社の範囲等) を除く。 並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号 専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務 の三から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの 第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、 同上 同 保険業に係る業務の代理 法第二百七十一条の二十二第一項第四号の二、第十二号又は 上 少額短期保険業者又は保険会社 同上 同上 又は事務の代行 同 上 同上 (次号に掲げる業務に該当するもの (外国保険業者を含む。 (第三十四

(変更等の届出)	業等届出書 、別紙様式第十九号又はこれに代わる様式)により作成した廃条の規定による所属保険会社等を代理人とする届出にあっては定によるものである場合 別紙様式第十九号(法第二百八十四二 当該届出が法第二百八十条第一項第二号から第七号までの規	書 一 当該届出が法第二百八十条第一項第一号の規定によるもので 一 当該届出が法第二百八十条第一項第一号の規定による	を金融庁長官に提出しなければならない。 する者は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める届出書第二百十五条 法第二百八十条第一項の規定による届出をしようと(変更等の届出)	2 [略] 十六の二 保険媒介業務を行う者の教育を行う業務十八 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務十六の二 保険媒介業務を行う者の教育を行う業務
(変更等の届出)	号又はこれに代わる様式)により作成した廃業等届出書属保険会社等を代理人とする届出にあっては、別紙様式第十九る場合 別紙様式第十九号(法第二百八十四条の規定による所二 当該届出が同項第二号から第六号までの規定によるものであ	わる様式)により作成した登録事項変更届出書代理人とする届出にあっては、別紙様式第十八号又はこれに代式第十八号(法第二百八十四条の規定による所属保険会社等を式第十四号(法第二百八十四条の規定によるものである場合 別紙様	第二百十五条 [同上] (変更等の届出)	2 [同上] ・

に照らして、前二号に掲げる方法によらなくとも、当該保険契は被保険者との合意に基づく方法その他当該保険契約の特性等三、次に掲げる保険契約を取り扱う場合であって、保険契約者又	_	により行うものとする。行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法	契約者等の参考となるべき	役員若しくは使用人は、法第二百九十四条第一項の規定により保一人である者を防く) - 係隊募集人又に係隊何立人老しくにその	だっかない。 これには、これには、これに、これに保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募	2 [略]	第二百二十七条の二 [略]	(情報の提供)	廃業等届出書	定によるものである場合 別紙様式第二十三号により作成した	二 当該届出が法第二百九十条第一項第二号から第七号までの規	出書	ある場合 別紙様式第二十二号により作成した登録事項変更届	当該届出が法第二百九十条第一項第一号の規定によるもので	を金融庁長官に提出しなければならない。	する者は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める届出書	第二百二十条 法第二百九十条第一項の規定による届出をしようと
三二同上	_				3 [同上]	2 [同上]	第二百二十七条の二 [同上]	(情報の提供)		る場合 別紙様式第二十三号により作成した廃業等届出書	二 当該届出が同項第二号から第六号までの規定によるものであ		式第二十二号により作成した登録事項変更届出書	一 当該届出が同項第一号の規定によるものである場合 別紙様			第二百二十条 [同上]

供に係る部分に限る。 るときは、 約に係る保険契約者又は被保険者の理解に資する他の方法があ にあっては、 当該 当該保険契約 他の方法 (ハに掲げる保険契約を取り 係る保険契約者に対する情報の 扱う場 提 合

「イ〜ハ 略

する保険契約 て「既契約」 既に締結している保険契約 (当該変更に係る部分に限る。 という。 *の* (第九号及び 部の変更をすることを内容と 第九項 第一 一号に

四 十五 略

 $\frac{1}{4}$

略」

8 \mathcal{O} \mathcal{O} 募集人である者を除く。 提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介 役員若しくは使用人又は金融サービス仲介業者(金融サービス て、 の保険契約の締結又は団体保険に係る保険契約 保険会社等若しくは外国保険会社等、 保険募集人、 保険仲立人若しくはそ これらの役員 への加入に (保険

各号 を行

(第四号を除く。

に掲げる方法により情報

0

提供を行った の者が第三項 し情報の提供

含

む。

の規定により保険契約者及び被保険者に対

わなければならない場合に

おいて、

いず

れか

提供に関する法律第三十条において読

み替

えて準用する場合を

項において同じ。

が法第二百九十四条第一項

(金融サービス

以下こ

(同法 以下

第七十四条の規定による届出が行われているものに限る。

て同じ。)若しくはその役員若しくは使用人

業者をいう。

以下同じ。

)(保険媒介業務を行う者に限る。

項におい

同上

いて「既契約」 する保険契約 既に締結している保険契約 (当該変更に係る部分に限る。) という。 0) (第九号及び第八項 部の変更をすることを内容と 第一 一号にお

四~十五 同上

[項を加える。

0

115

用人を除く。 び被保険者に対し、 ときは、 より情報の提供を行うことを要しない。 他の者 は、 (金融サービス仲介業者又はその役員若しくは使 同項各号 同項の規定にかかわらず、 (第四号を除く。 当該保険契約者及 に掲げる方法に

10 略

(意向の把握等を要しない場合)

第二百二十七条の六 法第二百九十四条の二に規定する内閣府令で

定める場合は、 次に掲げる場合とする。

第二百二十七条の二第九項各号に掲げる場合

略

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定

める行為は、 次に掲げる行為とする。

一~十七 略

保険会社 (外国保険会社等を含み、 特定保険募集人である

保険会社を除く。 以下この条において同じ。)、 特定保険募集

(預金等媒介業務を行う者に限る。 次に掲げる措置を怠ること。 を含む。 以下この条に 人又は保険仲立人である銀行代理業者等

(金融サービス仲介業

怠ること。

「イ・ロ

おいて同じ。

が、

十九 略

> 8 • 9 同上

第二百二十七条の六 (意向の把握等を要しない場合)

[同上]

第二百二十七条の二第八項各号に掲げる場合

[二·三 同上]

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条

同上

[一~十七 同上

十八 保険会社を除く。 人又は保険仲立人である銀行代理業者等が、 保険会社 (外国保険会社等を含み、特定保険募集人である 以下この条において同じ。 次に掲げる措置を 特定保険募集

同上

十九 同上

にお くは 等を含み、 あ 銀 る銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用 る 理業者等 はその役員若 若しくは保険 険 係 等若しくはその 用 以 銀 しくはこ いる部 第七号中 るの 行等」 会社を除く。 保険募集人若しく 以下この号及び 代 はこれ 人又は特定保険募 下この 行 前 第十 代 項 2理業者 文 用 は 分に限る。 同じ。 項に は (第七号に係る部 とあるの 人につ れらの 6 号に 生命 媒 資金の貸付け又は 金融サー I 等 の |仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若し 特 お 介 おい 保険 役員若しくは使用人に くは使用 定保険 使用人又は生命保険募集 用 第十 役員 である銀 は 0) て同じ。 て、 条集人若 人又は 役員 募集人又は少 は て同 ビス仲介業者 \mathcal{O} 当 規定 保険仲立人である銀行等又はその 募集人若 それぞれ 同 (代表権を 号におい 該 分に限る。 項 特 ľ (代表権を有する役員及び監査役を除 は、 しくは 銀 定 行代理業者等の役員若しくは使用 第 とあ 若しくは使用人若しくはこれらの 手 行 保 形 険募 を含む 代理業者 準 生 るの 用す 命保 保険 뭉 \mathcal{O} くは保険仲立人である銀 額短期保険募集人である生命 有する役員及び監査役を除 て同じ。 (預金等媒介業務を行う者に 中 割 集 除会社 引を内容とする契約 人若しくは は \hat{z}_{\circ} つい の規定は、 仲立人である銀行代理業者 等 人、 生命保険募集 以 下この て、 保険会社である銀行代 この場合にお と 若しくは使用 少額短期保険募集 (外国生命保険会社 同項 号及び第 保険会社である 保険仲立 「信用供 第十 ٤ 役員若 与 人若し 行等又 人であ - 一号に 0 + て、 当 人若 締 額 該 묽 限 同 لح 使 短 結 人 2

2

保険募: 生命保証 険募集 庫、 介 少 林 る 用 期 所 理業者等及びその所属銀行等 準 代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、 理業者等 役員若しくは使用人について、 \mathcal{O} に 定 金 る 11 並の貸付 でする 金庫、 信用 属銀 用す て同 役員 中 所 規定する 0 額 前 と 属 央 協 は 短 項 除会社 銀 ź。 集 期 じ。 金 組 所 同 行、 人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくは 第七号に規定する行為は、 当 代代 属信 労働 同項第十一号中 庫 組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に 行、 け の役員若しくは使用人若しくはこれらの 保険募集人である生命保険会社を除く。 合)所属組 長期 該銀 文は この場合におい .表権を有する役員及び監査役を除く。 食農 金庫 少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀 若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は特定 用 信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所 (外国生命保険会社等を含み、 林中 林中 信用 手形の割引を内容とする契約の 協 行代理業者等」 合 同 法 央金庫法第九 銀行法第十六条の五第三項に規定する所 央金庫及び 組 第八十九 水産業協同 合、 「当該銀行等」とあるの 農業協同 て、 条の三 (銀行法第二条第十六項に規定 と 特定農水産 同項 同項第十一号に規定する行為は 十五 組 保険会社である銀 組合法 一第三項 第七 合法第百六条第三項に規 「信用供与」とあるのは 条の 号中 業協同 第九十二条の に規定する所属労働 一第三項に規定する農 生命保険募集人又 「当該銀行等」 締)である銀 結の 使用 は 組合等による信 以下この 行代理 「当該銀 人又は 代理又は それぞれ 二第三項 業者 項 する 定 12 行 規 信 長 代 代 保 金 お

使用 含み、 又は手形の割引を内容とする契約の相手方をいう。 する信 \mathcal{O} 編 所 信 合による金融事 働 長 びその所属銀行等 くは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは 社を除く。 えるものとする。 はこれら · う。 〈農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の 《期信用銀行法第十六条の 認 預 及び強化に関する法律 農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫 属組合、 用 金 信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、 協同組合、 金等 人 可を受けた農林中央金庫又は再編強化法第二 庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働 生命保 用農水産業協同 と 媒 第四十二条第三項の認可を受けたものを除く。 0 使用 介業務に 水産業協同 . 険 「当該銀行等」 ・業に関する法律第六条の三 ある銀 募集人又は 農業協同 又は (銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行 ょ 行代理業者等 り 組 組 生 当 合連合会及び金融サービス仲介業者が行 合法第百六条第三項に規定する所属組 組合法第九十二条の二第三項に規定する 命 (以下この項に 少額 該保険契約 五第三項に規定する所属長期信用銀行 保 とあるのは 険募 短期保険募集人である生命保険会 集 の役員若しくは使用人若しく 者 が締結する資金 おいて「再編強化 少額短期保険募集 「当該銀行代理業者等及 第三 項に規定する所 一条第二)」と読み替 金庫、 項に規定 0 貸付け 協同 法 人若 同 لح 再 項 労 組 合 属

> 第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会を 強 用 条において同じ 事業 化 及び 法 0 再編 同項の認可を受けた農林中央金庫又は再 という。 帰及び強: 」と読み替えるものとする 化に関する法律 第四十二条第三項の認可を受けたものを除 (以下この項において 編強 ئ 化法第二条 以 再

は使用

人

とあるの

は

「生命保険会社

(外国生命保険会社等を

3 第一項第十三号に規定する行為は、保険会社、特定保険募集人

3

第

項

(第十三号に係る部分に限る。

の規定

は、

保険会社、

これ 関 する農業協同 令 定 組 信 項 同 協 第 第 特 る農業協同 一号に ?定保険 労働・ る場合を含 定 第十条第 す 八 合 用 第 組 同 信 係 (第十 っる農: 一号に 農業協 5 条第 事業 から 及び 合代 組 用 項 者 ^る特定 第 あ 合 金 金 代理 第四 あっ 銀 林中 から 庫法 理業者を除 庫法施行令第五 規定を長 募集人若しくは 水 による金融事 号に 7 号 組 行法 項 同 産 は、 1号まで -央金庫 ては、 信 合、 項 業者を、 第五号まで 組 組 第 む。 加 施行令第十一 配合を除 用事 同 こあっ 施行 第 合 工 一業協同 一号に規 号 漁業 期 及 同 号 から 号に 同号に 信用 令第 業 び 代 7 (第 第五 業に は、 代 か 農 協 理 株式会社 理 5 業 同 第五号まで 規 条 定 銀 兀 保 業 組 一号に (第二号にあ 第五 条の二 業者 合を <u>の</u> 規定する信 同号 協 者 号にあっては同号に規定する漁業協同 関する法律 定する労働 す 険 組 行 条 を、 水産 Ź の 一 並 同 合及び水産 法 仲 第一 に び を 号 組 除 あ 代 商 施 立 業協 第一 まで 合連 第五 って 工組 行令 規定 第一 人で 12 理 金 第 項 組 は、 第一 一号にあ でする銀 一融サ 五. 合 同 施 第一 用 項 合等 項 あ っては同号に規定する特 金庫代理業者を除く。 合中央金庫法施行令第七 第六条第一 (第 号に 会の 行令 金庫 第一 る銀 加 組 第 号 工業協 一号にあ 農林 を除 合 同号に規定する信用 + 一号にあ って 号 第三 ピ あ 信 法施行令第九条第 から第四号まで 代理業者を除く。 行代理業者を除き、 行 から 号 ス 用 中 代 仲 7 条 理業者等 事 同 は 0 央 項 カュ 同号に っては 業に ては同号に 金庫法施行 の 二 第四 にお 介業者等 は 組合を除く。 ら第十三 同 及び第四 日号まで 関 第 뭉 は規定す て準 同 す \mathcal{O} 号に 規 号 Ź 項 特 第 規 定 関 定 第 条 令 協 묶 用 ま 定

二号 まで 行令第 金庫 を除 は、 同 定 同 者 行令第五 同 長 あ 工 金融事業に関する法 施 若 五. 号に規 漁業 一業協 を、 号ま って 信 項 組 同 期 しく 組 行 第二号 !号に規定する労働金庫代理業者を除く。 合 用 合 代 か 同 信 令 (第一 及び農 ?ら第 を除 協 .号に規定する信用金庫代理業者を除く。 事 理 同 第五号にあっては同号に規定する漁業協同 で 十一条の二第 株式会社 は は 用 第 条の二 業者 業 同 定する代理 銀 兀 保 組合を除く。 一号にあ (第二号にあっては同号に規定する特定信用 から 五号まで 険 代 組 行 同 条 業 を、 뭉 の 二 理 合 水産業協同 法 仲 第一 業者 協 及び に規定する銀行代理業者を除き、 第五号まで 商工組合中央金庫法施行令第七条第一項第三号 施 立 同 第 っては、 第一 に規定する者をい 行 人である銀 律施 水産加工 五号にあっ 項第二号から第四号まで 組 を 組 令第六条第 一項第二号から第四号まで (第二号にあっては同号に規定する農林 合連合会の 合等を除く。 項 一組合法施行令第九条第 第十一 第五号にあ 行令第三条の二 農林中央金庫法 同号に規定する信用協同 第 上業協同 **弘行代理** ては同 号から 二号に 信用事 項 気におい . う。 0 組合を除く。 業者等の ては あっては同 1号に規定する農業協 及び 第十三号まで 第一 業に関す 第四 同 又はその役員若し 施行令第八 て準用する場合を含 号に規定 項 特 (第二号に 第二号 号、 定 (第 これ る命 協同 関係 号に規定する 項 組 合及び 第二号 労働 並びに農業 組 信 二号にあ 入条第一 事業代 合代理 令第十 から第 する農 組 用 5 者 合に あっ 金庫 + 金 0) 銀銀 同 水 か 庫 規 項 中 産 5 業 兀 法 定 号 組 法 0 行 央 第 は て は 第 加 施

理業者等が当該保険契 集人若しく を内容とする契約の締結を代理若しくは媒介し、 定する所属銀行等をいう。 その所属銀行等 該 特定関係者又はその役員若しくは使用人」 金等媒介業務を行う者に限る。 は保険仲立人である銀行 若しくは使用人」 各号に規定する者をいう。 する内閣府令 しくは媒介を約していること」と読み替えるものとする。 て準用する。 以保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与 又は信用の供与を約していること」とあるのは、 は保険 この場合におい (令和三 (次項におい とあるのは 仲立人で 年内閣府令第 約に係る保険契約者又は被保険者に対して 代理 ある銀 1業者 又はその が行う資金の貸付け又は手形の て読み替えて準用する第十 て、 「保険会社、 を含む。 等 行等 第 (金融サ 0 項第十三号中 役員若しくは使用 特定関係者又はその と、 特定保険募集人若しく 号) ĺ の第三項に規定する ビス仲介業者 第五十一 「当該銀行等が 又は当該代理 「当該銀行代 「特定保険募 条第 人につい 号に規 割引 役員 (預 項 当

は、 理若しくは媒介を約していること」と読み替えるものとする 割引を内容とする契約の締結を代理若しくは媒介し、 被保険者に対してその所属銀行等が行う資金の貸付け又は手形 使用人について準用する。 して信用を供与し、 「当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対 「当該銀行代理業者等が当該保険契約に係る保険契約者又は 又は信用の供与を約していること」とある この場合において、 第 項第十三号中 又は当該 代

特定保険契約 の締結又は保険募集に関する禁止行為

第 一百三十四条の二十七 略

2

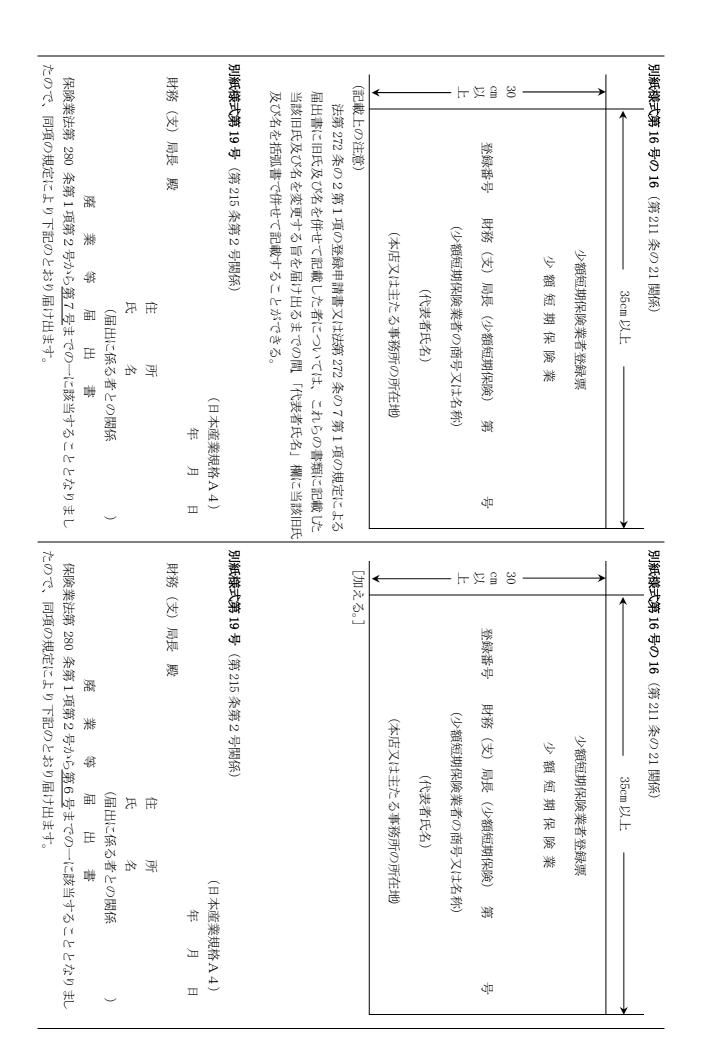
を除 等媒介業務を行う者に限る。 外国生命保険会社等を含み、 前項 (第 である銀行代理業者 一号に係る部分に限 生命保険募集人である生命保険会社 を含む る。 等 (金融サ の規定は、 以下この項において同じ ビ ス 仲介業者 生命保険会社 (預 金

> 4 5 7 同 Ŀ

特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為

2 第 又は生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若 る銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用 社等を含み、 一百三十四条の二十七 前項第一 二号に規定する行為は、 生命保険募集人である生命保険会社を除く。 [同上] 生命保険会社 (外国 1生命)であ 保険 人

。)の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険	しくはその役員若しくは使用人について準用する。
募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役	
員若しくは使用人について準用する。	
[3~7 略]	[3~7 同上]



別紙様式第 23 号(第 220 条第 2 号関係) 財務(支)局長 保険業法第 290 条第1項第2号から<u>第7号</u>までの一に該当することとなりまし # 商号、名称又は氏名 资 (記載上の注意) 発生年月 凝 緗 ⊞ 此 礟]死]破 業]合併による消滅(保険業法第280条第1項第5号)]金融サービスの提供に関する法律(平成12年法律第]解 ものに限る。) 又は同法第 16 条第1項の変更登録(保 険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)(保険 業法第280条第1項第7号) 101 号)第 12 条の登録(保険媒介業務の種別に係る 落 氏 田 (届出に係る者との関係) 廃止(保険業法第280条第1項第2号 鄉 散(保険業法第280条第1項第6号) 産(保険業法第280条第1項第4号) 亡(保険業法第280条第1項第3号) 쌤 国 (郵便番号 電話番号 Œ 侢 徭 耳 (日本産業規格A4) 卓 Ш 併 耳 Ш **別紙様式第 23 号**(第 220 条第 2 号関係) 保険業法第 290 条第 1 項第 2 号から<u>第 6 号</u>までの一に該当することとなりまし 財務(支)局長 # 商号、名称又は氏名 溪 (記載上の注意) ⊞ [同左] 発 凝 生年月 緗 \blacksquare Ш 卓 礟]死 業)被]解]合併による消滅(保険業法第280条第1項第5号) 天 宇 豥 (届出に係る者との関係) 廃止(保険業法第280条第1項第2号) 継 散(保険業法第280条第1項第6号) 産(保険業法第280条第1項第4号) 亡(保険業法第280条第1項第3号) 쀤 国 無便番号 電話番号 Œ 徭 侢 田 (日本産業規格A4) 卓 併

耳

Ш

備考 表中の[]の記	(記載上の注意) [略]	;	事 [該当 [で 〇] 由	事由発生年月日	商号、名称又は氏名	登 録 番 号	たので、同項の規定によ
表中の [] の記載は注記である。		第101号)第12条の登録(保険媒介業務の種別に 係るものに限る。)又は同法第16条第1項の変更 登録(保険媒介業務の種別の追加に係るものに限 る。)(保険業法第290条第1項第7号)	[]業 務 廃 止 (保険業法第 290 条第1項第2号) []死 亡 (保険業法第 290 条第1項第3号) []破 産 (保険業法第 290 条第1項第4号) []合併による消滅 (保険業法第 290 条第1項第5号) []解 散 (保険業法第 290 条第1項第6号) []解 散 (保険業法第 290 条第1項第6号)	年月日		第 号	たので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。 記
	(記載上の注意) [同左]		事 [沙当に〇] 由	事由発生年月日	商号、名称又は氏名	登 録 番 号	たので、同項の規定によ
			[]業 務 廃 止 (保険業法第290条第1項第2号) []死 亡 (保険業法第290条第1項第3号) []破 産 (保険業法第290条第1項第4号) []合併による消滅 (保険業法第290条第1項第5号) []解 散 (保険業法第290条第1項第6号)	年 月 日		第 号	定により下記のとおり届け出ます。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 (平成十二年総理府令第百二十九号) の一部を次のよ

うに改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

第二百条 [同上] (清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)	として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者第二百条 法第百五十一条第六項において準用する法第百条第六号(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)
九 [同上]	九 [略]
	らの者のうちの一若しくは二以上であったもの
	ある金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又はこれ
	若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人で
	う者に限る。以下この号及び第二百条第八号において同じ。)
ったもの	介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行
融商品仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であ	二年法律第百一号)第十一条第六項に規定する金融サービス仲
はこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金	サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律(平成十
いう。以下この号及び第二百条第八号において同じ。)若しく	以下この号及び第二百条第八号において同じ。)若しくは金融
金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者を	品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。
委託を受けた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者	委託を受けた金融商品取引業者等、金融商品仲介業者(金融商
八 当該投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集	八 当該投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の
[一~七 同上]	[一~七 略]
	掲げる者とする。
	支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に
第百六十四条 [同上]	第百六十四条 法第百条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に
(監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者)	(監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者)
改正前	改正後

	備考 表中の [] の記載は注記である。
九[同上]	九 [略]
	あったもの
以上であったもの	サービス仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上で
である金融商品仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二	くは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者若しくは金融
者若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人	くは金融サービス仲介業者若しくはこれらの子会社の役員若し
集の委託を受けた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業	集の委託を受けた金融商品取引業者等、金融商品仲介業者若し
八 当該清算投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募	八 当該清算投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募
[一~七 同上]	[一~七 略]

(内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用

に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面 の保存等における情報通信 の技術の

利用に関する法律施行規則 (平成十七年内閣府令第二十一号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

百九十四条第三項及び第四百九十六条第一七十七条第三項において準用する同法第四二項及び第七百三十五条の二第二項、第百二十二条の二第二項、第百五十三条において準用する場合を含む。	五条第二項及び第二百四十九条第一項(第二 一方五十三条において準用する場合を含む 三項、第六十五条第三項において準用する 同法第三百十八条第二項及び第三百十一条第 一項、第六十五条第三項において準用する 一十六条第二項において準用する同法第三百十一条第 一項と第三百十八条第二項及び第三項、第八 十六条第二項及び第二百四十五条第二項(第	五号) て準用する同法第三百十条第六項、第六・ 関する法律(平 用する会社法第百八十二条の六第二項、 資産の流動化に 第三十八条及び第五十条第一項において 「略」	別表第一(第三条関係) 改 正 後
百九十四条第三項及び第四百九十六条第一 20	第二 五条第二項及び第二百四十五条第一項(第二 第八 二百五十三条において準用する場合を含む 三百 一六条第二項において準用する同法第三百十一条第三項において準用する同法第三百十一条第二項及び第三項、第八十九条第二項及び第三項、第八十九条第二項及び第三項、第八十九条第二項及び第三百十一条第 条第二項及び第二百四十五条第二項(第二十九	大十 五号) て準用する同法第三百十条第六項、第六十 第 関する法律(平 用する会社法第百八十二条の六第二項、第 第 同上]	別表第一(第三条関係) 改 正 前

	Γ	T		別		1				ı							
[略]	# 提供に関する法	関する法律	略]	別表第二(第四条関係)	[略]	法律第百一号)	律(平成十二年	提供に関する法	金融サービスの								
	二条の四第二項及び第三十三条第三十二条において準用する貸金業法第十	第二百十五条				及び第三十三条	いて準用する貸金業法第十二条の四第二項	五十二条の六十一の十二、第三十二条にお	第十八条第二項において適用する銀行法第	項	。)並びに第二百八十三条第一項及び第二	十九条第三項において準用する場合を含む	第四項、第二百七十五条第三項(第二百七	第二百十五条、第二百六十四条第三項及び	条第三項(第三号に係る部分に限る。)、	同法第五百八条第一項及び第三項、第二百	項、第百七十九条第一項において準用する
[同上]	[項を加える。]	関する法律関する法律第二百十五条	[同上]	別表第二(第四条関係)	[厄斗]				[項を加える。]	項	。)並びに第二百八十三条第一項及び第二	十九条第三項において準用する場合を含む	第四項、第二百七十五条第三項(第二百七	第二百十五条、第二百六十四条第三項及び	条第三項(第三号に係る部分に限る。)、	同法第五百八条第一項及び第三項、第二百	項、第百七十九条第一項において準用する

1			
略		[同上]	
資産の流動化に	第二百条第三項(第三号に係る部分に限る	資産の流動化に	第二百条第三項(第三号に係る部分に限る
関する法律	。)、第二百十五条、第二百二十六条第一	関する法律	。)、第二百十五条、第二百二十六条第一
	項、第二百六十四条第一項及び第二百七十		項、第二百六十四条第一項及び第二百七十
	五条第一項(第二百七十九条第三項におい		五条第一項(第二百七十九条第三項におい
	て準用する場合を含む。)		て準用する場合を含む。)
金融サービスの	第十八条第二項において適用する銀行法第	[項を加える。]	
提供に関する法	五十二条の六十一の十二、第三十二条にお		
律	いて準用する貸金業法第十二条の四第二項		
	及び第三十三条		
[略]		[同上]	
別表第四(第八条関係)	係)	別表第四(第八条関係)	乐)
[略]		[四二]	
資産の流動化に	第五条第四項及び第十六条第六項において	資産の流動化に	第五条第四項及び第十六条第六項において
関する法律	準用する会社法第三十一条第二項(第一号	関する法律	準用する会社法第三十一条第二項(第一号
	に係る部分に限る。)、第二十八条第三項		に係る部分に限る。)、第二十八条第三項
	及び第四十三条第三項において準用する同		及び第四十三条第三項において準用する同
	法第百二十五条第二項(第一号に係る部分		法第百二十五条第二項(第一号に係る部分
	に限る。)、第三十八条及び第五十条第一		に限る。)、第三十八条及び第五十条第一
	項において準用する同法第百八十二条の二		項において準用する同法第百八十二条の二
	第二項(第一号に係る部分に限る。)及び		第二項(第一号に係る部分に限る。)及び

分に限 五十三 第百 項 に 用 部 同 る。 十 す 限 に 第 第 に 係る部分に限る。 一条に 法第四 る同 る。 す 第六十 項 三百 係る部分に限る。 係る部分に限 分に限る。 お お 条第二 項 八十二条の六第三項 び る 号に係る部 第百条第 (第 及び 法第三百七十四条第二項 て準 条におい る。 第 お 同 て準用する同法第三百十条第七 法第六 八条第四項 百四十二条第三 第百五条第四項に 五条第三項にお 一百四 項 号に係る部分に限る。 第二百四 用する同法第三百十一条第四 て 第八十六条第二項に 準 (第 用する場合を含む。 る。 て準用する場合を含む。 + 百 項 分に限る。 第六十三条第三項 -九条第 第百二十五条に 八十四条第一 (第 号に係る部分に限 及び第三百七十八条第 十五条第二項 (第 項 号に係る部分に 第六十五条第 第百二十 一号に係る部分に 第一)、第六十五 項 て準用する同 おいて準用する (第 二項 (第 号に お 第 号に おい 九条第二 ** \ (第 (第二 (第 一号に 百 て 係 に る。 項 Ŧī. て 係 第 準 る 号 限 九 用 項 百 項 部

る。 二項 第二項 分に 第百 用 限 三条におい 項 に係る部分に限る。 部 同 十一条第二項 係る部分に限る。 する同法第三百七十四条第二項 第三百十八条第四項 に 五十三条において準用する場合を含む。 第一号に係る部分に限る。 に る。 す 分に限る。 法 お 係 及 お 第六十五条第三項に る同 第四 限る。 び 第百条第一 る部分に限る。 冗 (第一号に係る部分に限る。 て準 第二百四 及び第二百四 て準用する同 十二条の六第三項 法第六百 百四十二条第三 第百五条第四項に -用する同法第三百 て準用する場合を含む 第八十六条第二)、第百二十 第一 項 十九条第 第六十三条第三 八十四 (第一号に係る部 号に係る部分に 及び第三百 十五条第二 法第三百十条第七 (第一号に係る部 おい 第六十 第百二十 条第 項 (第一 · て 準 おい 項に 項 Ŧī. (第 条に + (第二 て準 七十 おい 第六十五 号に 項 用する同 項 五 項 (第 条第四 おい 号に 条第 九 (第 (第 条第 一用す 分に 限 凣 第 係 百 て 条第 号に に 第九 準 分 五. 7 る。 る部 項 お 用 項 条 項 限 号

備考表	[略]		律	提供	金融												
表中の「」の				に関する法	サービスの												
記載は注記である。		二及び第四十二条第一項	二条において準用する貸金業法第十九条の	五十二条の六十一の二十一第一項、第三十	第十八条第二項において適用する銀行法第	二百八十三条第三項	限る。)、第二百六十七条第一項並びに第	四百四十二条第三項(第一号に係る部分に	百七十九条第三項において準用する同法第	条第五項、第二百七十五条第五項及び第二	三号に係る部分に限る。)、第二百六十四	係る部分に限る。)、第二百条第三項(第	する同法第四百九十六条第二項(第一号に	る。)、第百七十七条第三項において準用	十五条の二第三項(第一号に係る部分に限	第一号に係る部分に限る。)及び第七百三	いて準用する同法第七百三十一条第三項(
						I											
	[同上]				[項を加える。]												

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第十一条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正

する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

第三十二条 令第十五条の十六第一項及び第二項に規定する内閣府(親法人等及び子法人等から除かれる者)	(定義) (定者) (定者)	E.
第三十二条 [同上] (親法人等及び子法人等から除かれる者)	(定義) 第一条 [同上] 2 [同上] 3 [同上] [一~三十六 同上] 三十七 金融商品仲介行為をいう。 商品仲介行為をいう。 [三十八~五十 同上]	Ē.

令で定める者は、 次に掲げる者とする。

仲介業又は有価証 専ら次に掲げるいず 仲 れかの者の金融商品取引業等、 介業務の遂行のための業務を行ってい 金融商品

る者

イ 口 略

もの 融商品仲介業及び有価証券等仲介業務を除く。 業務 専ら次に掲げるいずれかの者の業務 金融商品仲介業若しくは有価証券等仲介業務の顧客に関する に限る。 (非公開情報 に関連するものを除く。 (発行者又は自己の行う金融商品取引業等 (金融商品取引業等、 を行っている者 の遂行のため 金

イ 口 略

三 略

(届出業務)

第六十八条 法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定め

る業務は、 次に掲げる業務とする。

略

Ŧī. 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集に係る業務又

は金融サービス 提供に関する法律第十 一条第三項に規定する

保険媒介業務

[六~十二 略」

理 工業、 金融機関代理業 長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用 (銀行法第二条第十四項に規定する銀行代

> 品仲介業の遂行のための業務を行っている者 専ら次に掲げるいずれ かの者の金融商品取引業等又は金

融

商

イ 同上

業の顧客に関するものに限る。 発行者又は自己の行う金融商品取引業等若しくは金融商品仲介 金融商品仲介業を除く。 専ら次に掲げるいずれかの者の)の遂行のための業務 業務 に関連するものを除く。 (金融商品取引業等 (非公開情報 及び を

「イ・ロ 同上 行っている者

三 [同上]

(届出業務)

第六十八条 同上

□
□
□ 同上

五. 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集に係る業務

一六~十二 同 上

十三 理 業、 金融機関代理業(銀行法第二条第十四項に規定する銀行代 長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用

は金融 金庫 預金等媒 金庫法第九十五条の二 合法第百六条第二 銀 一条の二 **弘行代理** 第 代 項に規定する 理 第 介業務をい 項に規定する労働 業、 業 ピ 一項に規定する特定信用事業代理業、 ス 協 信 同 用 0 信用 項に規定する特定 提 組 金 う。 合に 庫 供 第 協 法 以下同じ。 関 同 よる金 第 一項に規定する農林中央金庫代理業又 す 金 組 八十五条の二第二 合代理 る 庫 代理業、 法律 一融事 業に関 第 信 業、 + 用 農業協同 事 労 業代理 以する法は 条第 働 一項に規定する信用 金庫 同 法第八 律第六 項 業 水産業協同 組合法第九 農林中 規定する 十九 条の 央 組 + 条

[十四~二十四 略]

記載事項)(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通

第八十三条 [略]

2

交付書] 者等 供に関 第 引業者等 なけ 7 第 '準用する場合を含む。 項 0 金融サ れ 面 有 ば 項に規定する書面。 る法 価 なら 金融サー 融サー 証券の 律 一融サー ない 第 ピ 売買その + スの ビス 仲介業者を含む 場 ビス仲介業者にあっては 一合に 提供に関する法律第三 条 仲介業者を含む。 おい 第 他 以 0 0 て 下この 項 規定により顧客に対 取 引に に お V 項にお ず 0 V て準 れ いて二以上 が 前 か 項各号に掲げる事 いて同じ。 用 が法第三十七条の三 十 0) す 金融サー 金融商品取引業 る法第三 条第二 し契約締結前 0) 金融商品取 ・ビス を交付 一十七条 一項に 0 提 は

> 第二項 央金庫法第九十五条の二 二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、 を 合法第百 の三第二項に規定する労働金庫代理業、 金 銀 いう。 行代 庫 代 理 理 に規定する信用協同 以下同じ。 六条第二項に規定する特定信用事業代理 業、 業、 協同組 信 用 金庫法第八十五 合による金融事業に 第 組合代理業、 二項に規定する農林中央金庫 一条の二第一 .関する法律第六条の 農業協同 労働金庫法第八十九 二項に規定する信 組合法 業及び農林中 水産業協同 代理 第九 十

[十四~二十四 同上]

(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通

第八十三条 [同上]

2 げ 約 締 引 か 業者等 結前 る事項を記載することを要しない。 同 締 0) 項 結 \mathcal{O} \mathcal{O} 前 金 交付書面 有 交付 一融商 規 が法第三十七条の三 価 定に 証 書面を交付したときは、 品 券の売買その カゝ 取引業者等が を交付しなければなら かわらず、 他 第 契約締結前交付書面 前項各号に掲げる事 \mathcal{O} 取 項の 引につい 他の ない場合におい 規定により 金融商 て二以 品取 項を記 上の に同 顧客に対 て、 引業者等は 項各号に掲 金 載 融 商 た契 ず 契 品 れ 約 取

第百条 [略] 第百条 [同上] 第百条 [同上] 約締結時交付書面の共通記載事項)	はデリバティブ取引等に係る契(有価証券の	3 [略] 3 [同上]	二 金融サービス仲介業者 [号の細分を加える。]	[イ〜ハ 略] [イ〜ハ 同上]	る場合	三 前項第九号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者であ 三 [同上]	二 [略] 二 [同上]	ホ 金融サービス仲介業者 「号の細分を加える。」	[イ〜ニ 略] [イ〜ニ 同上]	る場合	一 前項第七号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者であ 一 [同上]	ない。	2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用し 2 [同上]	第九十五条 [略] 第九十五条 [同上]	(投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項) (投資顧問契約等に係る契約締	3 [略] 3 [同上]	同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。	取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に	を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の金融商品
上]				同上]					同上]						契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項)				

第百六条 [略] 第百六条 [略] 第百六条 [略] 金融商品取引業者等が次に掲げる者である場合 [イ〜ニ 略]	3 [略] 8 男しない	「髪くない。 、契約締結時交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することをたときは」他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかれらず	ここと、10mよう「V――――――――――――――――――――――――――――――――――――	れか一の金融商品取引業者等(金融サービス中介業者を含む。)において同じ。)を交付しなければならない場合において、いず	用する法第三十七条の四第一項に規定する書面。以下この	ては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項においり顧客に対し契約締結時交付書面(金融サービス仲介業者にあっ	律第三十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定によ。) が法第三十七条の四第一項(金融サービスの提供に関する法	いて二以上の金融商品取引業者等(金融サービス仲介業者を含む2 一の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等につ
(1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 [同上]	& 9			交付書面に	の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結時 掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他	4 い場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が前項各号に伝 定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならな	1 いて二以上の金融商品取引業者等が法第三十七条の四第一項の規2 2 一の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等につ

号の

規

定

金融

商

品取引業者等が次に掲げる者で

[略] 金融サー

ビス仲介業者

3

(禁止行為)

第百十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為

[一~十六 略] は、次に掲げる行為とする。

もの 号において同じ。 あっては、 介業者又は金融サービス れらの委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行 証券の買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこ (金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関) 不特定かつ多数の顧客に対し、 価格に相当する事項) 公正な価格 仲介業者に勧誘させる行為を含む。 の形成を損なうおそれがある 特定かつ少数の銘柄の有価 (市場デリバティブ取引に 金融商品仲 次

[十八~二十四の五 略]

国会社届出書等」という。)が英語により記載される旨の説明次に掲げる書類(第二百七十五条第一項第十六号において「外二十五 顧客(特定投資家を除く。)に対して、有価証券に係る

二 [同上]

三 [同上]

[号の細分を加える。[イ〜ハー同上]

[同上]

3

第百十七条 [同上]

同上

(禁止行為

十七 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価 高・金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関又は金融商品 仲介業者に勧誘させる行為を含む。次号において同じ。)で、 中介業者に勧誘させる行為を含む。次号において同じ。)で、 公正な価格(市場デリバティブ取引にあっては、価格に相当する の要託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行 と正な価格(市場デリバティブ取引にませる ので、 の事項)の形成を損なうおそれがあるもの

[十八~二十四の五 同上]

国会社届出書等」という。)が英語により記載される旨の説明次に掲げる書類(第二百七十五条第一項第十六号において「外二十五 顧客(特定投資家を除く。)に対して、有価証券に係る

券の 二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 二百七十五条第一 を行い、 仲介業者若しく に当 同 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該有価証 \mathcal{O} すべき事項を第八十 合又は金融商品 に供する方法に準じて提供することを含む。 を行わず、 質付け、 項 「該顧客に当該説明を行い、 (第九号に掲げる行為を行うこと) 売付けに係る委託 かつ、 当該有価 又はその旨を記載した文書の交付 当該文書の交付をした場合を除く。 仲 は 金融サー 介業務の委託を行う登録 項第十六号において同じ。) 条第一 証 この媒介、 券の売付けの媒介、 項第五号又は第六号に規定する閲覧 ビス仲介業者が当該顧客に当 かつ、 取次ぎ又は代理を除く。 (当該行為の日前一 当該文書の交付をした場 金融機関、 取次ぎ又は代理及び 以下この号及び第 (当該文書に記載 をしないで法第 (当該有価証券 金融商品 ⅳ該説 年以内 及び 明

[イ〜リ 略]

[二十六~五十 略]

[2 56 略]

第百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況るおそれがあるもの) (業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ず

[一~十七 略]

は

次に掲げる状況とする。

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表さ

取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該有価 二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為(当該有価 二百七十五条第一項第十六号において同じ。)をしないで法第 の交付をした場合を除く。 融商品仲介業者が当該顧客に当 同 券の売付けに係る委託の媒介、 の買付け、 に供する方法に準じて提供することを含む。 す を行わず、 合又は金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関若しくは に当該顧客に当該説明を行い、 ・項第九号に掲げる行為を行うこと べき事項を第八十条第一項第五号又は第六号に規定する閲覧 又はその旨を記載した文書の交付 当該有価証券の売付けの媒介、 かつ、 「該説明を行い、 取次ぎ又は代理を除く。 (当該行為の日前一年以 当該文書の交付をした場 取次ぎ又は代理及び 以下この号及び第 (当該文書に記 かつ、 当該文書) 及び 証 証

[イ〜リ 同上]

[二十六~五十 同上]

「2 56 同上」

るおそれがあるもの)(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ず

第百二十三条 [同上]

[一~十七 同上]

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表さ

若しく 商品 価 書 関 る公表されていない情報その他の特別な情報 品 証券の てい 面による同意を得ずに提供したものに限る。) 取引業者等が委託を行った登録金融機関、 を、 取 融商品 ない は金融サ は金融サ 引業者等が委託を行う登録金融機関 売買その他の取引等を勧誘している状況 前に顧客の 情報その 仲介業者又は金融サー ビス ビス仲介業者から取得した顧客の財産に関す 書面による同意を得ることなく、 他 仲介業者に提供している状況又は金融商 の特別な情報 ビス仲介業者が当該顧客の (次に掲げるものを除く。 金融商品仲介業者 金融商品仲介業者 (当該登録金融機 を利用して有 当該金融

介業者の金融商品仲介行為に係る情報イ 当該登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲

を遵守するために提供する必要があると認められる情報介業者が金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務に係る法令ロ 当該登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲

[ハ〜ホ 略]

[十九~三十六 略]

2 十四四 人であるときは 人等若しくは子法人等である場合における前項第十八号及び第二 人等である場合又は委託金融商品取引業者が登録金融機関の親法 登録金融機関が委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法 |号の規定の適用については、 録金融機 関 その 0 金融商 職 務を行うべき社員を含む。 品仲介業務に従事する役員 次に定めるところによる。 又は使用人 (役員が法 ただ

> 買その他の取引等を勧誘している状況 該登録金融機関又は金融商品仲介業者が当該顧客の書面によ 同 の財産に関する公表されていない った登録金融機関若しくは金融商品仲介業者から取得した顧客 介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行 商 れ てい 意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証 品 取引業者等が委託を行う登録金融機関若しくは金融 事 ない情報その他の特別な情報 前に顧客の書面による同意を得ることなく、 情報その他の特別な情報 (次に掲げるものを除く。 当該 商品 金 (当

イ

る情報 に係る法令を遵守するために提供する必要があると認めらい 当該登録金融機関又は金融商品仲介業者が金融商品仲介

[ハ〜ホ 同上]

[十九~三十六 同上]

[同上]

2

引業者に提供し、 が この限りでない。 (以下この項におい 顧 際客の 財 産に関する公表され 又は て「特別情 委 託 金融商品取引業者 報 てい とい ない情報その · う。 から受領する場合は を委託 他 この特別が 金 融 な情 商 品 取 報

又は よる同意を得たものとみなす。 結 意思表示をしたとき又は非公開 規定がない 託 融商品仲介業者若しくは 情 0 \mathcal{O} して 法令上金融商品取引業者等が前項第十八号に規定する特別な あるものを含む。 同 金融商品取引業者に提供する行為に相当する行為を制限する 報を当該金融商 顧客が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の .登録金融機関が同項第二十四号に規定する特別な情報を委 意があると合理的 いる契約の内容及び当該国 場合におい 品取引業者等が委託を行う登録金融機関)であって、 に認め て、 金融サービス仲介業者に提供する行為 当該顧客が電磁的記録により 5 情報 れ カコ るときは の商慣習に照らして当該顧 の提供に関 つ、 当該顧客が所在する国 当 該顧客の し当該顧客が 書面 同 定 意 客 締 に \mathcal{O} 金 8

略

3 16 略

、投資運用業に 関する金 銭 又は 有 価 証 券の貸付け 等 0 禁止 0 適 用

除外)

第百三十三条 る場合は、 金 融商品取引業者が資産 令第十六条の十三第六号に規定する内閣府令で定め の運用を行う投資法人

0

金

なす。 非 供する行為に相当する行為を制限する規定がない \mathcal{O} 認めら び当該国 第二十四号に規定する特別な情報を委託金融商品 情報を当該 0 くは金融商品仲介業者に提供する行為又は登録金融機関が同 当該顧客が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき又は 公開情報の提供に関 法令上金融商品取引業者等が前項第十八号に規定する特別 あるものを含む。 顧 客が外国法人 れるときは の商慣習に照らして当該顧客の同意があると合理的 金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関若し (法人でない団体で代表者又は管理人の 当該顧客の であって、 し当該顧客が締結している契約の内容及 書面による同意を得たものとみ かつ、 当該顧客が所在する国 場合にお 取引業者に 定 提 て 項

[同上]

3 16 同上

(投資運用業に関する金銭又は有価証券の貸付け · 等 の 禁止 適 用

除

第百三十三条 る場合は、 金 融商品取引業者が資産の 令第十六条の十三第五号に規定する内閣府令で定 運用を行う投資法人への 金

銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理を行う場合とする。

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の

限) (金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制

で定める行為は、次に掲げる行為とする。第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令

一•二 略]

同じ。 る次に掲げる行為 金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおけ れる有価証券を含む。 合にあっては、 融商品取引業者が法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場 項第三十一号に規定する有価証券をいう。 金に係る債務を有する者が発行する有価証券 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入 の引受人となる場合であって、 同号に規定する新株予約権の行使により取得さ 以下この号において同じ。)に係る手取 当該有価証券 以下この号において (第百十七条第一 (当該金

イ [略]

業者が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除くへ当該登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に説明することない。 その旨を金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関、金田 その旨を金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関、金田 の

銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理を行う場合とする。

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制

限)

第百五十三条 [同上]

[一・二 同上]

三 同上

イ [同上]

場合を除く。)。

場合を除く。)。

場合を除く。)。

場合を除く。)。

場合を除く。)。

(1) · (2) 略

[四~六 略]

七

場合において行うものを除く。)。は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること(次に掲げるは当該親法人等若しくは子法人等に関する非公開情報を当該引業を行う者に限る。)が発行者等に関する非公開情報を当該

イ [略]

ビス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第て、第二百八十一条第十二号イからハまで若しくは金融サー仲介業又は有価証券等仲介業務に係る委託を行う場合であっ」当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に金融商品

る情報を提供する場合
る場合又は第百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる場合又は第百二十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を受領す

ハ [略]

金庫、 銀行、 第三項に規定する所属労働金庫 項に規定する所属信用協 長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用 所属金融機関 当該金融商品取引業者の親銀行等若しくは子銀行等である 協同 信用金庫法第八十五条の二 組合による金融事業に関する法律第六条の三第三 (銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、 同 組合、 一第三項に規定する所属信用 農業協同組合法第九十二条 労働金庫法第八十九条の三

> (1) (2) 同上

七 [同上]

兀

| \

同上

イ [同上]

合 三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を提供する場 三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は第百二十 一介業に係る委託を行う場合であって、第二百八十一条第十 ロ 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に金融商品

へ [同上]

第三項に規定する所属労働金庫、農業協同組合法第九十二条例に規定する所属信用協同組合、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用長期信用金庫法第八十五条の五第三項に規定する所属長期信用長期に対している。

場合であって、 第三 合又は次の③若しくは⑷に掲げる情報を提供する場合 をいう。 銀行法第五十二条の の二第三項に規定する所属組合、 提供に関する法律第二十九条におい 項に規定する所属組 以下同じ。 次の)の委託を受けて金融機関代理業を行う (1)若しくは(2)に掲げる情報を受領する場 兀 +五第四号に規定する相手方金融機関 合 農林 中央金庫又は金融サービス 水産業協同組合法第百六条 て読み替えて準用する

(1) (4) 略

[八~十五 [ホ~リ 略

略

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の 制 限

法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令

で定める行為は、 次に掲げる行為とする。

第百五十四条

が 法人であるときは、 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員 その職務を行うべき社員を含む。 以下こ (役員

る非公開情報 号及び次号において同じ。 (顧客の 有価証券の売買その他の取引等に係る注)又は使用人が、 発行者等に関す

文の 動向その他の特別な情報に限る。 を、 当該登録金融機関

同法第五十二条の二十三第一 親 法 人等 (銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社) 項第十号に掲げる会社 (同号イに

> 次 の (1) Ľ, しくは4年に掲げる情報を提供する場合 第三項に規定する所属組合及び農林中 の二第三項に規定する所属組合、)の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であって、 |若しくは②に掲げる情報を受領する場合又は次の③若 水産業協同組合法第百六条 央金庫をいう。 以下同

(1)(4)同上

[ホ~リ 同上

八~十五 同上

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 同上

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限

第百五十四 条 同上

同上

兀

同上

146

協同 項 第 条第二 限る。 る会社 第二 項 組合法第十 林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社 げる会社 組合による金融事業に関する法律第四条の四 を営む会社に限る。 条の二十二第一項第十二号に掲げる会社 第二条第十六項に規定する保険持 兀 掲げる業務を営む会社に限る。 しくは子法人等 第 第 (同条第二項第 労働金庫法第五 (同条第四項 項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。 組合法第八十七条の 信用金庫法第五十四条の二十三 (同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る 号に規定する従属業務を営む会社に限る。 号に規定する従属業務を営む会社に限る。 長期信用銀行法第十三条の二第一 項に規定する長期信用銀行持 同 第 (同条第二 保険業法第百六条第一 . 号イに掲げる業務を営む会社に限る。 一条の六十六第一 号に規定する従属業務を営む会社に限る。 第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。 一号に規定する従属業務を営む会社に限る。) (銀行法第十六条の二第一 十八条の五第一)を除く。 項 第一 二第一 号に規定する従属業務を営む会社に 項第五号に掲げる会社 項第五号に掲げる会社 以下この号において同じ。) 項第十二号に掲げる会社 項第六号に掲げる会社 ;株会社及び同法第二百七十一 第一 ,株会社、 長期信用銀行法第十六条の 項第十一号に掲げる会 項第十号に掲げる会社 (同号イに掲げる業務 項第十一号に掲げる 第一 同項第十号に掲げ 項第六号に掲 及び水産業 (同条第二 (同条第二 保険業法 農業協同 (同条第 同 協同 条 若

に掲げる場合において行うものを除く。)。 等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること(次 を有する有価証券を除く。)の発行者である顧客の非公開融資 以下この号において同じ。 二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。)を除く。 十七号に掲げる有価証券であって同項第一号及び第二号の性質 十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第) に提供し、 又は有価証券(法第三

イ 略

号イ若しくはロに掲げる情報を提供する場合 に掲げる情報を受領する場合又は第百二十三条第一項第十八 第二百八十一条第十二号イからハまで若しくは金融サー 仲介業者等に関する内閣府令第百十八条第九号イ若しくはロ 業又は有価証 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等に金融商品仲介 .券等仲介業務に係る委託を行う場合であって、

「ハ〜ヌ

五~九 略

(金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合)

第百九十九条

八号に規定する内閣府令で定める場合は、 次に掲げる場合とする

金融商品取引業者にあっては、法第五十条第一項第

供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る 法第二十九条の四第一 項第一号イ (法又は金融サービスの 提

> 1 同上

口 業に係る委託を行う場合であって、第二百八十一条第十二号 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等に金融商品仲介

第一項第十八号イ若しくはロに掲げる情報を提供する場合

イからハまでに掲げる情報を受領する場合又は第百二十三条

「ハ〜ヌ 同上

五~九 同上

(金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合)

第百九十九条 同上

の規定に係る部分に限る。 法第二十九条の四第一項第一号イ (法)に相当する外国の法令)若しくはハ、 第三号 (同項第二号

は、次に掲げる事項 では金融サービスの提供に関することとなった場合にあって は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号 (法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定 は、次に掲げる事項

(1)国に 融商品取引業者等が当該外国において行った法第六十三条 供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金 同 第 録 又は 種類の届出 国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外 法若しくは金融サー 登録等」という。 項 おいて受けている同種類の登録若しくは許可 若しくは第六十三条の 条第二号及び第二百三十二条の五第二号を除き、 許可に類する認可その他の行政処分を含む。 「の内容 ピ 又は法若しくは金融サービスの スの 三第一 提供に関する法律に相当す 項の規定による届出 (当該登 第二百 提 以 Ź

(2) (4) 略

略

に掲げる事項部分を除く。)に該当することとなった場合にあっては、次条の四第一項第三号(同項第二号イ及び重要な使用人に係るへ、金融商品取引業者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九

(1) (5) 略

事項
ることとなった場合にあっては、次に掲げるることとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第
のこととなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第

の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容 と言い、第二百二十一条第二号及び第二百三十二条の五第 という。)又は法に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録若しく という。)又は法に相当する 外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録若しく 法に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引 法に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引

(1)

(2) (4) 同上

ハ [同上]

口

[同上]

(1)~(5) 同上]

(6)第三項 含む。 日 法 す 六十六条の六十 十六条の十九第 1律第十 及びその理 (律第八十八号) ることとなった場合にあっては、 以下この条において同じ。 当該者が法第二十九条の四第一項第二号 (法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む 以下この条において同じ。 (法第六十三条の三第二項において準用する場合を 六条第三項の規定による届出をした年月日及びそ 由並びに法第五十条の二 第十五条の規定による通知があった年 第 項、 項又は金融サービスの提供に関する 第六十六条の四十第一 第六十三条の二第二項 若しくは第四項、 行政手続 第一 項、 へ又はトに該当 項若しくは第 法 第六十条の (平成 五. 貞 年

の理由

(7)

略

[二~~ 略]

九

第百九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

[イ〜ホ 略]

融サ 続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその 一第一 びに法第五十条の二第一 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第 又はトに 一項から 兀 こスの + 第 提供に関する法律第十六条第三項の規定による 第四項まで、 該当することとなった場合にあっては、 項 若しくは 第六十六条の 第六十六条の十九第一 項、 第六十条の七、 六十 第六十三条の 第 項 項又は金 第六十 行政手 項第二 理 由

> (6)含む。 第三項 七 日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、 法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった年月 することとなった場合にあっては、 \mathcal{O} 六条の六十 十六条の十九第一項、 理由 以下この条において同じ。 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当 (法第六十条の十四第二項において準用する場合を含 以下この条において同じ。 (法第六十三条の三第二項において準用する場合を 第 項 の規定による届出をした年月日及びそ 第六十六条の四十第一項又は第六十)、第六十三条の二第二項)若しくは第四項、 行政手 ,続法 第六十条 (平成 五.

[二~~ 同上]

(7)

同上

[イ〜ホ 同上]

九

二第二項から第四項まで、 号 る届出をした年月日及びその理由 六条の四 並びに法第五十条の二第一 続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理 へ又はトに該当することとなった場合にあっては、 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一 一十第一 項又は第六十六条の 項、 第六十六条の十九第一項、 第六十条の七、 六十 第 項 第六十三条の の規定によ 項第二 行政

届出をした年月日及びその理由

ト [略]

[十~十九 略]

ととなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項イ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当するこでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項二十 第百九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイからハま

(1) (5) 略

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二の規定による届出をした年月日及びその理由でよる届出をした年月日及びその対定による届出をした年月日及びそのの規定による届出をした年月日及びそのの規定による届出をした年月日及びそのの規定による届出をした年月日及びそのの規定による届出をした年月日及びそのの規定による届出をした年月日及びその理論である。

(7) [略]

こととなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項ロ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ③又は④に該当する

(1) · (2) 略

知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通③ 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当

同上

二十 [同上]

イ [同上]

(1) (5) 同上

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二の規定による届出をした年月日及びその理由が正よる届出をした年月日及びその手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項の規定による届出をした年月日及びその理館で規模という。

(7)

同上

口

(1) (2) 同上

知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通③当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号口に該当

関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日 くは第六十六条の六十 第六十六条の十九第一 第六十条の七、 第六十三条の二第二項若しくは第三項 第 項、 項又は金融サービスの提供に 第六十六条の四十第一 項若し

(4) (9) 略」

及びその理由

(10)条の十九第一 条の七、 年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、 あっては、 0 第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその 条の 匹 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九 第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に 六十 第六十三条の二第二項から第四項まで、 行政手続法第十五条の規定による通知があった 項、 第 第六十六条の四十第一項若しくは第六十 項又は金融サー ビスの提供に関する法律 第六十六 第六十

略

(11)

略

[二十一~二十七

(届出書に添付すべき書類

第二百二条 引業者等 (第三号において「届出者」という。) 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取 前条に規定

する事項を記載した届出書に、

次の各号に掲げる場合の区分に該

項、 第六十六条の六十 及びその理由 第六十六条の十九第一項、 第六十条の七、 第六十三条の二第二項若しくは第三項 項の規定による届出をした年月日 第六十六条の四十第一項又は

(4)(9) 同 上

(10)の六十 由 条の十九第一項、 条の七、 年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十 あっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった \mathcal{O} 四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条 一第一項の規定による届出をした年月日及びその理 第六十三条の二第二項から第四項まで、 第六十六条の四十第一項又は第六十六条

(11)同上

同上

[二十一~二十七 同上

(届出書に添付すべき書類

第二百二条 [同上]

第二百四条 載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当する場合には、 一~七 二~六 [八~十九 (廃業等の届出 げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる書類 録又は変更登録を受けた年月日 「ロ〜ニ は、 に係る部分に限る。 融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定 法第五十条の二第一 は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号(法又は金 の規定に係る部分に限る。 又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令 第百九十九条第一号に該当する場合 (1) (2) 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ 次に掲げる書類 略 法第五十条の二第一 略 略」 略 当該各号に定める書類を添付しなければならな 項第八号に該当する場合 に該当することとなった場合にあって)に該当することとなった場合又 項の規定により届出を行う者は、 当該各号に定める事項を記 次のイからニまでに掲 その旨及び (法 第二百四条 七 二~六 一~七 [号を加える。] (廃業等の届出 八~十九 イ 「ロ〜ニ 書類 る。 ることとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五 に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当す 同上 一項第一号(法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限 (1)金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ 同上 同上 (2)に該当することとなった場合にあっては、 [同上] 同上 同上 同上 次に掲げる (法 第

(合併等の届出) 第二百八条の三十一 [同上] 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「一・二 同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「	(合併等の届出) (合併等の届出) (合併等の届出) (合併等の届出) (合併等の届出) (合併等の届出) 第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項で、法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において行限る。)に該当することとなった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項限る。)に該当することとなった場合 次に掲げる場合の区場に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において行権に相当する外国の法令の規定により当該外国において行権に相当する外国の法令の規定により当該外国において行権に相当する外国の法令の規定により当該外国において行権に相当する外国の法令の規定により当該外国において行権に相当する外国の法令の規定により当該外国において行権に相当する外国の法令の規定により当該外国において行権に相当する人は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において行権に相当する人は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において行る法律に対して、対策を対域を対策を対象を対域を対象を対域を対象の対域を対象の対域を対象を対象を対域を対象を対象を対域を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を
	・
え	
[一~六 同上]	
2	141/2
2 「司上」	前頁の畐出書こよ、欠の各号こ曷げる楊合の玄分こむご、

規定による届出と同種類の届出の内容

(2) (4) 略

口「略」

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

[イ〜ホ 略]

供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月 項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの は第四項、 て準用する場合を含む。 十三条の二第二項、 て準用する場合を含む。 定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条 することとなった場合にあっては、 当該役員が法第二十九条の四第一 項、 第六十六条の十九第一 第六十条の七 第三項 以下この条において同じ。)若しく 以下この条において同じ。 (法第六十条の十四第二項におい (法第六十三条の三第二項におい 項、 行政手続法第十五条の 項第二号へ又はトに該当 第六十六条の四十第一 提

ト [略]

日及びその

理由

[五~十 略]

区分に応じ、当該イ及びロに定める事項十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の

ととなった事実を知った場合 次に定める事項イ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当するこ

(1) (5) 略

> [2) (2) (4) 同上

口 [同上]

四 [同上]

「イ〜ホ

同上

項又は第六十六条の六十 することとなった場合にあっては、 月日及びその理 は第四項、 十三条の二第二項、 の二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項にお 定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五 て準用する場合を含む。 て準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第六 当該役員が法第二十九条の四第 第六十六条の十九第一項、 第三項 以下この条において同じ。)若しく 一第一項の規定による届出をした年 (法第六十三条の三第二項にお 一項第二号へ又はトに該当 行政手続法第十五条の 第六十六条の四十第一 十条

「同上」

[五~十 同上]

[同上]

イ [同上]

(1) (5) 同上

(6)理 号 手 条の二 続法第十五 規定による届出をした年月日及びその理由 項又は金融サービ 由 第六十六条の 並. 又はトに該当することとなった場合にあっては、 該 びに法第五十条の二第一 主要株主又は代理 第二項から第四項まで、 条の規定による通知があった年月日及びその 兀 + 第一 スの提供に関する法律第十六条第三 項若しくは第六十六 人が法第二十九条の四第 項、 第六十六条の十九第 第六十条の七、 条の 第六十 項第二 + 行 項 政

(7) [略]

ととなった事実を知った場合 次に掲げる事項 主要株主が第百九十九条第十一号ハ③又は④に該当するこ

(1) · (2) 略

(3)及びその理由 関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月 知 する場合にあっては、 は第六十六条の 第六十六条の十九第一 が 当該主要株主が法第二十九条の四第 あった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第 第六十条の t 六十 第六十三条の二第二項若しくは第三 行政手続法第十五条の規定による通 - 項、 第 項又は金融サー 第六十六条の四十第一 項第 ビスの提供に 号 ロに該 項若し 日 当

[4] (9) 略]

の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に⑩ 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条

(6)三条の二第二項から第四項まで、 0 理 手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその 規定による届出をした年月日及びその理由 当該 第六十六条の四十第一項又は第六十六条の 由並びに法第五十条の二第一項、 へ又はトに該当することとなった場合にあっては、 主要株主又は代理人が法第二十九条の四 第六十六条の十九第一項 第六十条の七、 六十 第一 第六十 項 第 第二 行 項

(7)

口 [同上]

(1) (2) 同上

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号口に該当及びその理由

(4) (9) 同上]

の四第一項第二号へ又は卜に該当することとなった場合に即当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条

第二百八条の三十二 2 合には、 [十二~十八 (合併等の届出を行う場合) 四 ~ 十 分に応じ、当該イ及びロに定める書類 前項の届出書には、 限る。) 提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に 次条第一号に該当する場合 (11)(1) 法第二十九条の四第一 条の七、 年 由 第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその 六条の六十一第 条の十九第一 あっては、 略 当該各号に定める書類を添付しなければならない。 ·月日及びその理由並びに法第五十条の二第一 略 略 略 (2)に該当することとなった場合 略 第六十三条の二第二項から第四項まで、 略 行政手続法第十五条の規定による通知があった 法第五十七条の十八第一 項、 次の各号に掲げる場合の区分に該当する場 一項又は金融サービスの提供に関する法律 第六十六条の四十第一 項第一号イ 次のイ及びロに掲げる場合の (法又は金融サービスの 次に掲げる書類 項第三号に規定する 項若しくは第六十 項、 第六十六 第六十 区 理 第二百八条の三十二 2 [一·二 同上] (合併等の届出を行う場合) 四 ~ 十 十二~十八 口 1 [同上] 令の規定に係る部分に限る。 (11)次に掲げる書類 [同上] (1)法第二十九条の四第一項第一 由 の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理 条の十九第一項、 条の七、 年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、 あっては、 同上 (2) [同上] 同上 同上 同上 第六十三条の二第二項から第四項まで、 行政手続法第十五条の規定による通知があった [同上] 第六十六条の四十第一項又は第六十六条 号 イ に該当することとなった場合 (法に相当する外国の法 第六十六

第六十

内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提

二~十二 略]

又はハに該当することとなった場合

(変更の届出を要する場合)

第二百二十三条 法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定め

る場合は、次に掲げる場合とする。

[一~五略]

六 法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ニからへまで、ト(法 |

規定に係る部分に限る。) 又はチに規定する者に該当すること又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の

となった場合

[七~十二 略]

(変更の届出を要する場合)

第二百三十二条の八 法第六十条の十四第二項において準用する法

第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲

げる場合とする。

[一~五略]

項第一号イ、

口、

ホ、

1

(法又は金融サービスの提供に

六 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第

の規定に係る部分に限る。)又はハに該当することとなった場法第二十九条の四第一項第一号イ(法)に相当する外国の法令

合

[二~十二 同上]

(変更の届出を要する場合)

第二百二十三条 [同上]

六 法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、[一〜五 同上]

定する者に該当することとなった場合

[七~十二 同上]

(変更の届出を要する場合)

第二百三十二条の八 [同上]

[一~五 同上]

一項第一号イ、ロ、ホ、ヘ、ト(法に相当する外国の法令の規一、法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第

に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)又はチに規

ニからへまで、

 \vdash

法

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法	イ 法第二十九条の四第一項第一号イ (法又は金融サービスのの区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項
三[同上]	三 前条第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合
[一・一 同上]	[一•二 略]
	等に提出しなければならない。
	号に定める事項を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官
	特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各
第二百四十二条 [同上]	第二百四十二条 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う
(特例業務届出者の廃業等の届出)	(特例業務届出者の廃業等の届出)
[二~七 同上]	[二~七 略]
	こととなった場合
分を除く。)に該当することとなった場合	項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。) に該当する
はハ若しくは第三号(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部	令の規定に係る部分に限る。) 若しくはハ若しくは第三号 (同
(法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。) 若しく	(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法
一 第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ	一 第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ
	閻府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
第二百四十一条の二 [同上]	第二百四十一条の二 法第六十三条の二第三項第三号に規定する内
(特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)	(特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)
[七~十一 同上]	[七~十一 略]
なった場合	又はチに規定する者に該当することとなった場合
定に係る部分に限る。)又はチに規定する者に該当することと	関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)

る事項限る。)に該当することとなった場合にあっては、次に掲げ限は、)に該当することとなった場合にあっては、次に掲げ提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に

(1)供に関する法律に相当する外国 外 項若しくは第六十三条の三第一 類 お Ó 一業務届出者が当該外国 国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国 いて受けている登録等又は 法若しく 届 出 の内容 は 金 融 サ] ピ に ス おいて行 0 法若しく 提 項の規定による届出と同 供に関 の法令の規定により当該 った法第六十三条第二 は する法律に相当する 金融サ ピ 0 提

(2) (4) 略

口

当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)に該ハ 第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号

(1)

(5)

略

(6)に 六十三条の二第二 + おいて準用する場合を含む。 条の二 定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五 ることとなった場合にあっては、 当該者が法第二十九条の四第一 て準用する場合を含む。 第一 項、 項、 第六十条の七 第三項 次号において同じ。 (法第六十三条の三第二項 次号において同じ。 (法第六十条の十四 項第二号へ又はトに該 行政手続法第十五条の 第二項 若しく

にあっては、次に掲げる事項 令の規定に係る部分に限る。) に該当することとなった場合

第一項の規定による届出と同種類の届出の内容者が当該外国において受けている登録等又は法に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法に相当するの規定により当該特例業務届出

(2) ~(4) 同上

口[同上]

[同上]

(1) (5) 同上

(6)において準用する場合を含む。 十条の二第一項、 規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五 することとなった場合にあっては、 おいて準用する場合を含む。 六十三条の二第二項、 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当 第六十条の七 第三項 次号において同じ。)若しく (法第六十三条の三第二項に 次号において同じ。)、第 (法第六十条の十四 行政手続法第十五 第二項

た年月日及びその理由 は 第四項、 提供に関する法律第 項若しくは第六十六条の六十 第六十六条の 六条第三項の規定による届出をし 十九第一 第 項、 項又は 第六十六条の四十第 金融サービス

(7)略

兀 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

「イ〜ホ 略

六条の 二第二項から第四項まで、 並びに法第五十条の二第一 続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理 号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第 四十第 項若しくは 第六十六条の十九第一 項、 第六十六条の 第六十条の七、 六十 第六十三条の 第 項、 項又は金 第六十 行政手 項第二 由

略

届出をした年月日及びその理由

融サービスの

提供に関する法律第十六条第三項の規定による

五~九 略

2

[略

、特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類

第二百四十二条の二 出 行う特例業務届出者は、 書に、 次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には 法第六十三条の二第三項の規定により届出を 前条第一 項に規定する事項を記載した届 当該

> は第四項、 た年月日及びその理 項又は第六十六条の六十 第六十六条の十九第一 第 項の規定による届出をし 項、 第六十六条の四十第

(7)同 上

兀 同 上

「イ〜ホ

同上

二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十 並びに法第五十条の二第一 号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、 る届出をした年月日及びその理由 六条の四十第一項又は第六十六条の六十 続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一 項、 第六十条の七、 第 一項の規定によ 第六十三条の 行政手 項第二

五~九 同 同上 上

2

同上

特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類

第二百四十二条の二 [同上]

イ [略] 次に掲げる事項	第一項第二号へ又は卜に該当することとなった場合に限る。)五一沿第六十四条の四第三号に該当する場合(沿第二十九条の四	とちて「日を)日等ミチェダイトの景気(ときこうした)一〜四一略」	しなければならない。	当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出	う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、	2 法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行	第二百五十二条 [略]	(登録事項の変更等の届出)	2 [略]	[二~四 略]	[ロ・ハ 略]	(1) • (2) 略	っては、次に掲げる書類	規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合にあ	は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の	イ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第一号イ (法又	でに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類	一 第二百四十一条の二第一号に該当する場合 次のイからハま	各号に定める書類を添付しなければならない。
イ [同上]	五 [章]	ī. —		п п п п п п п п п п п п п п п п п п п		2 [同上]	第二百五十二条 [同上]	(登録事項の変更等の届出)	2 [同上]	[二~四 同上]	[ロ・ハ 同上]	[1] (2) 同上]		こととなった場合にあっては、次に掲げる書類	相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。) に該当する	不 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第一号イ(法)に		6	

[一~六 略]	八 法第六十六条の十九第一項第六号に該当する場合 その旨及[一〜七 略]	事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならなう者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める第二百八十六条 法第六十六条の十九第一項の規定により届出を行(金融商品仲介業者の廃業等の届出)	[3・4 略] [六・七 略] 三項の規定による届出をした年月日及びその理由	ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及び 一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条の六 六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六 十三条の二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項におい 5
2 [同上]	(第二百八十六条 [同上] (金融商品仲介業者の廃業等の届出)	[3・4 同上]	第一項の規定による届出をした年月日及びその理由第一項の規定による届出をした年月日及びその理由がに法第五十条の二第一項、第六十六条の十二十二条の二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項においた第二項の規定による届出をした年月日及びその理由があった年月日及び第一項の規定による届出をした年月日及びその理由があった年月日及び第一項の規定による届出をした年月日及びその理由があった年月日及び第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

2 第 七 次 号 二百九十二条 登. の写し におい に該当することとなった場合に限る。 三号に該当する場合 した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。 の各号に掲げる場合の区分に応じ、 から第四号までの規定により届出を行う金融商品仲介業者は、 法第六十六条の二十五におい ピ その 一録事項の変更等の届 て準用する場合を含む。) 十三条の二 六十条の十四第二項において準用する場合を含む。 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の スの提供に関する法律 法第六十六条の 第 应 行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及び 理由並びに法第五十条の二 て準 略 項、 項 用する場合を含む。 第一 又は金融サー 第六十六条の 略 項、 十九第一 (法第二十九条の四第一 第三項 出 第十四条第一 項第六号に該当する場合 兀 ピ 若しくは第四項、 スの提供に関する法律第十六条第 一十第一 て準用する法第六十四条の四第二 (法第六十三条の三第二項にお 第一 の規定による通知に係る書面 当該各号に定める事項を記 項若しくは 項、 項 (同法第十六条第) 次に掲げる事項 第六十条の七 項第二号へ又は 第六十六条の六 第六十六条の 金融サー (法第 第六 匝 項 第 2 第 五. [号を加える。 、登録事項の変更等の 百九十二条 口 1 同上 5 その理由並びに法第五十条の二第一 第 九 六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六 て準用する場合を含む。 十三条の二第二項、 同 第 兀 行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及び 同 項の規定による届出をした年月日及びその理由 上 項、 同 Ŀ Ŀ 第六十六条の四十第 同上 届 第三項 出)若しくは第四項、 (法第六十三条の三第二項にお 一項又は第六十六条の六十 項、 第六十条の 第六十六条の十 七

イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ(法又の区分に応じ、当該イからトまでに掲げる事項四 前条第一号に該当する場合 次のイからトまでに掲げる場合[一〜三 略]	ばならない。	(開始等の届出を行う場合) (開始等の届出を行う場合) (開始等の届出を行う場合) (開始等の届出を行う場合)	[3・4 略] [六・七 略] 三項の規定による届出をした年月日及びその理由
イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ(法に四 [同上] [一〜三 同上]	第三百四十二条 [同上] (届出書に記載すべき事項)	(開始等の届出を行う場合) [二~八 同上] [二~八 同上]	[3・4 同上]

っては、次に掲げる事項規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合にあは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の

(1)外 出 三条第二項若しくは第六十三条の三第一 ŋ ビ お と同種 スの 当 いて受けている同 国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国 法若しくは金融サー 該高速取引行為者が当該外国にお 提供に関する法律に相当する外国の法令の規定によ 類の届立 出 種 類の登録等又は法若しくは ピ スの 提 供に関 いて行 する法律に相当する 項の規定による届 った法第六十 金融サ ĺ

(2) (4) 略

ホ 高速取引行為者が前[ロ〜ニ 略]

こととなった場合にあっては、次に掲げる事項第六号イ(同条第五号イ⑴に係る部分を除く。)に該当するが 高速取引行為者が前条第二号イ又は法第六十六条の五十三

(1) (5) 略]

(6)12 + 第六十三条の二第二項、 おいて準用する場合を含む。 おいて準用する場合を含む。 条の二 定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五 ることとなった場合にあっては、 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該 第一 項、 第六十条の七 第三項 次号へにおいて同じ。 次号へにおいて同じ。 (法第六十条の十四第二項 (法第六十三条の三第二項 行政手続法第十五条の 若

こととなった場合にあっては、次に掲げる事項相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当する

(2) (4) 同上

[口~二 同上]

ホ

[同上]

(1) (5) 同上

(6)において準用する場合を含む。 第六十三条の二第二項、 において準用する場合を含む。 十条の二第一項、 規定による通知があった年月日及びその理由 することとなった場合にあっては、 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当 第六十条の七 第三項 次号へにおいて同じ。)、 次号へにおいて同じ。 (法第六十三条の三第二項 (法第六十条の十四 行政手続法第十五 並びに法第五]第二項 若

ビスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サーしくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四

(7)

をした年月日及びその理由

[八・ト 略]

五 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

[イ〜ホ 略]

当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規 で、第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供 若しくは第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項 で、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項 で、第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供 をによる通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条 に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日 とびその理由

ト [略]

[六~十一 略]

2

略

(届出書に添付すべき書類)

取引行為者は、前条第一項の届出書に、次の各号に掲げる場合の第三百四十三条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速

をした年月日及びその理由十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四

(7)

[ヘ・ト 同上]

五 [同上]

「イ〜ホ

同上

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又は卜に該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

六〜十一 同上]ト [同上]

2

[同上]

(届出書に添付すべき書類)

第三百四十三条 [同上]

2									三	_	ば	X
[略]	[四~七 略]	[口~ホ 略]	[1) • (2) 略]	っては、次に掲げる書類	規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合にあ	は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の	イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ (法又	掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる書類	一 第三百四十一条第一号に該当する場合 次のイからホまでに	[一•二 略]	ばならない。	区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなけれ
2 [同上]	[四~七 同上]	[口~ホ 同上]	[1] • (2) 同上]		こととなった場合にあっては、次に掲げる書類	相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当する	イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ (法に		三 [同上]	[一・二 同上]		

· 注意 1					外彩		然貝	华		申請します。	外發	血		#		別紙樹
(注意事項) 1 [略]					婦の買	の別	役員	7	Ą	法寸。	緩の質	代表	商号、	申請年月	Œ	別紙様式第二十二号
			HH		外務員の職務を行った		役員又は使用人	7			泉を受けた!	代表者の役職氏名	名称又は氏名	年月日	爂	
		煮の名称	しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業	所属していた金融商品取引業者、	ことの有無及び期間		1 役員 2 使用人		ふりがな		外務員の登録を受けたいので、金融商品取引法第64条第3項の規定により登録を	名	氏名			(第二日四十九条、第二日) 外務員登録 5
			業者又は金融	5品取引業者、	1 有			生年月日	性別		5 第64条第35					第二日八十九条舆保)
			ザービス仲介業	登録金融機関若	2 浦			年月日	1 男 2 女		頁の規定により登録る				収 入 印 紙消印しないこと	
(注意 1					外務		務員	**		申請します		<u></u>		#		別絥淶八弗
(注意事項) 1 [同左]			卧		員の職務	の別	役員又	Σ	Ą	# +	饅笠の員	代表者	商号、	申請年月	霽	又 男
			HH		外務員の職務を行ったこ		員又は使用人	7			を受けた	代表者の役職氏名	商号、名称又は氏名	5月日	165	, 方 (用-
	1 1 1				٠.		•		Ś		_		—			* [
			は金融商品仲	所属していた			1 役員 2		ふりがな		いので、金融商品	名	氏名			第 員 登
			は金融商品仲介業者の	所属していた金融商品	ことの有無及び期間 1		. 1 役員				いので、金融商品取引法第	名	氏名			3四十儿采、另二日八十
			は金融商品仲介業者の名称	所属していた金融商品取引業者、	との有無及び期間		1 役員 2	生年月日	. りがな 性 別		いので、金融商品取引法第64条第3項	名	氏名			3四十九条、第二日八十九条阅除) 務 員 登 録 申 請 書
					との有無及び期間 1		1 役員 2	生年月日 年 月			外務員の登録を受けたいので、金融商品取引法第64条第3項の規定により登録を	A	氏名		収 入 印 ^総 消印しないこと	r 九条、第二日八十九条 員 登 録 申 請

	備考 表中の [] の記載は注記である。
3 [同左]	3 [略]
	ů.
は、外務員の職務に係る記載欄を利用して記載すること。	及びその期間については、外務員の職務に係る記載欄を利用して記載するこ
その期間並びに金融商品取引業を行ったことの有無及びその期間について	を行ったことの有無及びその期間並びに金融商品取引業を行ったことの有無
2 登録を行おうとする外務員に係る <u>金融商品仲介業</u> を行ったことの有無及び	2 登録を行おうとする外務員に係る金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務

(特定金融指標算出者に関する内閣府令の一部改正)

第十二条 特定金融指標算出者に関する内閣府令(平成二十七年内閣府令第三十九号)の一部を次のように

改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

	備考 表中の [] の記載は注記である。
2 [同上]	2 [略]
[十一~二十 同上]	[十一~二十 略]
[ロ・ハ 同上]	[ロ・ハ 略]
	れた場合における金融庁長官への報告
	む。)に該当する行為又はそのおそれのある行為がなさ
た場合における金融庁長官への報告	第百一号)第三十一条第一項において準用する場合を含
号ハに該当する行為又はそのおそれのある行為がなされ	ハ(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律
※ 法第三十八条第七号若しくは法第六十六条の十四第一	※ 法第三十八条第七号若しくは第六十六条の十四第一号
[(i) · (ii) 同上]	[(i) · (ii) 略]
	のである場合には、次に掲げる職務
(10) [同上]	⑩ 特定金融指標が算出基礎情報を基礎として算出されるも
[1] (9) 同上]	[1] (9) 略]
イ [同上]	イ 内部監督部門の職務(次に掲げる職務を含む。)
	関する次に掲げる事項
	めの内部監督に係る部門(以下「内部監督部門」という。)に
十 [同上]	十 特定金融指標算出業務が適正に遂行されることを確保するた
[一~九 同上]	[一~九 略]
	る事項は、次に掲げるものとする。
第九条 [同上]	第九条 法第百五十六条の八十七第二項に規定する内閣府令で定め
(業務規程の記載事項)	(業務規程の記載事項)
改正前	改正後

(金融庁組織規則の一部改正)

金融庁組織規則 (平成十年総理府令第八十一号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

備考 表中の [] の記載は注記である。	[略]	事件の調査」という。)に関すること。	号及び第二十三条第二十項から第二十三項までにおいて「犯則	律(平成十九年法律第二十二号)に基づく犯則事件の調査(次	二年法律第百一号)及び犯罪による収益の移転防止に関する法	金融商品取引法、金融サービスの提供に関する法律(平成十	第二十一条 特別調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。	特別調査課の所掌事務)	改正後
	二 [同上]		こと。	二十三項までにおいて「犯則事件の調査」という。)に関する	に基づく犯則事件の調査(次号及び第二十三条第二十項から第	一 金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律	第二十一条 [同上]	(特別調査課の所掌事務)	改正前

附 則

この府令は、 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等

(令和三年十一月一日)

から施行する。

の一部を改正する法律の施行の日

176